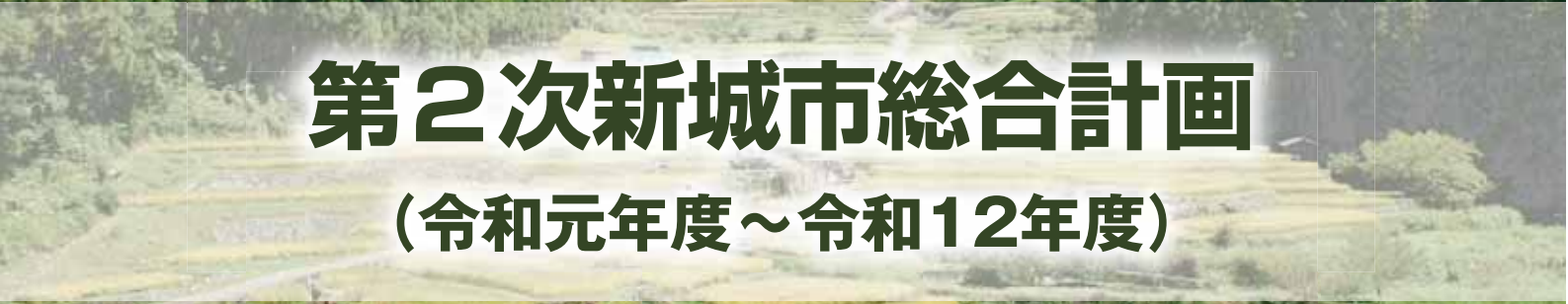


第2次新城市総合計画

(令和元年度～令和12年度)

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ





新城市長 穂積 亮次

平成 17 年 10 月、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の合併により新たな「新城市」が誕生しました。平成 20 年には、新市として最初の「第 1 次総合計画（平成 20 年度～平成 30 年度）」を策定し、「市民が^{ひと}つなぐ 山の湊 創造都市」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでまいりました。

その間、我が国では、人口減少・少子高齢化の進行や大規模災害の発生に伴う安全安心意識の高まり、情報通信技術の進歩等によるグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の潮流が大きく変化し、大変革の時代を迎えました。

平成 27 年度には、終期を 2060 年とする長期間の人口を展望する人口ビジョンを作成し、人口が減少していく中、「バランスのとれた年齢構成への転換」を図ることを目標としました。たとえ人口が減少したとしても、年齢構成のバランスがとれることで持続可能なまちでありつづけることができます。そのためには、人の行き交うエネルギーをまちの活力へと取り込み、「つながる人々」を増やし、内外の交流を促進しながら、新しい繁栄を築いていかなければなりません。

人生 100 年時代の到来と少子高齢化が進む社会は、ますます全ての市民が世代を超えて支え合う社会の構築が必要となります。第 2 次新城市総合計画は、これから令和 12 年度までの新城市のまちづくりの指針です。第 1 次新城市総合計画期間に創り上げた“つながり”を“力”に変えて“豊かさを切り拓く”ことを追求します。目指す将来像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊^{ひと}しんしろ」としました。

新たな時代の幕開けと同時にスタートする本総合計画であります。市政の課題を皆様と共に考え、共有しながらまちづくりの推進に取り組む所存であります。ご理解とご協力を切にお願いします。

結びに、この計画策定にあたり、市民満足度調査や団体ヒアリング、市民検討会など貴重なご意見や提案をいただきました多くの市民の皆様を始め、ご審議いただきました新城市総合計画審議会委員の皆様には、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

序 論

1	総合計画の策定について	2
2	第1次新城市総合計画の評価・検証	5
3	新城市の概況	12
4	令和12年に至る社会潮流	19
5	新城市民の思い	21

基本構想

1	まちづくりの基本的な考え方	28
2	将来像	29
3	まちづくりの枠組み	32
4	施策の体系	36
5	行政経営の方針	40
6	進捗管理	41

基本計画

1	概 要	44
2	人 口	44
3	地域経営ビジョン	50
4	行政経営ビジョン	51
5	政策横断重点戦略	64
6	個別計画	68

資料編

諮 問	132
答 申	134
審議会委員名簿	136
審議会条例	138
策定委員会名簿	140
委員会設置要綱	141
策定経緯	143
パブリックコメントの実施結果	144
西暦・和暦早見表	152
注釈一覧	153

Contents

序論



1 総合計画の策定について

【1】新城市総合計画の策定に至る経緯

平成17年10月、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により誕生した「新城市」では、「第1次新城市総合計画（平成20年度～平成30年度）」を策定しました。

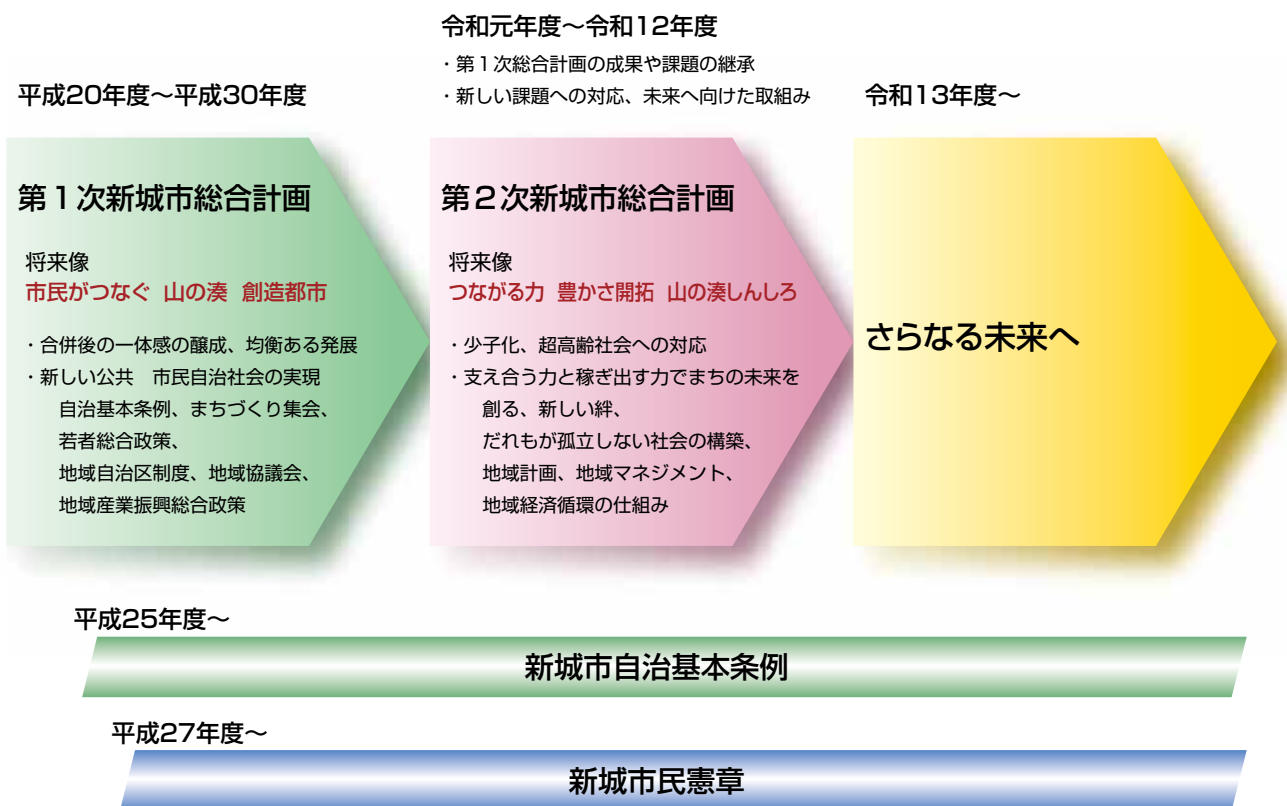
第1次新城市総合計画では、旧3市町村の合併後のまちづくりの方向性を示した「新市まちづくり計画」を踏まえ、新市の一体感の確立や住民福祉の向上、地域の均衡ある発展等を目指し、まちの将来像として掲げた「^{ひと}市民がつなぐ ^{みなと}山の湊 創造都市」の実現に向けた総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。

この間、我が国は、出生数の減少、若者世代の都市部への転出、平均寿命の延伸等により少子化、超高齢社会を迎えるなど本市を取り巻く社会環境は大きく変化しました。

少子化、超高齢社会では、地域経済の生産性や成長力の低下、地域コミュニティ機能の低下、税収の減少、公共施設等の維持や社会保障に要する費用負担の増加など様々な影響が現れるとされています。

このような厳しい社会環境の中にあっても、新しい政策課題や多様な住民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくためには、まちの将来像やまちづくりの方向性を主体的かつ明確に描き、それを実現するための取り組みに本市のあらゆる資源を集中させなければなりません。

このような経緯から、様々な課題をしっかりと認識した上で、希望ある未来への展望を描くため、「第2次新城市総合計画」を策定します。



【2】計画の位置づけ

総合計画は、新城市自治基本条例（平成 25 年施行）に基づいて策定する行政運営の指針であり、市民等との協働のまちづくりの指針でもあります。

新城市自治基本条例 抜粋

第 7 章 市政運営
（総合計画等）

第 22 条 市長は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めます。

2 市長は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

【3】総合計画の期間及び構成

ア 計画期間

令和元年度から令和 12 年度までの 12 年間です。

イ 構成

「基本構想」と「基本計画」で構成します。

a 基本構想

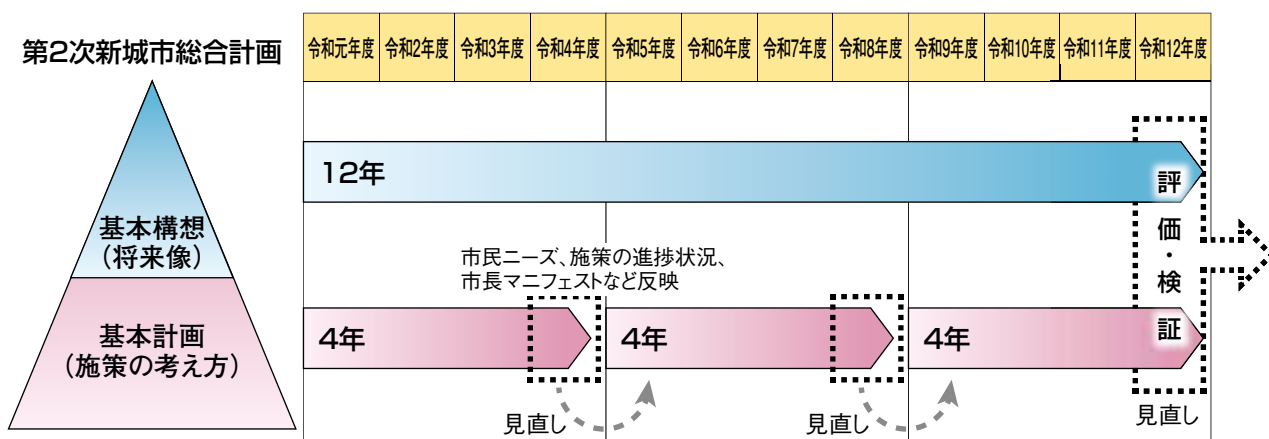
まちづくりの基本的な考え方、まちの将来像、ひと・ちいき・まちの姿を描きます。

また、将来人口や土地利用構想の考え方、まちの将来像を実現するための政策の方向性を定めます。

b 基本計画

基本構想で示したまちの将来像などを実現するための分野別の施策の考え方を示します。

なお、基本計画は、社会経済状況や市民ニーズの変化への対応、施策の進捗状況や市長マニフェストの反映のため、4 年毎に見直しを検討します。



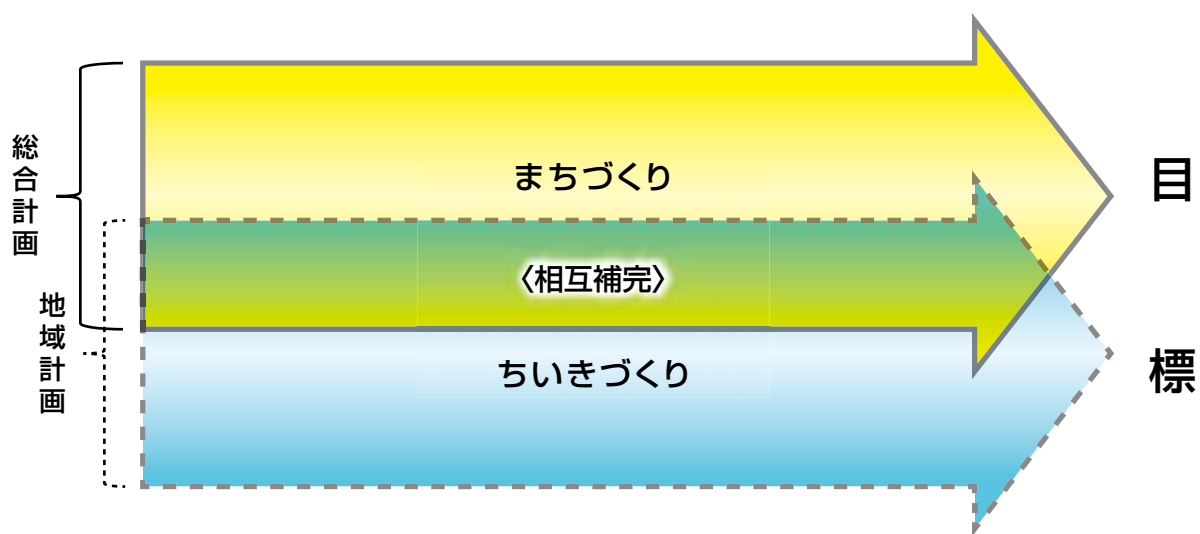
基本構想の実現や基本計画の具体化に向けた個別事業は、毎年度検討します。

【4】総合計画と地域計画の関係

地域自治区（10 地区）では、地域の将来像や地域づくりの方向性、住民の思いなど、地域住民が共有するものとして自治区毎に「地域計画」を策定しています。

総合計画は、地域計画と相互補完の関係性を保ちながら、まちづくりを進めていきます。

総合計画と地域計画の関係イメージ



2 第1次新城市総合計画の評価・検証

【1】個別目標（施策）の達成度

第1次新城市総合計画では、82項目ある個別目標（施策）の進捗や達成度を把握するため、2つの指標を設定しました。

ひとつは、5,000人の市民を対象に把握する「市民満足度」、もうひとつは、事業実施の効果や結果である「成果指標」です。

第1次新城市総合計画期間は、平成30年度を最終年度としていますが、第2次新城市総合計画の策定に合わせ、平成29年度の実績で評価しました。

（次頁「個別目標（施策）の達成状況一覧」参照）

ア 市民満足度

全40項目の「市民満足度」のうち、18項目が達成、13項目が概ね達成となりました。

市民と行政の協働に関する項目（「住民参加への取り組み」「住民自治の活性化」など）や安全に暮らせる地域づくりに関する項目（「消防・救急体制の充実」「交通安全対策の推進」など）は、目標を達成できたものが多くあります。

一方、「にぎわいの創出と交流人口対策」「便利な市街地・中心街の整備」「学校教育施設の整備」及び「地域医療や公共交通機関の充実」などの項目は、目標を達成することができませんでした。

イ 成果指標

全105項目の「成果指標の達成度」のうち、50項目が達成、38項目が概ね達成となり、この2つを合わせると8割を越える項目について、設定した目標を達成することができました。

子育て応援に関する項目（「0歳児保育実施園数」「病児・病後児保育の実施」など）や安全に暮らせる地域づくりに関する項目（「災害時要援護者の情報登録者数」「安全灯設置数」など）は、目標を達成することができました。

また、財政運営（「経常収支比率」「将来負担比率」など）や人事管理（「定員適正化計画」「職員採用計画」など）といった行政経営の分野に関する項目についても、そのほとんどで目標を達成することができました。

一方、催し物や施設等の参加者数又は利用者数、出生数や融資件数、外国人相談件数など社会経済状況の影響を受けやすい項目は、目標を達成することができませんでした。

市民の満足度 ○：達成（目標以上）
 ○：概ね達成（目標の90%以上）
 △：未達成（目標の90%未満）
 -：未測定

成果指標の達成度 ○：達成（目標以上）
 ○：概ね達成（目標の70%以上）
 △：未達成（目標の70%未満）
 -：未測定

個別目標（施策）の達成状況一覧

個別目標（施策）	市民の満足度	達成状況	成果指標の達成度	
			達成状況	達成状況
1 まちづくりの協働体制を整備します	住民参加への取組み 住民自治の活性化	◎ ◎	まちづくりの協働体制の満足度 公募による市民委員数	○ ◎
2 情報の発信と共有を進めます	市の広報・広聴の充実 地域情報化への取組み	◎ ◎	ケーブルテレビ加入率（インターネット含まず） 市ホームページアクセス数	◎ ◎
3 市民ニーズを把握します	市の広報・広聴の充実 住民参加への取組み	◎ ◎	市政報告会参加数	△
4 広域連携・交流を進めます	広域連携への取組み 市の宣伝・情報提供の充実	◎ △	本市広域事業数 本市出展PR事業数	◎ ◎
5 市民活動を応援します	住民自治の活性化 住民参加への取組み	◎ ◎	めざまち申請件数 サポートセンター登録団体	△ △
6 地域内分権の担い手を組織します	住民自治の活性化 住民参加への取組み	◎ ◎	地域協議会開催数 再編地域数	◎ -
7 市民交流を進めます	市の一体感を感じる取組み	○	スポレク祭等参加者数 文化イベントの観客動員数	○ ◎
8 男女共同参画社会をつくります	住民参加への取組み	◎	審議会等への女性登用率	○
9 多文化共生を進めます	国際交流への取組み	◎	外国人相談件数	△
10 国際交流活動を応援します	国際交流への取組み	◎	海外派遣参加者が市政に興味を持ち、市の行事に参加する	△
11 地域資源を活かした観光戦略を進めます	にぎわいの創出と交流人口対策	△	市への観光入り込み客数	◎
12 観光施設を有効に活用します	にぎわいの創出と交流人口対策	△	市への観光入り込み客数	◎
13 利用可能な情報システムの拡大を進めます	地域情報化への取組み	◎	ケーブルテレビ加入率（インターネット含む） 光ファイバケーブル引込率	○ ◎
14 光ファイバネットワークを有効に活用します	地域情報化への取組み	◎	光ファイバケーブル引込率	◎
15 森林の保全・整備を進めます	第1次産業（農林水産業）の振興	○	間伐実施面積（市全体）	△
16 林業生産活動を応援します	第1次産業（農林水産業）の振興	○	新規林業就業者数 市場での木材取扱量	◎ ◎
17 林業基盤の整備を進めます	第1次産業（農林水産業）の振興	○	市場での木材取扱量	◎
18 農業生産物の消費拡大を進めます	第1次産業（農林水産業）の振興	○	直売所販売額 食と地域の交流会参加者数	◎ ◎
19 農業生産活動を応援します	第1次産業（農林水産業）の振興	○	専業農家数	◎
20 農業基盤の整備を進めます	第1次産業（農林水産業）の振興	○	専業農家数 農家戸数	◎ ○
21 魅力ある商店街づくりを応援します	便利な市街地・中心街の整備	△	商工会会員加入率 イベント集客数	○ ◎
22 企業誘致を進め、雇用を確保します	第2次産業（鉱業、建設、製造業）の振興	◎	市内事業所数（工業） 市内従業員数（工業）	○ ○
23 がんばる中小企業を応援します	第2次産業（鉱業、建設、製造業）の振興 第3次産業（サービス業）の振興	◎ △	年間融資件数	△
24 地域産業振興政策を進めます	第1次産業（農林水産業）の振興 第3次産業（サービス業）の振興	○ △	地域産業総合振興条例審議委員会開催	◎
25 公共交通網の整備を利用向上を進めます	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	△	バス路線利用者満足度	○
26 道路網の整備を進めます	円滑な道路網の整備 快適な生活道路の整備	○ ◎	市道改良度 市道舗装率	◎ ◎
27 活気がある市街地をつくります	便利な市街地・中心街の整備	△	イベント集客数	◎
28 安全な水を届けます	安全な水の供給	○	上水道普及率 簡易水道普及率	○ ○
29 下水を処理し水環境を守ります	衛生的な下水・雨水の処理	○	污水处理普及率（全体） 水洗化率（集合処理区域）	◎ ◎
30 公園、墓園の整備を進めます	暮らす場の整備	◎	都市公園等面積	○
31 良質な住宅の整備を進めます	暮らす場の整備	◎	木造個人住宅耐震診断数	○
32 生活環境を保全します	暮らす場の整備	◎	苦情受付件数 苦情処理件数	○ ○
33 移住・定住を進めます	暮らす場の整備	◎	空き家利活用件数 オフィス・作業場への入居者数	◎ △
34 歴史文化財を継承します	文化、芸能等の振興、保存	○	指定文化財等件数	◎
35 歴史文化財・伝承文化等の紹介・活用を進めます	文化、芸能等の振興、保存	○	施設観覧者数 企画展・講座・行事参加者数	◎ ◎
36 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます	学校教育施設の整備 児童生徒の教育環境対策	△ ◎	支援による児童生徒の改善率 机・椅子の更新率	◎ ○
37 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます	青少年の健全育成	○	成人式参加率 青年の家利用者数	○ △
38 市民文化活動を応援します	文化、芸能等の振興、保存 文化施設の整備充実	○ ○	文化協会登録団体の会員数 文化イベントの観客動員数	○ ◎
39 市民スポーツ活動を応援します	スポーツに親しむ環境づくり	△	体育協会登録会員数 マラソン大会参加者数	○ ○
40 生涯学習活動を応援します	生涯学習の推進	○	公民館まつり等参加者数 土曜親子ふれあい教室参加者数	◎ △
41 病院・診療所の体制を整えます	地域医療等の充実	△	救急車収容率	◎

個別目標(施策)	市民の満足度	達成状況	成果指標の達成度	
			達成状況	達成状況
42 地域医療の連携を進めます	地域医療等の充実	△	紹介率(市民病院の初診患者のうち、他の診療所から紹介状のあった割合)	◎
43 予防医療を進めます	健康づくり支援の充実	◎	受診率(市が実施するがん検診受診者の割合)	◎
44 健康づくりを応援します	健康づくり支援の充実	◎	三大生活習慣病による死亡者数	◎
45 子ども生む環境を整えます	子育てを応援するサービス 地域医療等の充実	◎ △	健康教育事業参加者数	○
46 子ども育てる環境を整えます	子育てを応援するサービス	◎	出生数	△
47 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます	子育てを応援するサービス	◎	出産・育児等事業の満足度	○
48 地域内福祉・相互扶助活動を進めます	高齢者の自立支援や福祉対策 障害者の自立支援や福祉対策	◎ ◎	子ども医療費助成受給対象者 病児・病後児保育の実施	◎ ◎
49 高齢者の生きがい対策を進めます	高齢者の自立支援や福祉対策	◎	0歳児保育実施園数	◎
50 障害者の自立を支援します	障害者の自立支援や福祉対策	◎	放課後児童クラブ開設箇所数(通年)	◎
51 地震・防災対策を進めます	大地震対策への取り組み	○	福祉分野におけるネットワーク会議の開催数	△
52 災害対策能力を強化します	大地震対策への取り組み 地域の防災組織の充実	○ ○	各種介護予防教室における満足度	—
53 消防体制を強化します	消防・救急体制の充実	◎	市内グループホームの数	◎
54 防犯活動を進めます	防犯対策への取組み	○	災害時要援護者の平常時における情報提供 同意の確認割合	◎
55 交通安全対策を進めます	交通安全対策の推進	◎	自主防災組織防災訓練実施数	○
56 消費者支援活動を進めます	市の宣伝・情報提供の充実	△	学校利用率(利用学校数/市内小学校数)	△
57 犬の愛護管理対策を進めます	暮らす場の整備	◎	救急救命士数(累計)	○
58 地域の環境を学びます	環境対策への取組み	○	消防団員数	○
59 地域の環境を調査し紹介します	環境対策への取組み	○	自主防犯ボランティア設置状況(団体)	○
60 農村環境を保全します	第1次産業(農林水産業)の振興 環境対策への取組み	○ ○	安全灯設置数	◎
61 森林環境を保全します	第1次産業(農林水産業)の振興 環境対策への取組み	○ ○	人身事故発生件数	◎
62 水辺の環境を保全します	環境対策への取組み	○	講演会内容の満足度	○
63 循環型社会への取り組みを進めます	環境対策への取組み	○	狂犬病予防注射の接種率	○
64 廃棄物の適正処理を進めます	ごみ・し尿処理への取組み	◎	参加者の満足度	◎
65 財源の確保に努めます	行政経営の健全度	—	特別展の開催(見学者数)	◎
66 負担の適正化・資産の活用を進めます	行政経営の健全度	—	環境改善率先行動宣言者数 学習会等への参加者数	◎ ◎
67 財源配分・予算編成を見直します	行政経営の健全度	—	市民1人1日当りの排出量抑制 再利用率の向上	◎ ◎
68 歳出の抑制に努めます	市の広報・広聴の充実	◎	経常収支比率	◎
69 市民参加の機会を示します	住民参加への取組み 住民自治の活性化	◎ ◎	将来負担比率	◎
70 行政手続きを明確にします	住民参加への取組み	◎	実質公債費比率	◎
71 市民自治を進めます	住民参加への取組み 住民自治の活性化	◎ ◎	市財政関係ホームページへのアクセス数	◎
72 行政評価制度を導入します	住民参加への取組み 住民自治の活性化	◎ ◎	経常収支比率	◎
73 組織機構の見直しを進めます	窓口サービスの対応	◎	実質公債費比率	◎
74 適正な定員管理を進めます	市の広報・広聴の充実	◎	経常収支比率	◎
75 民間委託等を進めます	住民参加への取組み	◎	市民協働欄記入率	◎
76 優秀な人材を確保します	市の広報・広聴の充実	◎	まちづくりの協働体制の意識調査	○
77 人材を育成します	市の広報・広聴の充実	◎	市ホームページアクセス件数	◎
78 能力に応じた適正評価等を進めます	窓口サービスの対応	◎	市民まちづくり集会参加者満足度	○
79 人材を育てる職場をつくります	窓口サービスの対応	◎	評価事務事業数	○
80 情報の発信と共有を進めます	市の広報・広聴の充実 地域情報化への取組み	◎ ◎	市ホームページアクセス件数	◎
81 市民ニーズを把握します	市の広報・広聴の充実 住民参加への取組み	◎ ◎	定員適正化計画の達成度	◎
82 情報技術によるサービス向上を進めます	市の広報・広聴の充実 地域情報化への取組み	◎ ◎	指定管理施設数	◎
			職員採用計画の達成度	◎
			市職員の対応の満足度	○
			勤勉手当の成績率への反映	△
			年次有給休暇の平均取得日数	○
			ケーブルテレビ加入率(インターネット含む)	○
			光ファイバケーブル引込率	◎
			市政報告会参加数	△
			ケーブルテレビ加入率(インターネット含む)	○
			光ファイバケーブル引込率	◎

◎ 18
○ 13
△ 8
— 1

◎ 50
○ 38
△ 15
— 2

【2】 総括

ア 目標人口 50,000 人について

第1次新城市総合計画では、平成30年の目標人口を50,000人と設定しましたが、平成27年の国勢調査人口は47,133人であり、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口は46,761人のため、目標人口は達成できませんでした。

人口の増減は、「社会増減（転入・転出の差）」と「自然増減（出生・死亡の差）」を合計したもので決まります。社会増減は、図1のとおり、転入者数が転出者数を上回ることはありませんでした。

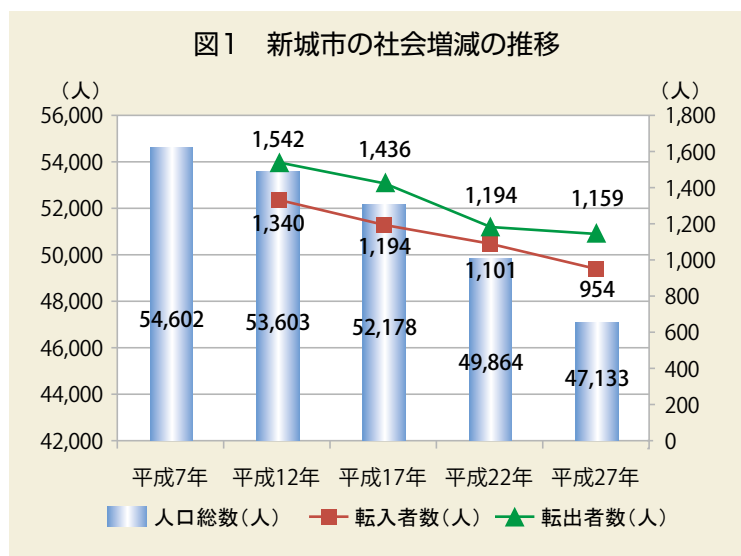
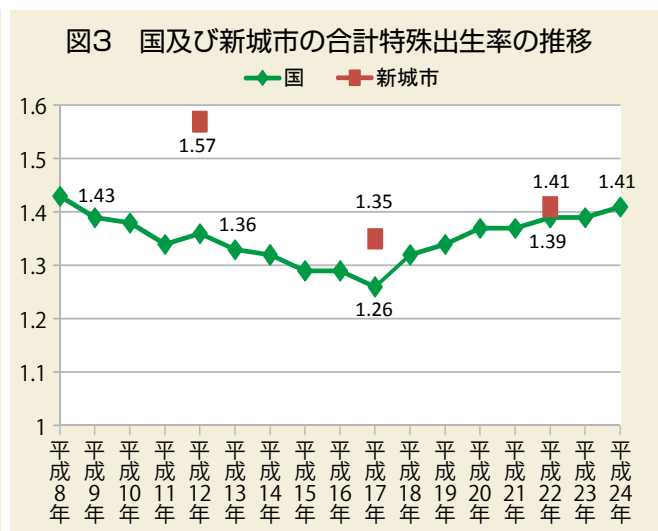
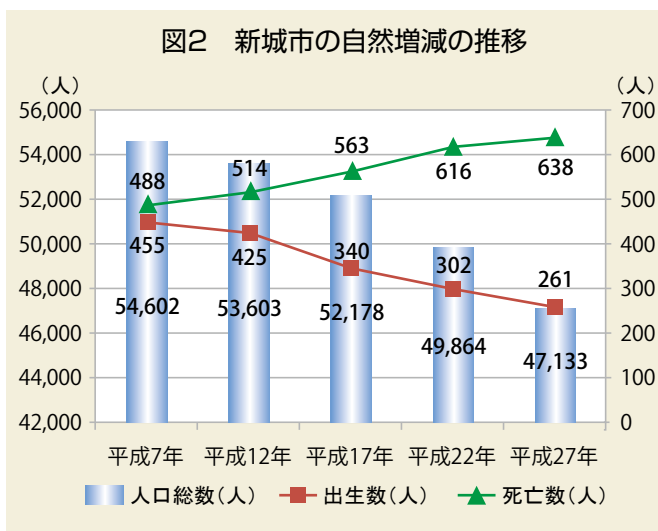


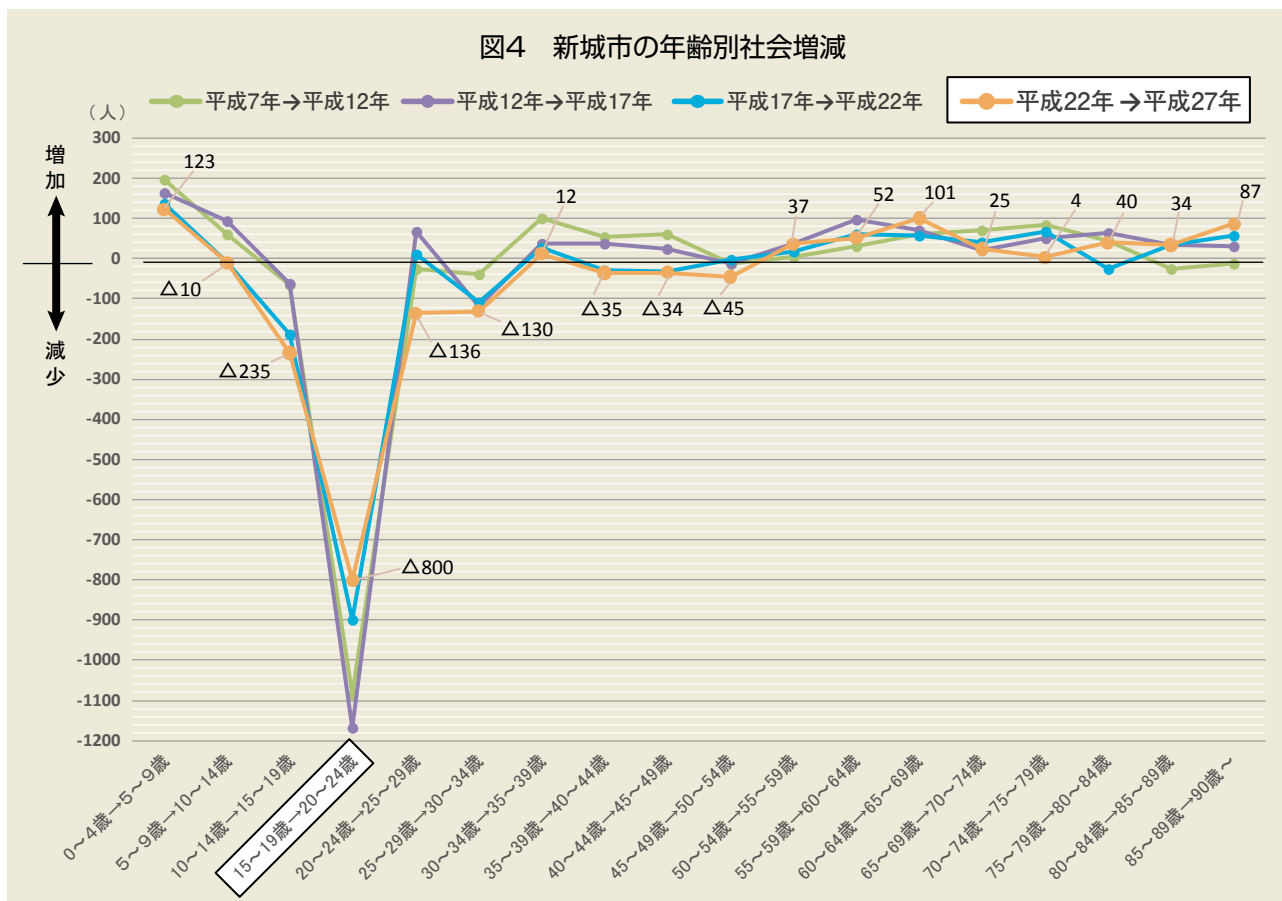
図2では、自然増減の推移を表しています。人口が減少する要因である死亡数が出生数を大きく上回っています。さらに死亡数と出生数の差は年々大きくなっています。

妊娠・出産は、個人や夫婦の考え方や就業状況、ライフスタイルなどが影響すると思われるますが、あくまでも個人の意思に基づくものですので出生数の減少の原因を限定することはできません。

新城市は公設公営こども園による待機児童ゼロの達成や各種保育サービスの実施、医療費助成などもあり、「子育てを応援するサービス」の市民満足度は高くなっています。また、合計特殊出生率は図3のとおり国平均値を上回っています。



社会増減、自然増減の正確な理由は把握できませんが、図4の年齢別の社会増減からその原因を推測します。



数字が記載してあるオレンジのグラフは、平成22年から平成27年にかけての年代別の社会増減数です。10代後半の若年層が20代前半に成るときには800人減少しています。これは、大学などへの進学や就職による市外転出と推測できます。

また、20代前半から20代後半に成るときも、その年代が増加に転じることはないことから、就職や結婚などを機にした市外での居住と推測できます。

これらの推測を補足するデータとして、平成27年に実施した「市内在住の18～44歳の男女」や「市内在住の高校生400人」へのアンケート結果があります。

結婚後の居住希望では、「新都市に住み続けたい」の回答は34.0%でした。他のまちに移住したいと回答された方の理由は、「勤務先へのアクセスが悪いから」が60.6%と最も高くなっています。

また、高校生が回答した「卒業後、新都市に住み続けることができない」理由では、「通勤・通学が不便だから」が77.3%と最も高くなっています。しかし、一方で、「将来、新都市へのUターンを希望する」は65.6%もあります。

また、Uターンに必要な条件などは、という問いに対しては「日常的な生活の便利さ(62.3%)」「仕事の確保(60.9%)」「病院等の医療機関の充実(57.6%)」となりました。

新都市の人口の流出超過は「若者が大学等への進学及び就職時に市外転出し、Uターンすることなく他の地域で暮らしている。」ことが大きな要因であると考えられます。

イ 先駆的な取り組みについて

第1次新城市総合計画では、市民が公共の担い手となること、市民公共活動へ権限と財源を振り向ける仕組みを創り出すことに力点を置きました。

その根幹ともなる新城市自治基本条例の制定に向けては、検討段階から市民が主体的に参加し、運用に至るまで独自の取り組みを創り上げました。

地域特有の課題を地域独自の予算で解決することを市長に提案できる「地域自治区制度」では、住民が組織する地域協議会において世代や立場を越えた話し合いがなされ、これまで多くの問題が解決されました。

また、地域活性化のための様々な取り組みが行われています。

新城市では、地域自治区・地域協議会を土台として、「市民まちづくり集会」「中学生議会」「女性議会」「若者議会」など、様々な市民参加の場が有機的に作用しています。

a 若者が活躍できるまちづくり

平成27年、若者が活躍できるまちを目指す若者条例・若者議会条例がスタートしました。若者議会で議論した政策を推進し、教育、就労、定住、家庭、スポーツ、文化、そして市民参加等、若者を取りまく問題を考え、話し合う仕組みを整えています。

新城市の若者政策は、単に話し合うだけでなく、政策実現のための予算要求枠を措置していることが特徴です。市長からの諮問に対し若者が自ら考え市長に答申し、行政で検討され、市議会で議論され、実現するという全国初の仕組みを創りました。

自分たちの提案を実現することができる若者議会は、若者にまちづくりの楽しさと主権者としての若者の価値と責任の自覚を与え、「世代のリレーができるまち」の基盤のひとつとして機能しています。

b 世界大交流時代を先駆けた新しい城

「世界の新城（新しい城＝ニューキャッスル）と交流したい。」という市民の提案から生まれた「ニューキャッスルアライアンス会議」では、世界の新城と同盟（アライアンス）を結び国際会議や市民交流などを実施しています。

平成10年、7カ国8都市が参加して新城市で開催された第1回ニューキャッスル・サミットから20年、平成30年に新城市で再び開催された第11回ニューキャッスル・アライアンス会議では、第1回の倍以上となる15カ国17都市が参加しました。

加盟都市の行動指針となる共同声明では、「文化」「観光」「教育」「ビジネス」の各分野にわたる更なる交流促進が決まり、世界大交流時代の次のステージも始まっています。

新城市若者議会は、平成24年、イギリスでの会議に参加した新城市の若者から始まりました。ヨーロッパで行われている「ユース議会」に大きな刺激を受けて帰国した若者などが市民自治会議などで議論を重ねた結果、新城市若者議会条例が成立しました。

このように新城市では、市民の関わり（協働）を重んじているため必然的に独自の制度が誕生し自治が深化・拡充しています。

【3】第2次総合計画に向けて

第1次新城市総合計画の個別目標（施策）の取り組みについては、設定した目標を概ね達成することができました。

目標を達成できたものについても、施策の進め方や目標そのものについて改善と検討を重ねることで更なる成果の積み上げを図ります。

市民満足度を基調とした行政経営にあたっては、高い満足度を得られなかった項目（地域医療等の充実、便利な市街地・中心街の整備など）の原因や課題の分析を行うことで、第2次新城市総合計画に反映していきます。

目標人口では、第1次新城市総合計画の策定過程において、平成30年を47,000人程度と予測していたながら50,000人に設定しました。合併後の新しいまちづくりへの意気込みとして設定したものです。

第2次新城市総合計画では、将来人口推計をしっかりと受け止め、今後も進行する人口減少を受け入れながら、それに適応するまちづくりをしていく必要があると考えます。と同時に、大学等への進学で市外へ流出した若者が再び新城市に戻ることができるよう魅力的な働く場の創造や起業支援、働きやすい環境づくりを進めるとともに、周辺都市に就職しても新城市から通勤できる手段、暮らしてみたい住環境の整備などを進めていく必要があります。



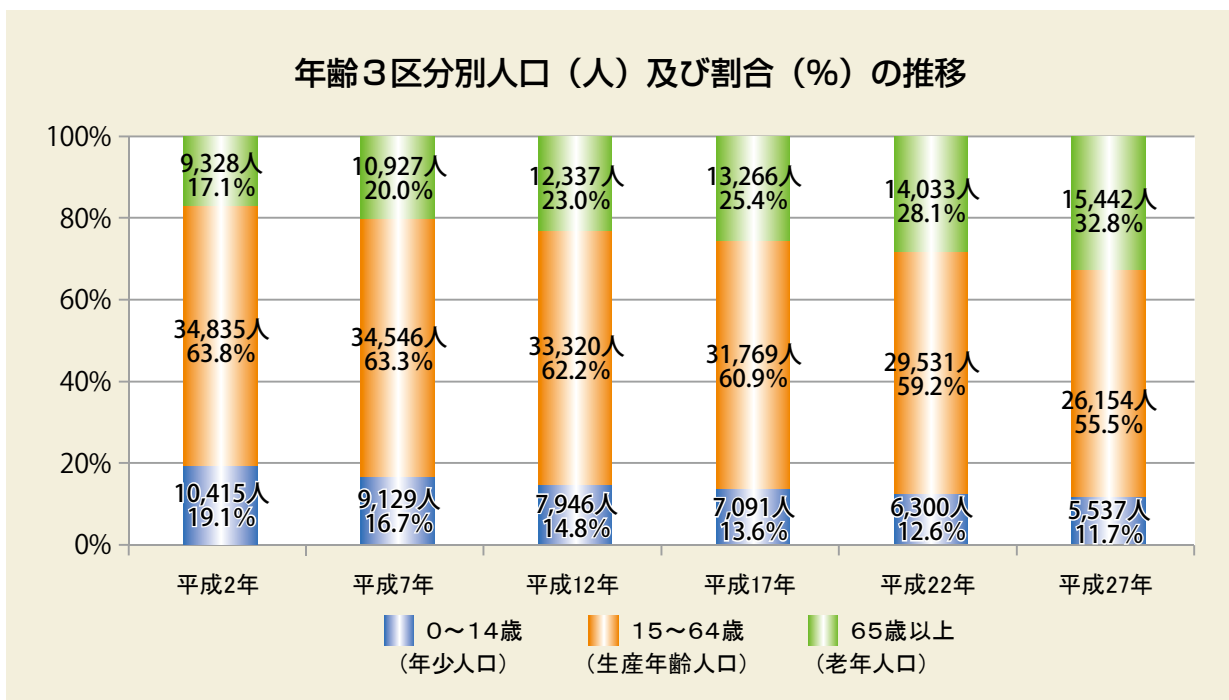
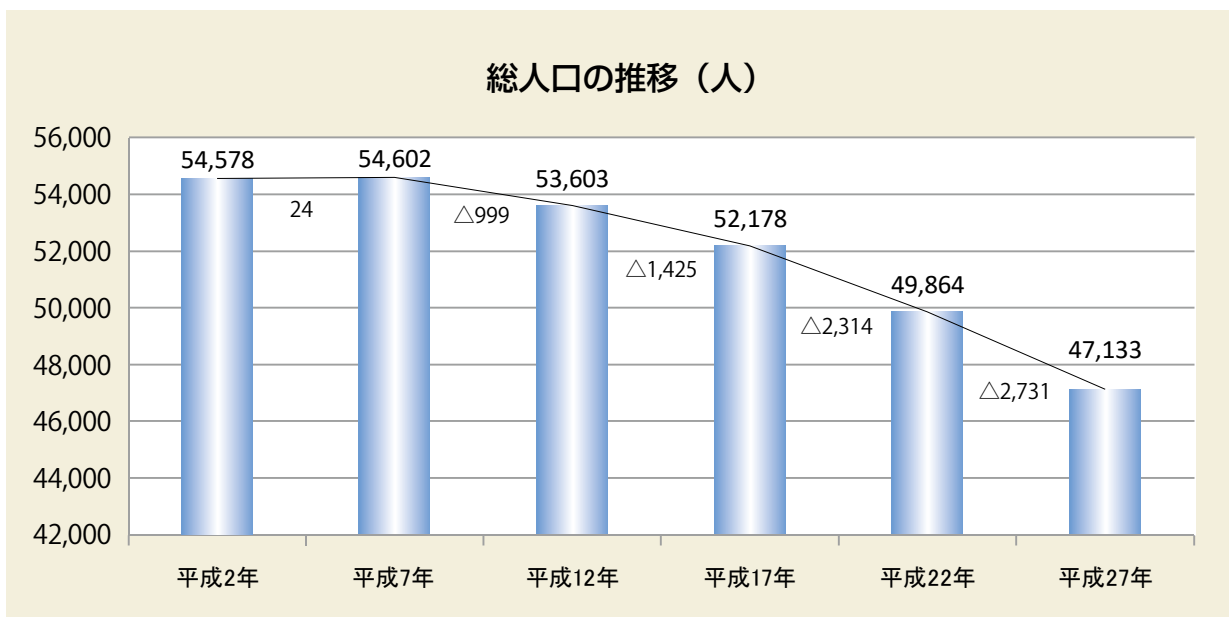
3 新都市の概況

【1】人口

ア 人口の推移

総人口は、年々減少しています。平成17年の国勢調査人口52,178人は、平成27年には47,133人となり、10年間で5千人以上が減少しました。

年齢3区分別人口割合では、65歳以上の老年人口は、平成27年に32.8%となり、初めて30%を超えました。一方、15～64歳人口の生産年齢人口と15歳未満の年少人口は、人数及び割合ともに減少しています。



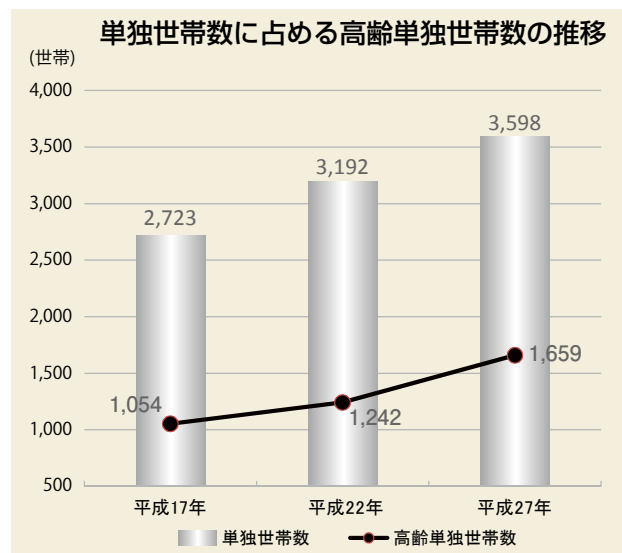
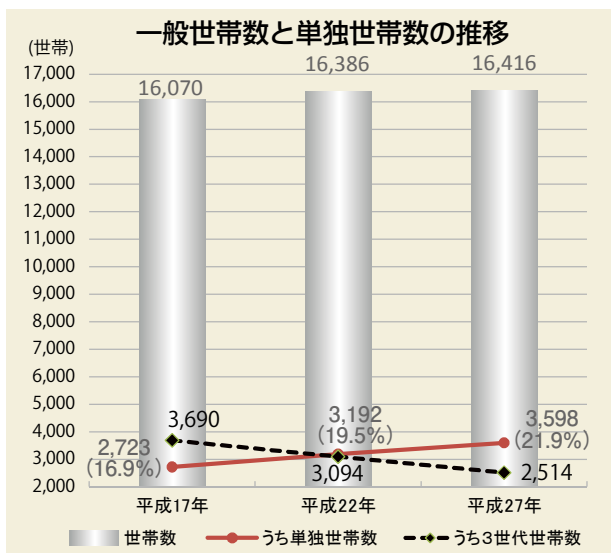
(出典：国勢調査)

イ 世帯数の推移

人口減少に反して、単独世帯の増加により世帯数は増加しています。

平成27年には、一般世帯に占める単独世帯の割合が、初めて20%を超えました。概ね4.5世帯に1世帯は、単独世帯になります。

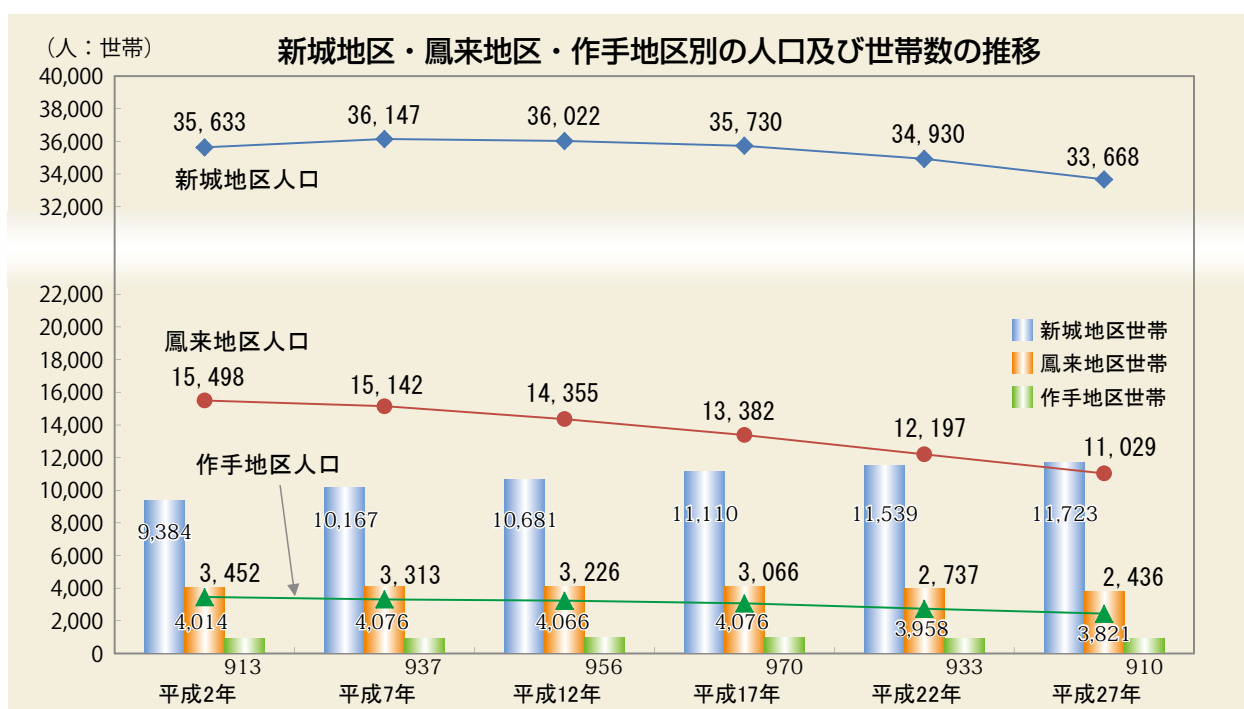
高齢者数の増加が単独世帯の増加につながっています。高齢夫婦世帯、高齢単独世帯ともに増加していますが、特に、高齢単独世帯は単独世帯の概ね半数を占めるまでになりました。



(出典：国勢調査)

人口と世帯数の推移を新城地区、鳳来地区、作手地区別に比較したところ、鳳来地区と作手地区が大きく減少したことが確認できます。特に鳳来地区は、平成2年と平成27年の25年で約4,500人が減少しています。

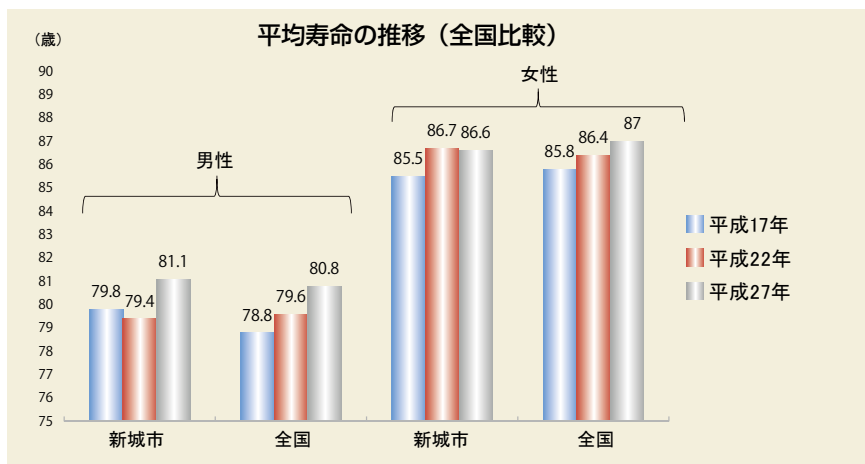
一方、世帯数は、市全体で増加しており、地区別では、新城地区が大きく増えています。



(出典：国勢調査)

ウ 平均寿命の推移

平成27年の新城市の平均寿命は、男性81.1歳、女性86.6歳です。男性は全国平均を上回るとともに、初めて80歳を越えました。



(出典：厚生労働省生命表)

エ 生活保護受給者数・世帯数の推移

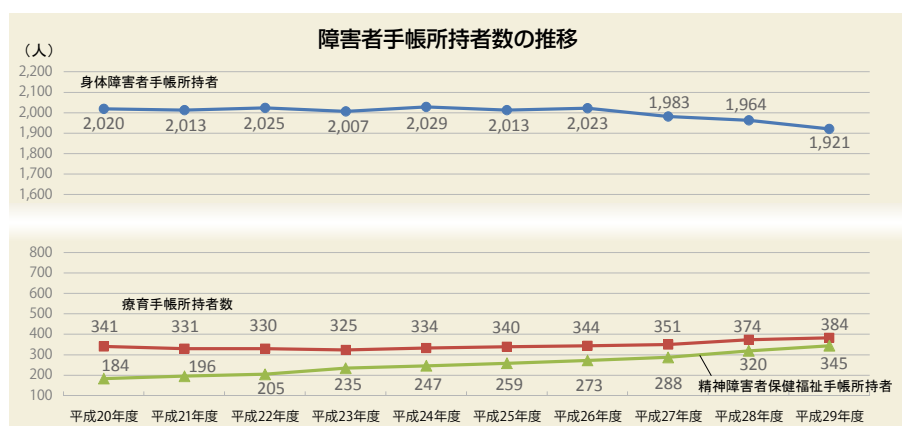
人口が減少している中、高齢者や母子世帯の増加などにより生活保護受給者数及び世帯数は増加傾向にあります。



(出典：新城市調査)

オ 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加により、全体で増加しています。

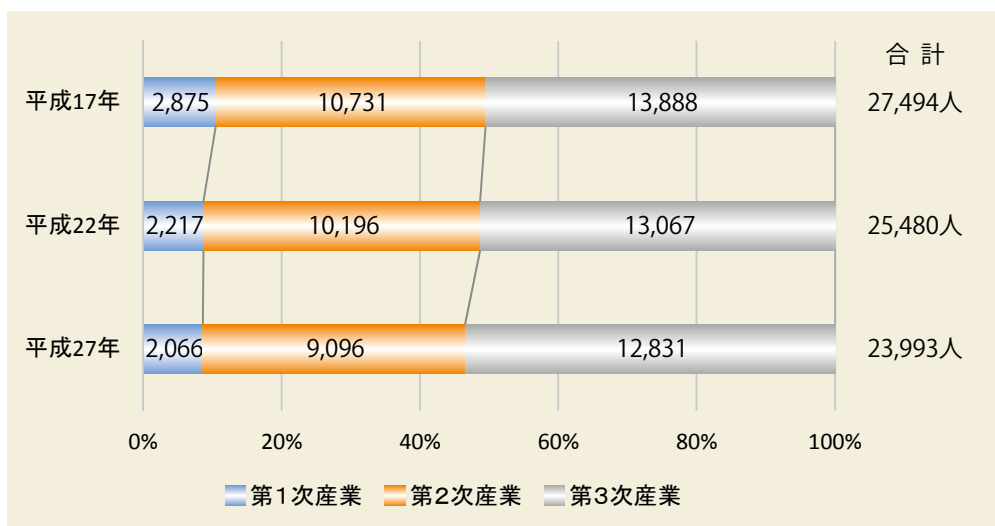


(出典：新城市調査)

【2】産業

ア 産業別就業者数の推移

就業者数は全産業で減少しています。特に、第1次産業（農林水産業）が大きく減少しています。第1次産業及び第2次産業（製造業・建設業等）の減少に反し、第3次産業（サービス業・卸・小売業等）の就業者割合は増加しています。

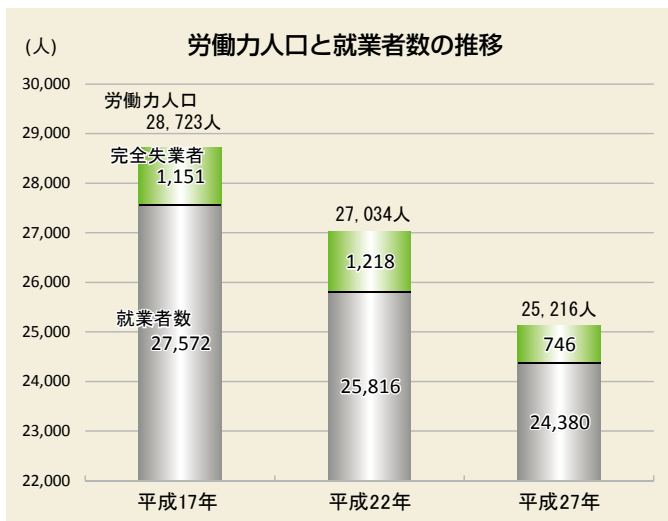


(出典：国勢調査)

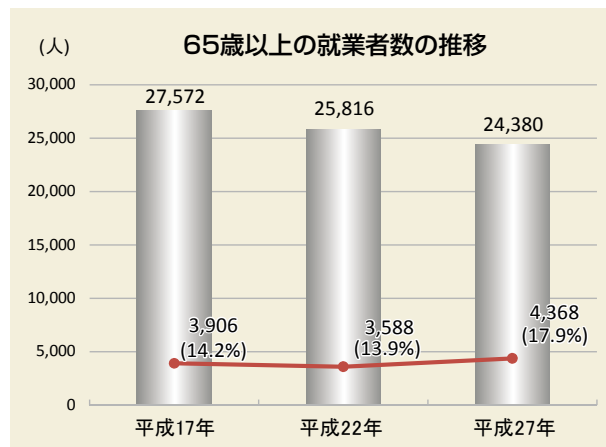
イ 労働力人口と就業者数

生産年齢人口の減少に伴い労働力人口も減少しています。

また、就業者数も年々減少していますが、就業者に占める65歳以上の高齢者の割合は、増加傾向にあります。



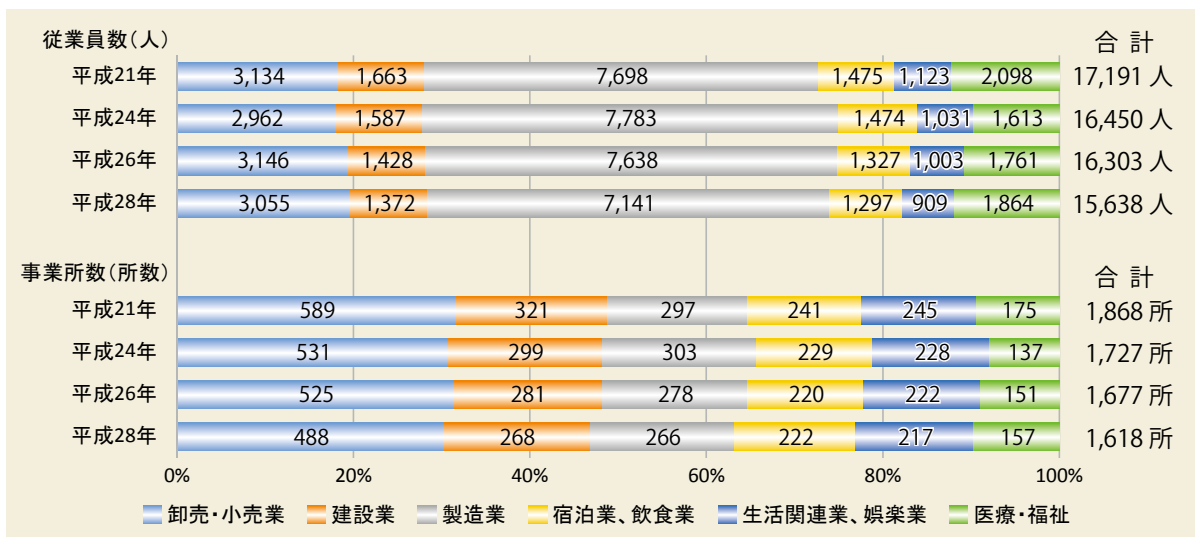
(出典：国勢調査)



ウ 業種別事業所数・従業員数の推移（上位6分類抜粋）

事業所数及び従業員数は、年々減少しています。

事業所数は卸売・小売業が最も多く、建設業、製造業と続きますが、従業員数では、製造業が最も多くなっています。これは市内工業団地に従業員数の多い企業が立地しているためと考えられます。

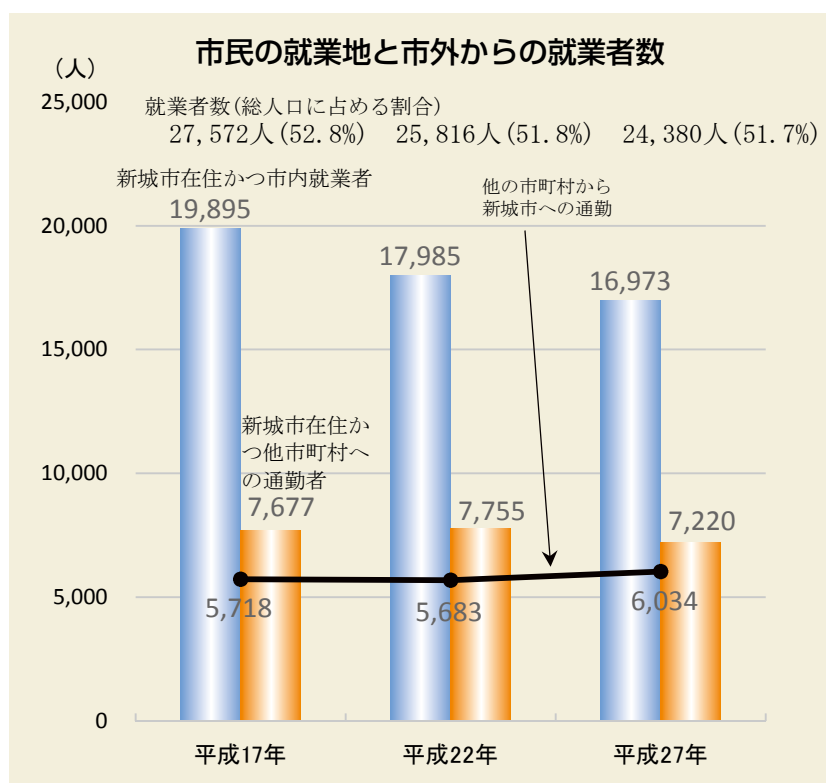


(出典：経済センサス)

エ 就業者数及び就業地の推移

総人口に占める就業者数の割合は、50%強で過去から大きな変化はありません。

市内での就業者数（新城市在住かつ市内就業者、他の市町村からの通勤者）は、年々減少していますが、他の市町村からの通勤者の割合は、年々増加しています。



(出典：国勢調査)

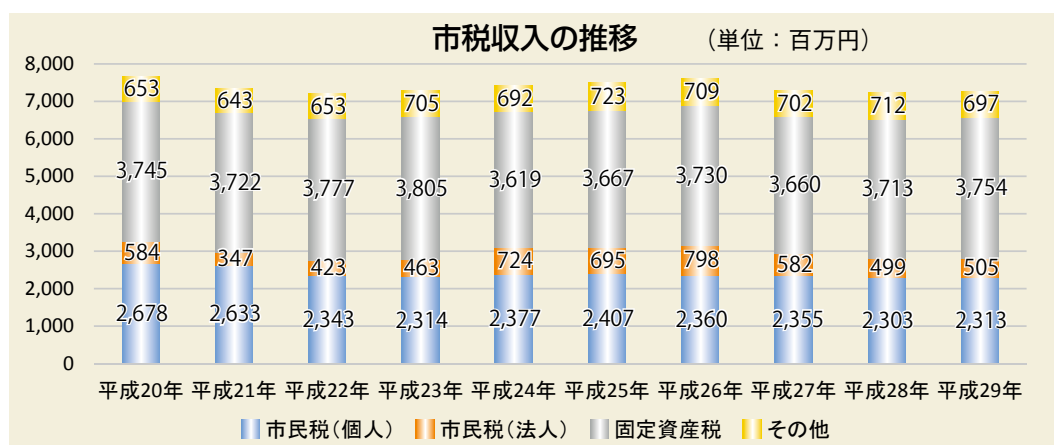
【3】暮らし

ア 市税収入の推移

平成20年にあった約77億円の市税収入は、平成27年以降は、概ね73億円ベースで推移しています。

法人市民税については、景気動向等の影響を受けやすいため、年毎に増減があります。特に、平成21年はリーマンショックの影響で大きく落ち込みました。個人市民税については、緩やかな減少傾向にあります。

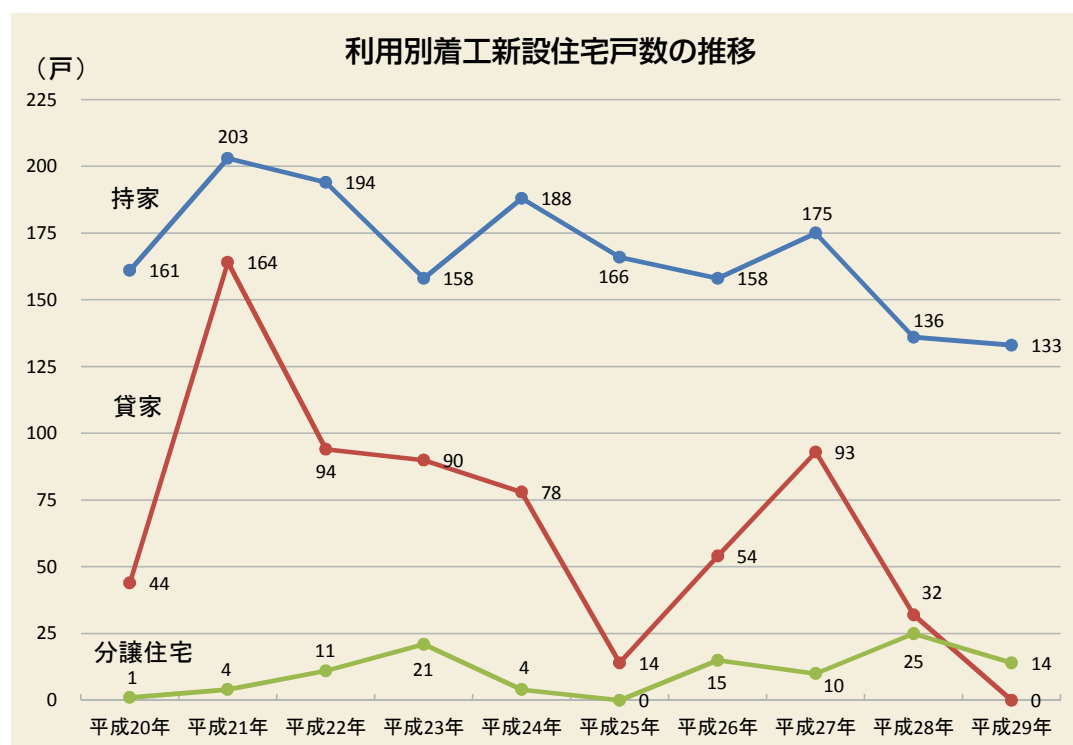
固定資産税、その他（たばこ税、都市計画税等）については、景気動向等の影響を受けにくいいため、安定的に推移しています。



(出典：新城市調査)

イ 利用別着工新設住宅戸数の推移

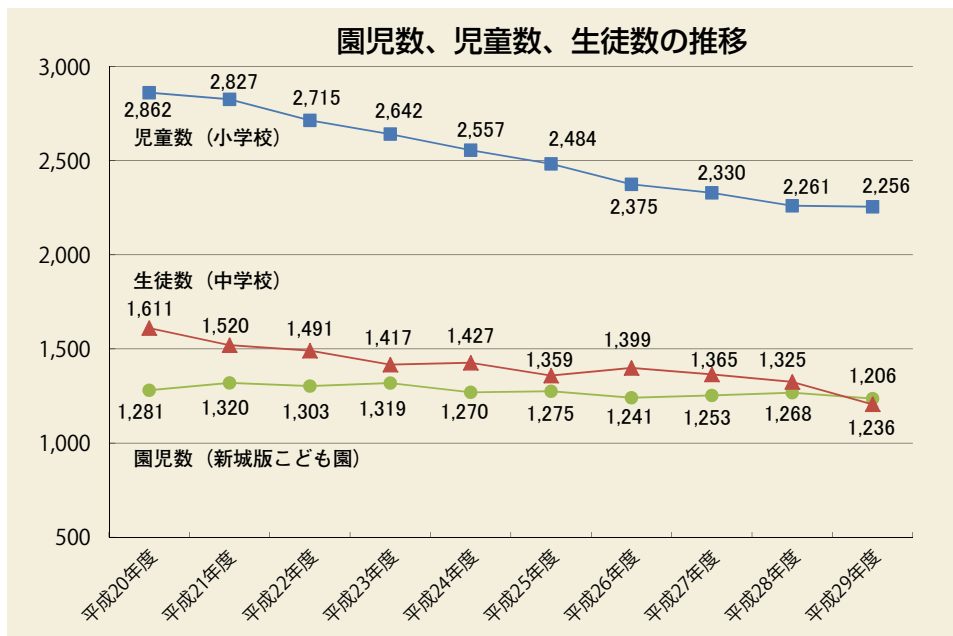
持家の新設戸数は、右肩下がり傾向にあります。また、貸家は、平成29年はこの10年間で初めて着工なしとなりました。民間による住宅開発により分譲住宅の戸数は増加傾向にあります。



(出典：建築着工統計調査)

ウ 園児・児童・生徒数の推移

児童数・生徒数は、出生数の減少に伴い年々減少していますが、園児数は、3歳未満児の保育ニーズが高まっていることから、横ばいで推移しています。

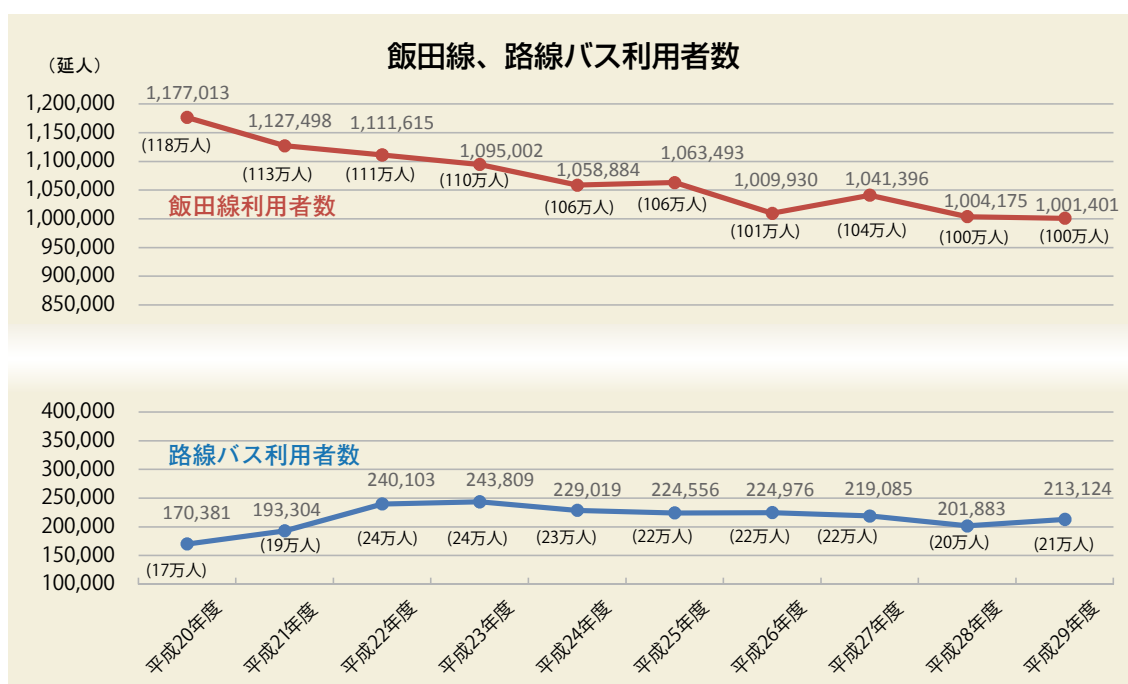


(出典：学校基本調査、新城市)

エ 公共交通機関利用者数の推移

JR 飯田線利用者は、平成 20 年は延べ 118 万人でしたが、平成 29 年には延べ 100 万人まで減少しました。

路線バスは、全体では減少傾向にあるものの学生等を対象とした路線延長、増便、運行時間の変更、新規路線の開設により利用者数が増加した路線もあります。



(出典：JR提供、新城市)
() は万人単位

4 令和12年に至る社会潮流

【1】少子化社会、超高齢社会の到来

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、本格的な人口減少時代に入りました。

今後も進む少子化と高齢化により、生産年齢人口の減少と労働力人口の不足が生じ、経済活動の縮小、社会保障費等の増加が見込まれます。

未婚化・晩婚化への対応や子育て支援対策の充実、女性の就労支援、高齢者の健康づくりや生きがい対策などに取り組むことで、年齢構成区分バランスの改善を図る必要があります。

【2】人生100年時代への突入

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えていると言われています。この先訪れる人生100年時代においては、これまでの80歳寿命を前提とした「教育・仕事・老後」という3ステージの人生以外の多様な生き方が現れます。

年齢に関係なく、生涯にわたり新しい知識やスキルを学ぶことができる、また、学び直すことができる社会システムを構築する必要があります。

【3】技術革新と多様な働き方の出現

第4次産業革命^{*}は、今後の経済構造を急速かつ大きく変換します。あらゆる分野で、AI（人工知能）、IoT^{*}等の先端技術の活用が進み、単純・肉体労働、知的労働の代替、生産性や品質の向上、また、新しいアイデアによる新事業や新サービスが創出されます。

これらの技術は、働く場所や時間の制約、性別や年齢区別、障がいの有無などに関係なく、すべての人々の活躍を促進させ、人生の選択肢を広げる可能性にあふれています。働き方の変化に合わせたライフスタイルや社会システムが必要になります。

【4】広域交流・世界交流の拡大

ICT（情報通信技術）は、社会経済活動の幅広い分野に普及し、人・モノ・情報の地球規模での交流が活発になります。遠隔地や海外の学校との情報交流、高齢者の見守りシステムの構築、テレワークの普及など生活の様相が大きく変化する可能性があります。

情報通信に限らず、高速道路等の交通網の整備は東三河地域に留まらず、東京都や名古屋市などの大都市圏への時間的、物理的な距離を短縮させます。国内外の人・モノ・情報の交流を将来のまちづくりの活力につなげる必要があります。

【5】 価値観の変化とライフスタイルの多様化

物・量という「経済的な価値観」から安らぎや心の豊かさという「精神的な価値観」が求められます。また、「集団」から「個人」など従来の価値観に変化が現れています。婚姻関係、家族形態、住まい方、雇用形態などの多様化により、個人自らが主体的にライフスタイルを選択できることとなります。

人種や国籍、性別や年齢、障がいの有無やLGBT*などによって、不利益を被ることなく、個性が尊重される社会への転換を進めていくとともに、個人と社会、地域コミュニティ活動の適切なバランスが必要となります。

【6】 変わりゆく地域コミュニティへの対応

人口減少、少子高齢化、価値観の変化及びライフスタイルの多様化などにより、地域活動の担い手の減少、活動に対する温度差や関心の希薄化などにより、地域コミュニティの維持が困難になることが予測されます。

持続可能な地域運営をするためには、若者や女性の積極的な登用や転入者や外国人就労者など新たな住民も地域の一員として活躍できる環境が必要となります。

【7】 安全安心意識の高まり

東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）及び北海道胆振東部地震（平成 30 年）、また、死者 100 人以上を出し平成に入り最悪の被害を出した平成 30 年 7 月豪雨など、多くの人命や生活を奪い、社会経済に甚大な被害を与える災害が多く発生しています。

自然災害に留まらず、増加する高齢者を狙った犯罪やSNS等を介して子どもが巻き込まれる新しい犯罪の増加も考えられます。

南海トラフ巨大地震や局地的な豪雨災害、犯罪や事故などから市民を守り、暮らしの中の様々な安全安心を確保するためには、社会全体と地域コミュニティが一体となった取り組みが必要となります。

5 新城市民の思い

【1】市民満足度調査

本市では、市民の満足度をまちづくりの重要な指標としています。

行政サービスに対する満足度や新城市の将来の姿や不安を把握するため、18歳以上の市民5,000人を対象にした市民満足度調査を概ね4年ごとに実施しています。

平成22年 有効回収数2,117人（回収率42.3%）

平成26年 有効回収数1,924人（回収率38.5%）

平成29年 有効回収数1,707人（回収率34.1%）

〔市のこれからのまちづくりについて〕の主な結果

①定住意向

今後も本市に「住み続けたい」と回答した市民はいずれの年も80%近くありますが、「市外に転居したい」が増加傾向にあります。

項目	平成22年	平成26年	平成29年
住み続けたい	78.5%	76.4%	78.2%
市外に転居したい	12.2%	13.3%	16.9%
その他・わからない・無回答	9.3%	10.3%	4.9%

②市の将来の姿

いずれの年も「保健・医療・福祉のまち」と「環境にやさしいまち」が求められています。なお、近年では、「雇用機会の充実したまち」への関心も高まりをみせています。

	平成22年		平成26年		平成29年	
1位	保健・医療・福祉のまち	66.4%	保健・医療・福祉のまち	61.3%	保健・医療・福祉のまち	59.9%
2位	環境にやさしいまち	53.4%	環境にやさしいまち	49.2%	環境にやさしいまち	52.4%
3位	生活環境や通勤通学に 便利なまち	22.7%	雇用機会充実のまち	26.3%	雇用機会充実のまち	23.6%

③将来への不安

少子化、高齢化を身近に感じるためか「地域の過疎化」への不安が大幅に増加しています。「医療・福祉サービスの低下」への不安は徐々に減少しています。

	平成22年		平成26年		平成29年	
1位	医療・福祉サービスの低下	67.2%	医療・福祉サービスの低下	52.0%	地域の過疎化	60.6%
2位	少子高齢化の進行	44.5%	少子高齢化の進行	51.7%	医療・福祉サービスの低下	50.4%
3位	地域の過疎化	40.5%	地域の過疎化	50.7%	少子高齢化の進行	50.2%

④定住対策

定住対策として必要と考えているのは、「病院や診療施設などの充実」「買い物・遊びなどにぎわいのある施設の誘致」「女性が働きやすい環境づくりや子育て支援制度の充実」の順になっています。

	平成22年		平成26年		平成29年	
1位	病院や診療施設などの充実	78.6%	病院や診療施設などの充実	68.2%	病院や診療施設などの充実	60.7%
2位	にぎわいのある施設の誘致	32.6%	にぎわいのある施設の誘致	37.4%	にぎわいのある施設の誘致	36.8%
3位	地場産業・地域内産業の整備	32.3%	女性が働きやすい・子育て支援制度の充実	33.9%	女性が働きやすい・子育て支援制度の充実	33.2%

⑤市の魅力

自然資源や観光資源については、変わることのない本市の魅力として認識されています。近年は、新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備に伴う地政的なメリット向上を魅力と感じる市民が多くなっています。

	平成22年		平成26年		平成29年	
1位	滝・清流、森林、温泉などの地域資源	64.3%	滝・清流、森林、温泉などの地域資源	55.2%	滝・清流、森林、温泉などの地域資源	54.1%
2位	さくらまつりなどの季節を活かしたイベント	45.2%	新東名高速道路や三遠南信自動車道の開通	49.1%	新東名高速道路や三遠南信自動車道の開通	49.9%
3位	新東名高速道路や三遠南信自動車道の開通	39.6%	さくらまつりなどの季節を活かしたイベント	42.2%	さくらまつりなどの季節を活かしたイベント	36.9%

⑥少子化対策

少子化対策として必要な取組みについては、過去の調査では「病院、診療所の充実」が高い関心を集めていましたが、最新の満足度調査では、「若者の定住のための就職支援」が最も高くなっています。

	平成22年		平成26年		平成29年	
1位	病院、診療所の充実	74.3%	病院、診療所の充実	63.2%	若者の定住のための就職支援	66.7%
2位	若者の定住のための就職支援	58.3%	若者の定住のための就職支援	58.9%	病院、診療所の充実	56.9%
3位	子育て世代への経済的支援	32.7%	子育て世代への経済的支援	37.5%	子育て世代への経済的支援	37.7%

【2】市民検討会の開催

総合計画の策定には、市民の参加が不可欠であり、市民の思いを計画に反映させるため市民検討会を開催しました。

市内各地で開催した検討会では、「ライフステージで語る 私のしんしろ」と題し、「新城市に生まれ、育ち、暮らしていて良かったと思える生涯を送るために必要なことは何か」「力を入れるべき時代（幼少期、学童期、青年期など）はどこか」などについて、参加者自らの体験等を元に、今後のまちづくりへの思いを語り合いました。

市民検討会の開催日等

開催日	場所	参加者数
平成30年1月13日（土） 10：00～12：30	新城文化会館大会議室	80人
27日（土） 13：00～15：30	消防防災センター	10人
27日（土） 18：00～20：30	開発センター	19人
28日（日） 13：00～15：30	ちさと館	14人
28日（日） 18：00～20：30	つくで交流館	12人
31日（水） 13：00～15：30	消防防災センター	20人
2月 4日（日） 13：00～15：30	鳳来中央集会所	12人
4日（日） 18：00～20：30	山吉田ふれあいセンター	26人
10日（土） 13：00～15：30	玖老勢コミュニティプラザ	17人
10日（土） 18：00～20：30	勤労青少年ホーム	11人
11日（日） 13：00～15：30	青年の家	8人
11日（日） 18：00～20：30	鳥原児童館	10人
参加者数		延239人

◎市民検討会のまとめ

市民検討会から得られたエッセンス

【「新都市に住む」ことが幸せ】

「バランスのとれた人口構成への転換」と「人口減少時代への適応」

- ・ 人生100年時代を見据え、「現役世代」を拡大させ支える力を強くする。
- ・ 健康的に年齢を重ね、「生涯現役」市民を増やす。
- ・ 新都市に「住み続けられる」ための「支え」、「仕組み」。
- ・ 新都市に「住み続けたいくなる」ための「魅力」、「愛郷心」。
- ・ たとえ市外に出たとしても自慢したくなる新都市の「誇り」。
- ・ 一度は新都市を出た人が「戻って来たいくなる」ための「愛郷心」、「仕組み」。

◎主な意見

新都市の良さ	新都市の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 幼少期から地域のつながりが築かれている・ 消防団や祭りを通じた地元付き合い・ 恵まれた自然環境、自然が遊び場・ 地域のコミュニケーションが強く、顔の見える環境にある・ 「祭り」などを中心とする地元ならではの楽しみ・ 歴史（戦国時代）の舞台に住む・ どの世代も自分の思いを伝えられる場がある・ 市民と行政が程よい距離にある・ 都会へのアクセスの良さなど地の利がある	<ul style="list-style-type: none">・ 愛郷心を育むための幼少期の体験が必要・ 「お役」の在り方・ 転入者、若者の受け入れ態勢・ 働き口の確保・ 住宅問題の解消・ 多世代交流の機会を増やす・ 長寿期の安心感を感じられる取組み・ 新たな広報手段の検討・導入・ 歴史や風土を学び、誇りと愛郷心を強める・ 歴史と伝統・自然環境を守る・ 共育の推進や拠点づくり

【3】各種団体等へのヒアリング

総合計画策定にあたり様々な分野で活動している市内の団体等から活動分野に関する現況や課題、目指すべき姿、市政への意見や要望などについての意見をいただきました。

分 野	団 体 数
産業・経済・都市基盤分野	12
福祉・健康分野	7
生活・環境分野	3
教育・文化・生涯学習分野	2
総合的分野	4

市のまちづくりについて

- ・若者、後継者の育成
- ・新城駅を中心とした市街地再開発
- ・各種団体と市民との交流
- ・企業・市民・行政のネットワークの構築等

市との協働・連携について

- ・地域が一体となった企業誘致の推進
- ・農商工の連携による産業振興
- ・子育て関係の連携
- ・若者議会や女性議会との連携等

「住みたいまち」、「住んでいて良かったまち」になるためについて

- ・子どもが安心して遊べる環境の整備
- ・教育施設の充実などの子育て応援
- ・意欲ある高齢者のための働く場の提供
- ・高齢者のための交通・生活支援の充実
- ・障がいの有無にかかわらず遊び、学び、働き、活動し合える環境づくり
- ・子どもから高齢者までの食生活サポート
- ・2世帯が継続して住めるまちづくり
- ・高齢化社会に対応したSバスの充実
- ・農地の効率的な活用
- ・外食産業、若者向け店舗の誘致
- ・若者が集う場所の設置等

市のカイゼンについて

- ・小中学校の教育設備の充実
- ・後継者不在による廃業や耕作放棄地への対応
- ・住宅地の開発
- ・公共交通機関の充実
- ・適切な森林管理等

市の魅力、イメージアップについての主な意見

- ・「心豊かに育つ」子育て環境
- ・暮らしに不便のない地域づくり
- ・自然や歴史のPR
- ・インター周辺開発
- ・SNS等を活用した情報提供等

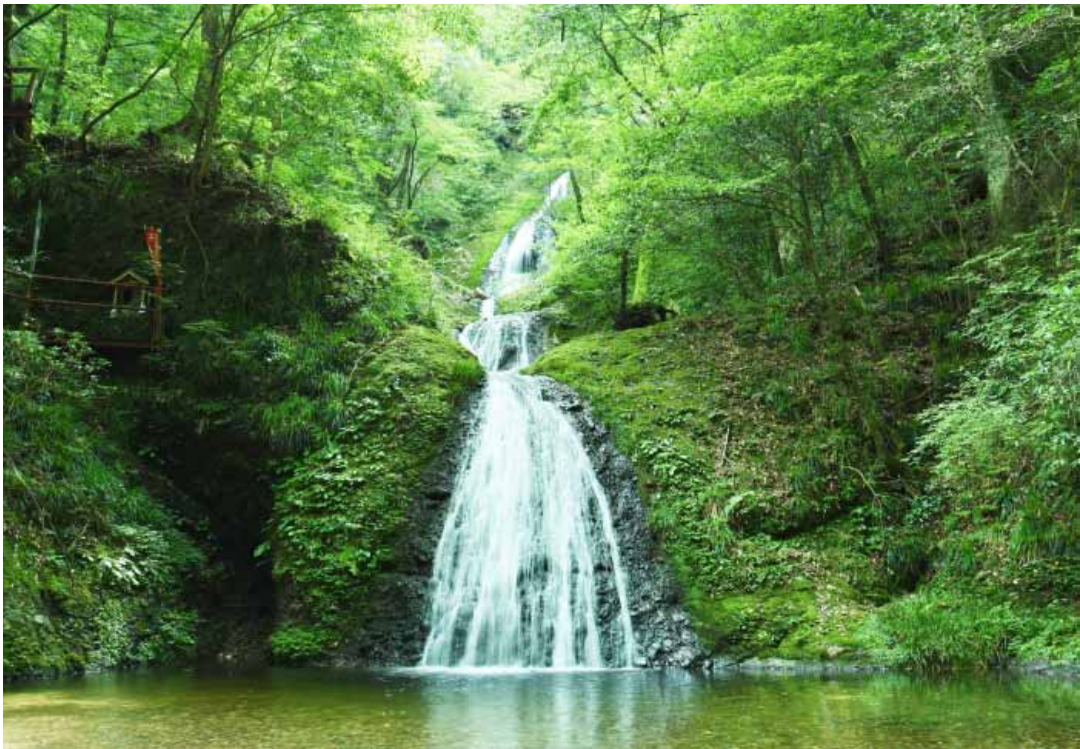
市民満足度調査や市民検討会、各種団体等へのヒアリングを通じていただいた意見のほか、本市の人口の推移や産業等に関するデータや社会潮流から、これからのまちづくりへのキーワードが出てきました。

これらのキーワードを、3つの分野にまとめて整理しました。



基本構想

(令和元年度～令和12年度)



1 まちづくりの基本的な考え方

【1】基本理念

新城市自治基本条例（平成25年施行）に定める「市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくる」がまちづくりの基本理念です。

（2）新たな視点

人口減少・少子高齢化の進行により社会状況が大きく変化する時代において、既存の価値観という壁を突破しなければ、社会の変化や多様化するニーズへの対応が遅れることとなります。

新たな視点で見ること、別の視点を受け入れることは、これまでを否定することではなく、守るべきものや続けるべきものを見極めることにも繋がります。

第2次新城市総合計画では、“新たな視点”を導入します。

ア 「数・量」以外の評価も導入します

この総合計画の期間中にも目まぐるしく変化するであろう社会状況、例えば、AIの進化は、仕事や日常生活の様態など社会の仕組みを大きく変える可能性があります。

人口減少社会において、生産年齢人口の減少を補い経済活動を続けていくため、元気な高齢者の社会参加や雇用期間の延長、女性の活躍領域の拡大、外国人就労者の受け入れなどが進んでいきます。そのような社会においては、一人ひとりの「人」が多様な能力を発揮し活躍できる地域社会を構築することが必要です。

また、人口が減少し、地縁血縁が少なくなっていく社会の中において、豊かな生活を実現するためには、地域・企業・非営利団体・地方自治体などがつながる「新しい絆」による支え合いの構築も必要となります。

こうした流れは、新しい「生き方」や「支え方」を生み出します。これまでの「定住人口の増加」や「出生数」という数の価値観だけではない、様々な評価基準や異なる角度からの評価にも対応していきます。

イ 「新しい絆」でまちづくりを進めます

人口減少によりまちづくりの担い手不足が心配される中、私たち新城市は、多様な担い手がまちづくりに参加できる環境を創ってきましたが、市民の中には、様々な事情により自発的に参加できない人や声を出すことができない人もいます。

そのような方々が、地域や職場、家庭等で孤立し、居場所が無くなったり、生活困難に陥ることのないよう社会参加を促し、支え合いを通して自立した暮らしを営んでいくことができる社会、だれもが孤立することのない社会を形成するため「新しい絆」による支え合いの構築の実現に向け、その仕組みづくりに努めます。

ウ 地域課題をチャンスに変えます

地域における課題・困り事への対応や解決に向けた取り組みをコミュニティ・ビジネスなどの経済活動に転換することで、課題の解決に併せて、地域に収益や雇用、賑わいをもたらします。

また、地域の取り組みへのマネジメントサイクルの導入やマネジメントする人材の育成など地域経営基盤の充実・強化を図ります。



2 将来像

【1】将来の都市像

『つながる力 豊かさ開拓 山の湊^{みなと}しんしろ』

第1次新城市総合計画は、真の市民自治社会を実現するため、多様な担い手がある責任と能力に応じて、行政と役割を分担し、互いに共通の価値観を創造しながら、持続可能なまちづくりを進める「新たな公共が導く 市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念としました。

この基本理念や本市の特性を踏まえた上で、将来や世界へのつながり、郷土愛や命をつないでいく人々の姿、新たな暮らしなどを発信し、山の湊として発展する姿、そして、新たな人材や価値を創造し続ける「創造都市」としての姿を目指し、「市民^{ひと}がつなぐ 山の湊 創造都市」を将来像に掲げました。

第1次新城市総合計画の将来像の実現に向けたこれまでの取り組みの成果や社会経済状況の変化やライフスタイルの多様化、そして、未来への希望に瞳を輝かせる市民の姿などを踏まえ、第2次新城市総合計画での本市の将来像を、

「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」とします。

「つながる力」は、第1次新城市総合計画の策定以来、私たちが追求し続けているものです。市民が互いに手をつなぎ合い進める市民自治、市民、事業者、行政等の連携による地域経済の持続的な発展、市域を越えた広域行政の推進、自治体外交の展開など、「つながり」の必要性を理解し、つながりを創るためのルールづくりと仕組みを整えてきました。

「ひと」「ちいき」「まち」の「つながる力」が「まちづくりの原動力」であり、第1次新城市総合計画で創り上げた“つながり”を、第2次新城市総合計画で“力”に変えるという意味を込めています。

「豊かさ開拓」は、人口減少時代であるからこそ様々な主体が新しい豊かさを追求していく、豊かさを切り拓いていくことを意味しています。

豊かさは物質的・経済的な価値観だけではなく、個人の趣味や仲間との地域活動、子育ての喜びや日々の暮らし、夢や目標に向かって努力できる環境、やり直すことができる仕組み、主体的な行動が尊重される雰囲気、居場所がある安心感など、人それぞれの価値観で実感するものです。

「山の湊」は、第1次新城市総合計画からの継承です。新城市をイメージする言葉です。

「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上することを目指します。

【2】ひと、ちいき、まちの姿

将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、目標年度である令和12年度の「ひと」「ちいき」「まち」の姿を示します。

個性輝く多様な「ひと」が活躍しています

「ひと」の姿

- ◇郷土の歴史に誇りと愛着を持ち、先人の知恵と経験を学ぶとともに、年齢、性別、国籍、障がいの有無等、違う価値観を持つ者を認め、尊重し合うことで、自らの価値を高めます。
- ◇一人ひとりが地域社会を構成する大切なメンバーであることを認識し、自らの力と特性、役割を再確認し、主体的に活動します。
- ◇夢や将来について明確な目標を掲げ、その達成に向けてたゆまぬ努力をすることにより、豊かな知識と独創的な発想、失敗を恐れない強い心を身につけます。

快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています

「ちいき」の姿

- ◇地域の自然、歴史、文化等を受け継ぎ、未来へつなぐことにより、「住み続けたい」「戻りたい」故郷を守ることで、新たな住民も呼び込む魅力を創造します。
- ◇住民、地域、行政等の各主体の連携や世代間の交流を促進することにより、地域の「意思をつくる場」としての機能を発展・強化します。
- ◇地域経済の仕組みを確立し、その収益を地域住民に還元することで、暮らしの基盤としての地域の機能（地域課題の解決・人材交流・生きがい創出等）を維持強化します。

活力にあふれた「まち」になっています

「まち」の姿

- ◇信州方面と豊橋方面の交流中継地として栄えた「山の湊」を次のステージに高めるため、新東名高速道路の開通効果を追い風とし、大都市圏からヒト・モノの流れを引き寄せ地域経済を活性化します。
- ◇安全で快適な暮らしができる生活環境の確保にあわせて、雇用機会の創出と就業環境を整えることで、住み続けられるまちにします。
- ◇「ひと」と「ちいき」がその能力や特性をいかに発揮することができる環境を整えます。



3 まちづくりの枠組み

【1】将来人口

ア 定住人口の見直し

平成30年に公表された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計では、令和12年の新城市の人口は38,771人と推計されています。

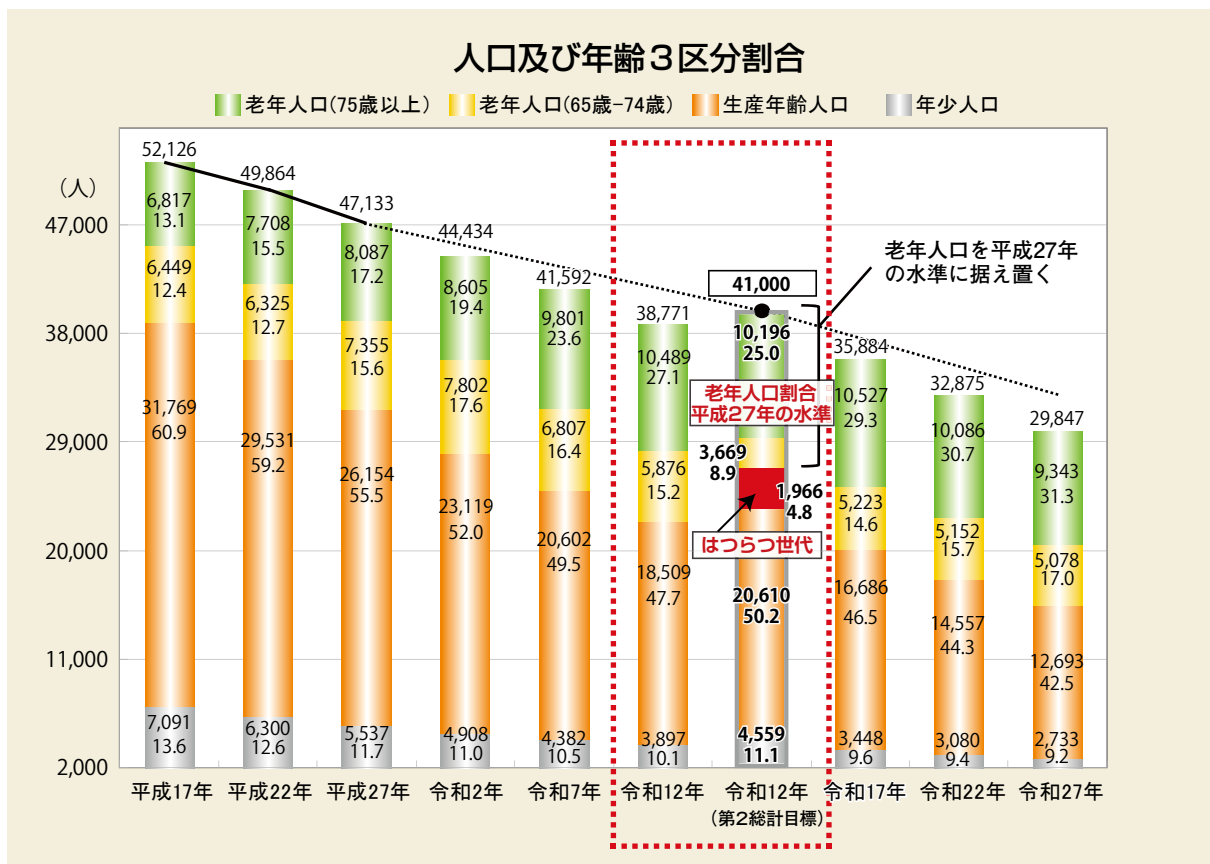
日本全体が人口減少期に突入している中、本市においては、定住人口の維持さえも困難となります。

住みやすい・働きやすい・子育てしやすい暮らし環境を整え、安心して心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、自ら主体的に考え、学び、地域を磨く人材を確保し、すべての人が多様な能力を最大限に発揮できる環境を整え、人口減少を緩和することで、令和12年の定住人口を41,000人と想定します。

イ 年齢区分の見直し

社人研の将来人口推計では、令和12年の新城市の高齢化率は42.3%と推計されていますので、市民の概ね2.4人に1人が65歳以上になります。

第2次新城市総合計画では、65歳以上の方を一律に「高齢者」とはせず、「健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したい。」という意志を持つ方を『はつらつ世代*』として、現役世代と同様に「支える側」として活躍できるよう健康寿命の延伸や雇用機会の創出等に取り組むことで、令和12年の老年人口割合を平成27年の水準に据え置くことを目標とします。



(出典：社人研の将来人口推計を参考に新城市作成)

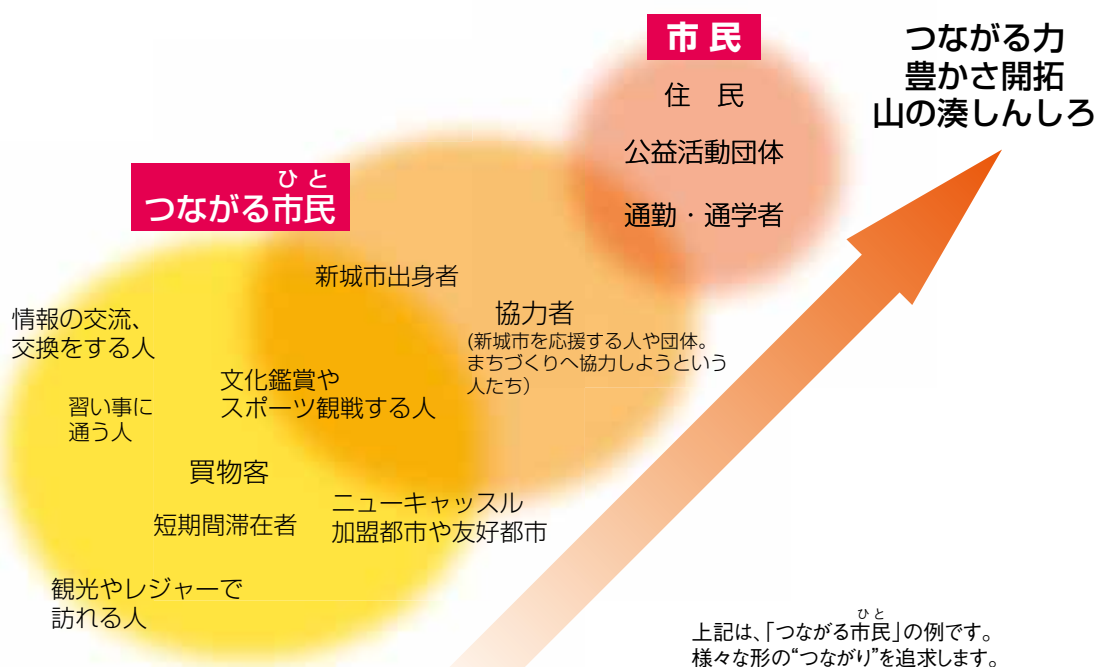
ウ つながりをまちづくりに活かす

日本全体の人口が減少していく中、市町村が互いに人口を奪い合うのではなく、転出入のダイナミズムを生み出し人の交流を促進すること、人口の「数」という視点に並ぶ「人のつながり」を捉えたまちづくりを進めていくことが必要となります。

観光客、滞在者、新城市出身者などの『つながる市民^{ひと}*』に対しては、新城市への関心を深めていただくことから始まり、新城市のまちづくりのパートナーになってもらえるよう、つながる市民を創出する仕組みやつながる市民の活躍の場づくりなどに取り組みます。

また、それらの取り組みの結果として、定住人口の確保につながることを期待します。

ひと 「つながる市民」とともに進めるまちづくり



○国内にとどまらない「つながる市民^{ひと}」

新城市が提唱して平成10年に発足したニューキャッスル・アライアンスの加盟都市は、15カ国17都市（平成31年1月現在）、130万人を超える交流都市圏となっており、観光、教育、まちづくり等のテーマを定め、ディスカッションし、交流を続けています。

海外とのつながりは、国内からだけでは得られない新たな視点を本市にもたらす貴重な「つながる市民^{ひと}」になっています。

【2】土地利用構想

土地利用については、長期的な人口減少の進展を見据えながら、「住みやすい・働きやすい・子育てしやすい暮らし環境を整え、安心して心豊かに暮らすことができるまちの形成」に向けた取り組みを進めます。

取り組みにあたっては、公共の福祉の優先、自然環境との調和、安全安心の確保及び地域特性や地域計画などに配慮します。新東名高速道路、三遠南信自動車道の整備、新たに東名高速道路に設置を検討しているスマートインターチェンジやリニア中央新幹線の開業など、交通ネットワークの拡充による地域の価値の高まりをまちづくりに活かします。

また、土地利用に関する様々な制限などについても、土地利用の選択肢を増やし、まちづくりの可能性を広げるために、あり方そのものの問い直しを行います。

〈重点的な取り組み〉

◇定住の選択肢となる暮らしの場の整備・確保

交通利便性の良い鉄道駅周辺などでの住宅地の整備や民間活力の誘導、生活環境の充実を図ることで、暮らしやすさを実感できる快適な住環境を創出します。また、新しい住民を呼び込むための付加価値の高い住環境の整備や企業誘致などにより増加する働く人の定住促進につながる取り組みを進めます。

◇地域コミュニティの維持・活性化と地域拠点機能の充実

地域住民の日常生活圏や均衡ある地域づくりに配慮しながら、公共施設等の適正配置や都市機能のコンパクト化も視野に入れた土地利用を進めます。

地域中心核*である鳳来総合支所及び作手総合支所周辺地域に生活基盤施設などを配置し、人口の集積を進めます。

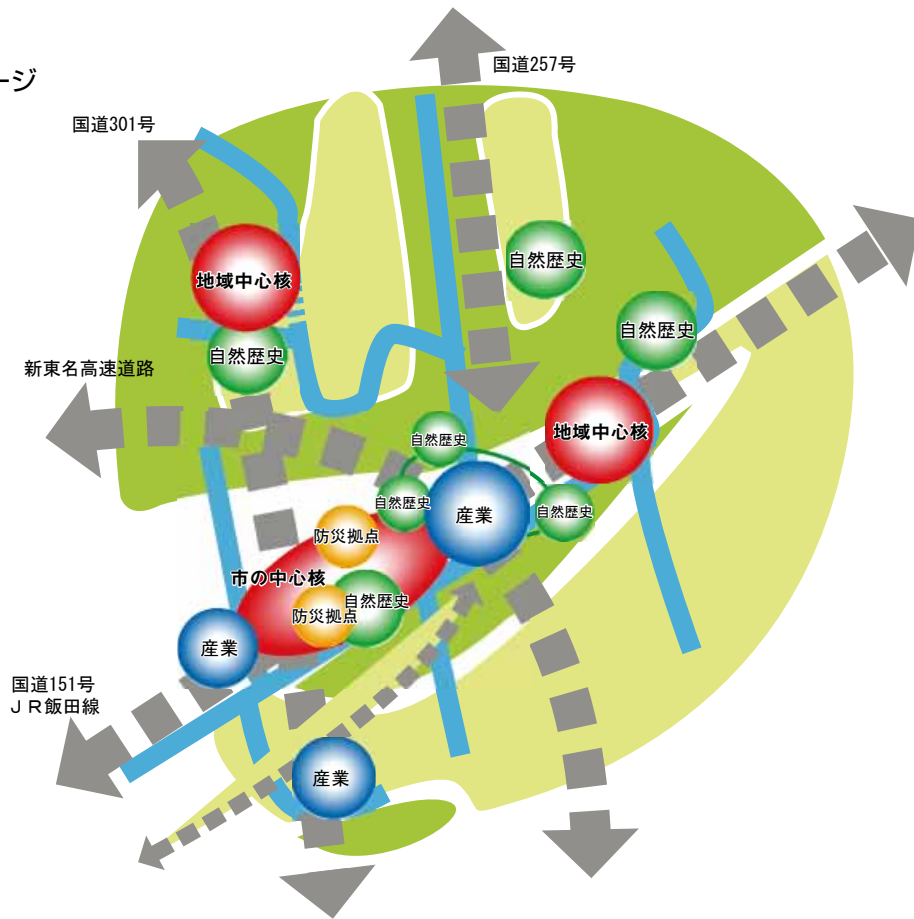
◇市街地等の魅力の向上、賑わいの創出

市の中心核*等への商業施設等の集積や既存市街地の低・未利用地の活用を行います。また、本市の持つ歴史資源、自然資源の魅力が最大に発揮されるまちづくりを進めるなど、まちの賑わいを創出します。

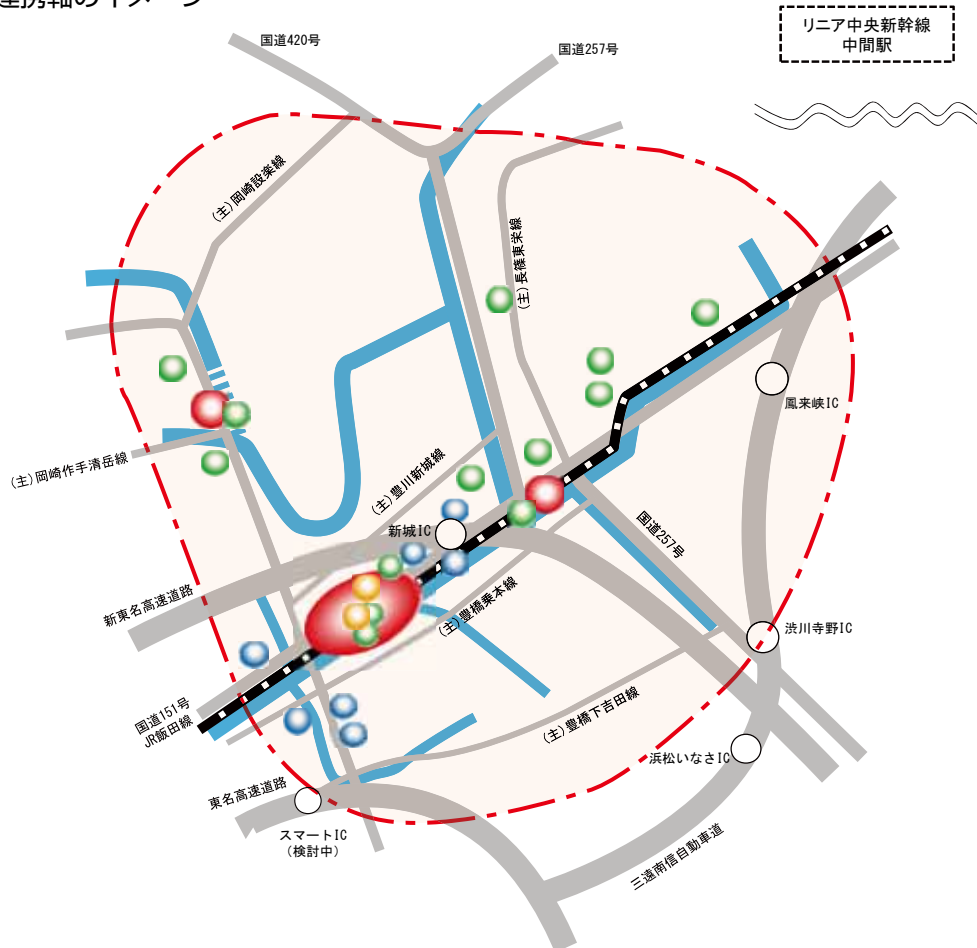
◇スマートインターチェンジ周辺地域の利活用

早期の供用を目指して豊橋市と研究を進めているスマートICを、新城IC、鳳来峡ICに続く、新たな「交流・交通の玄関口」と位置づけます。スマートICからのアクセス道路を整備し、スマートIC周辺地域や市内全体の賑わい創出につながるあらゆる選択肢を検討します。

拠点の配置イメージ



交流・交通連携軸のイメージ

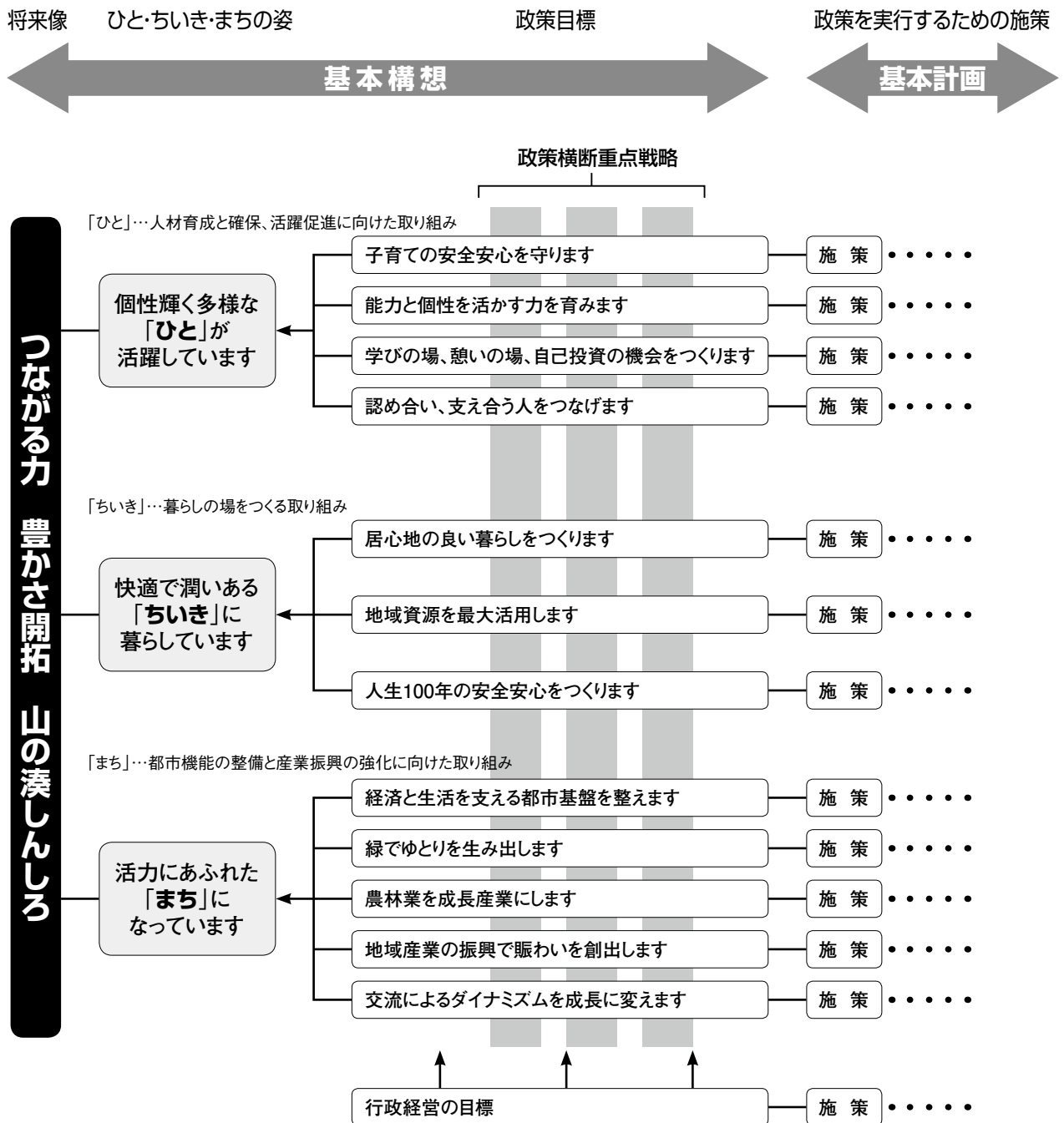


4 施策の体系

将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するため、「ひと」「ちいき」「まち」の姿を示し、分野別の政策と施策を設定します。

また、特に重点的に取り組むべき分野を「政策横断重点戦略」として位置づけ、計画的、優先的な予算配分などにより強力に推進していきます。

【1】体系図



【2】政策目標の考え方

個性輝く多様な「ひと」が活躍しています

1 子育ての安全安心を守ります

結婚、妊娠・出産、子育てにいたる切れ目のない支援により、子どもの健やかな成長と子育て世帯の心穏やかで安定した生活を確保します。

2 能力と個性を活かす力を育てます

知識や技能、学ぶ意欲、主体的に判断し行動する力などの確かな学力と豊かな人間力、たくましく生き抜く健康や体力を含めた「生きる力」を身につけた子どもを育てます。

子どもの持つ個性や資質、能力を伸ばす取り組みを行うとともに、子どもの成長や発達、家庭環境等に配慮した対応をします。

3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

市民が自発的に取り組む文化芸術活動やスポーツ活動等を支援し、その活躍の場となる環境づくりに努めるとともに、それらを通じた健康促進や生きがいづくり、まちづくり、交流促進を進めます。

人生100年時代を見据え、年齢に関わりなく学び直したい思いにこたえ、多様なキャリア形成や人生の再設計を可能とする取り組みを支援します。

4 認め合い、支え合う人をつなげます

年齢、性別、障がいの有無、国籍など立場や世代を超えて、互いに尊重しながら議論し協働する仕組みの充実を図り、すべての市民が地域活動などに参加しやすい環境をつくります。

一人ひとりに地域で役割や居場所があり、誰もが生きがいを持ちながら、認め合い支え合う暮らしを守っていく地域の担い手を育てます。

快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています

1 居心地の良い暮らしをつくります

生活の基盤となる道路、上下水道、公園などの社会資本の整備や公共交通の利便性向上などを図るとともに、田畑や里山風景の保全・活用により、自然環境とも共生できる心穏やかで、豊かさが実感できる暮らしをつくります。

2 地域資源を最大活用します

それぞれの地域が継承してきた歴史や自然環境、伝統文化、地域に暮らす魅力的な人材などを地域づくりの資源と捉え、つなぐ^{ひと}市民の拡大や観光・スポーツなどと連携した経済活動への活用を進めます。

3 人生100年の安全安心をつくります

健康を維持し生きがいを持って暮らし続けるための医療・介護体制の充実、地域福祉の向上を図ります。

南海トラフ巨大地震や豪雨災害など自然災害を意識した防災体制の強化、犯罪や交通事故を起こさない地域づくり、情報化の進展や消費活動等に伴う生活トラブルなどから市民を守るため、関係機関と連携した取り組みを進めます。



活力にあふれた「まち」になっています

1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

道路網や公共交通機関などの社会基盤の適切な整備、公共施設の計画的・効果的な維持、更新などを進め経済活動と市民生活を支える都市基盤を整えます。

自動（無人）運転、遠隔操作医療など近未来技術への対応も見据えたまちづくりを進めます。

2 緑でゆとりを生み出します

自然環境を「守る」「活用する」「継承する」ことにより、自然環境、生活環境、経済活動のバランスに配慮したゆとりのあるまちを形成します。

3 農林業を成長産業にします

農林業の経営安定化と生産性の向上に向けた取組みや新技術導入への支援、担い手の育成・確保を進め、農林業の活性化を図ります。

農作物や木材の生産、または加工・販売を含めた6次産業化^{*}に留まらず、観光、スポーツ、教育などと連携することで、農林業をまちづくりに活かします。

4 地域産業の振興で賑わいを創出します

地域産業の人材育成や確保、新たな事業展開などを関係団体と連携して支援するとともに、企業誘致活動を継続します。

中心市街地等における賑わいの創出や魅力向上に取り組みます。

5 交流によるダイナミズムを成長に変えます

インバウンド^{*}による交流人口の増加、大都市圏との経済交流、大学や企業等とのまちづくりの連携、新技術の実験・試行などを通じ、ダイナミズムを生み出します。

若者や女性、高齢者、障がいのある方など働く意欲のあるすべての市民の挑戦を促すことで、新たな投資や雇用を創出します。

【3】政策横断重点戦略

重点戦略1

バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

新都市人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略*が目標とする暮らしにくさの解消と魅力的なまちづくりに取り組み、移動量の多い44歳以下の転出入の均衡と合計特殊出生率*の向上を図り、バランスのとれた年齢構成への転換を進めます。

重点戦略2

支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

高齢者及び中高年齢者への「やりがいづくり」「健康づくり」「つながりと支え合いづくり」に組み込み、65歳以上の高齢者が『はつらつ世代』として、現役世代と同様に就業や起業、地域活動などができる環境と仕組みを整えます。

重点戦略3

地域づくりに関わる人々（つながる^{ひと}市民）を増やします

定住人口が減少する中においても、地域やまちの賑わいを生み出し、持続可能な暮らしを支えていくため、『つながる^{ひと}市民』との交流の入口づくり、つながりが継続する仕組みづくりなどに取り組みます。

5 行政経営の方針

第1次新城市総合計画で取り組んだ「経営資源である財政、組織、人材、情報の効率的配分」「市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営」の更なる向上を図ります。

既存の経営資源を磨き上げ、そのポテンシャルを引き出すとともに、「知恵」「新しい技術」など、行政分野以外の新しい資源の発見や発掘に努めます。

マネジメントサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づく行政経営を行い、市民以外の評価の導入や既存の手法や水準、慣例、関係などにとらわれない議論を進めます。

行政経営の目標

1 将来に責任を持つ行財政運営をします

限られた財源や人材の中で様々な課題やニーズに対応するため、進めるべきもの、止めるべきもの、守るべきものなど施策や事業の優先順位を示すことで、次世代への負担の先送りはしません。

公共施設や遊休財産の有効活用や受益者負担の適正化などに取組むとともに、クラウドファンディングなど新たな資金調達による財源の確保と創出に努めます。

2 挑戦できる組織にします

社会状況の変化などに迅速かつ的確に対応するために経営資源を集中します。

特定の課題等に機動的、集中的に取り組む組織横断型のプロジェクトチームの活用、市民や地域、団体や企業などとの公民連携やワークシェアを図ります。

市民サービスの向上や行政経営の効率化を図るため、更なる広域連携を進めます。

3 公共私[※]を支える人材となります

変化の激しい社会に対応する行政経営を担うため、新しい価値を創る人材、AIには代替できない人材、管理・監督・規制ではなく、自らが創業・起業の精神を持ってまちづくりに取り組む人材を確保、育成します。

また、だれもが孤立することのない社会の構築のため、地域や現場の実情に寄り添いながら、市民、地域、行政の枠組みを超えた“つながり”を結ぶことができる人材、声を出さない人、一人で居たい人にさえ“心地よいお節介”をやくことができる人材が必要です。

必要な人材を確保、育成するため個性や意欲を重視した人事の活用、子育てや介護、地域活動、キャリア形成と仕事が両立できる職場環境の整備に努めます。

4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

ICTの積極的な活用により、行政手続の簡素化や利便性の向上、行政事務の効率化を図るとともに、組織が持つノウハウや市民の知恵などを共有します。

市民、地域、行政のつながりを豊かにし、教育環境の充実、高齢者や障がいのある方などの社会参加、地域コミュニティのネットワークづくりなど、情報技術でつながりを広げます。



6 進捗管理

すべての施策には、「市民満足度調査」「行政活動の結果として得られる成果等」を指標として設定し、進捗状況等を把握します。

設定した指標による評価は、予算編成と連動させます。

また、目標や指標の進捗状況等は、これまでどおり市民や団体など行政以外の視点から評価するとともに、新しい視点の導入も検討します。



第2次新城市総合計画の施策体系

将来像
(基本構想)

目指すべき姿

将来像・目指すべき姿の実現に向けた政策・施策

行政経営の目標

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしる

I 個性輝く
多様な「ひと」が
活躍しています

- 1 子育ての安全安心を守ります
 - ①子どもを産み育てる環境を整えます ②保育ニーズに対応する保育サービスを進めます ③病院・診療所の体制を整えます ④女性の活躍を支援します
- 2 能力と個性を活かす力を育てます
 - ①確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます ②安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます ③豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます
- 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります
 - ①市民文化活動を応援します ②市民スポーツ活動を応援します ③共育（ともいく）を推進します
- 4 認め合い、支え合う人をつなげます
 - ①市民自治によるまちづくりを進めます ②市民活動の活性化を図ります ③若者と女性の活躍領域を広げます ④グローバル人材育成と多文化共生を進めます ⑤障がい者の自立を支援します ⑥生涯を通じた健康づくりを応援します ⑦地域福祉を進めます

II 快適で潤いある
「ちいき」に
暮らしています

- 1 居心地の良い暮らしをつくります
 - ①道路網の整備を進めます ②安全できれいな水循環を守ります ③地域の憩いの場をつくります ④理想的な地域公共交通網をつくります ⑤地域活動や交流を促進します ⑥地域づくりの担い手を育てます
- 2 地域資源を最大活用します
 - ①歴史文化財の継承を進めます ②歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます ③共育（ともいく）を推進します（再掲） ④地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
- 3 人生100年の安全安心をつくります
 - ①病院・診療所の体制を整えます（再掲） ②地域医療の連携を進めます ③障がい者の自立を支援します（再掲） ④地域福祉を進めます（再掲） ⑤防災対策を進めます ⑥消防体制を充実します ⑦防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

III 活力にあふれた
「まち」に
なっています

- 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます
 - ①活気がある市街地をつくります ②道路網の整備を進めます（再掲） ③理想的な地域公共交通網をつくります（再掲）
- 2 緑でゆとりを生み出します
 - ①豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます（再掲） ②地球環境の保全に貢献します ③持続可能な自立循環のまちをつくります
- 3 農林業を成長産業にします
 - ①持続可能な農業構造を実現します ②森林・林業基盤の整備、保全を進めます ③林業生産活動を応援します
- 4 地域産業の振興で賑わいを創出します
 - ①企業誘致を進め、雇用を確保します ②がんばる中小企業を応援します ③地域資源を活かした観光戦略を進めます
- 5 交流によるダイナミズムを成長に変えます
 - ①地域産業振興政策を進めます

政策横断重点戦略

重点戦略1
バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める基本目標に向けた取り組み

重点戦略2
支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

現役続行を望む高齢者、人生100年時代に臨む中高年齢者などの活躍支援の取り組み

重点戦略3
地域づくりに関わる人々（つながる市民）を増やします

まちづくりの担い手として、市内に居住していなくても新城市に何らかの関わりがある人との「つながり」を強化する取り組み

「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、施策を達成するための行政経営の目標

- 1 将来に責任を持つ行財政運営をします
 - ①将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います
 - ②公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます
 - ③市民にわかりやすい行政評価をすすめます
 - ④民間活力、市民の知恵、新しい技術などを積極的に導入します
 - ⑤東三河広域連合などによる共同事務を促進します
 - ⑥市民自治を根づかせます

- 2 挑戦できる組織にします
 - ①市民ニーズに即応できる組織づくりを行います

- 3 公共私を支える人材となります
 - ①市民価値を高めることのできる職員を育てます
 - ②能力に応じた適正評価等を進めます

- 4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます
 - ①市民ニーズを把握します
 - ②対象に応じた情報発信・情報共有に努めます
 - ③すべての職員が広報マンとして活動します

基本計画

(令和元年度～令和4年度)



1 概要

令和元年度から令和12年度の12年間の総合計画期間中に起こりうる社会経済状況の変化や市長マニフェストの反映などに迅速かつ的確に対応しながら計画を進めるため、「前期」「中期」「後期」と分けた基本計画を策定します。

前期基本計画：令和元年度から令和4年度（4年間）

中期基本計画：令和5年度から令和8年度（4年間）

後期基本計画：令和9年度から令和12年度（4年間）

基本計画は、基本構想に示した考え方の根拠や政策目標に基づいた施策を体系的に整理し、施策の基本方針や目標などを明らかにします。

2 人口

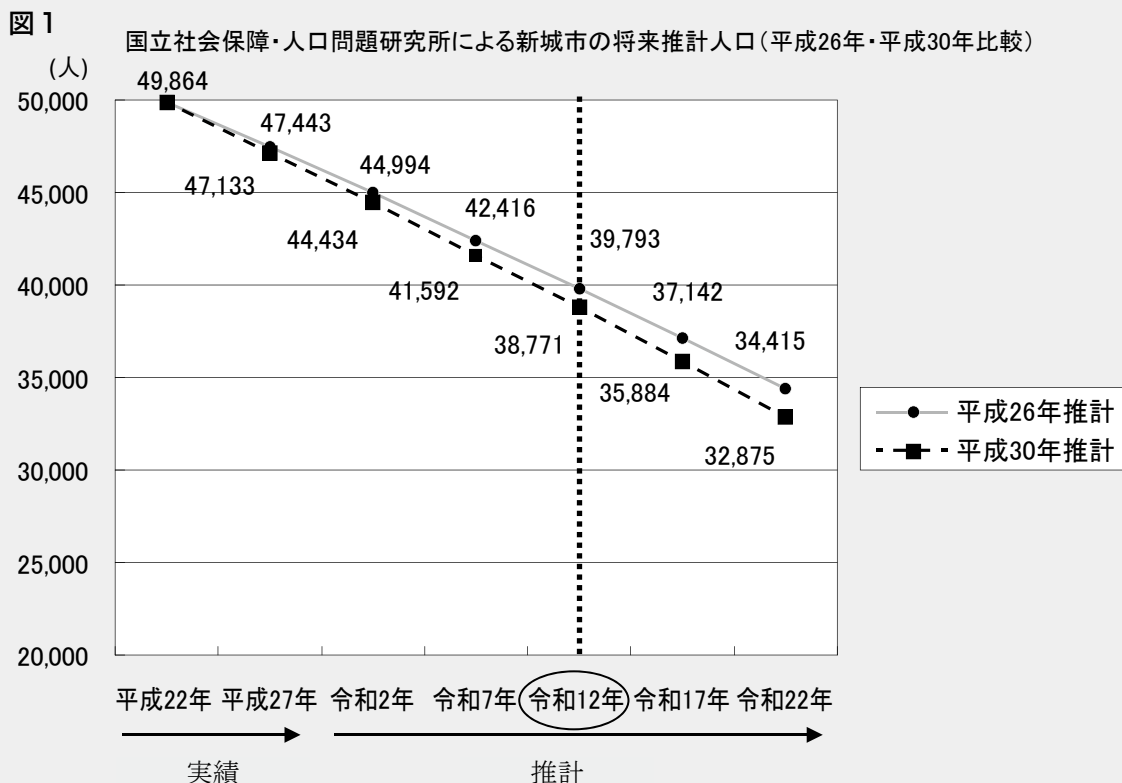
【1】定住人口

令和12年の定住人口を41,000人とした考え方を説明します。

ア 自然体での人口（図1）

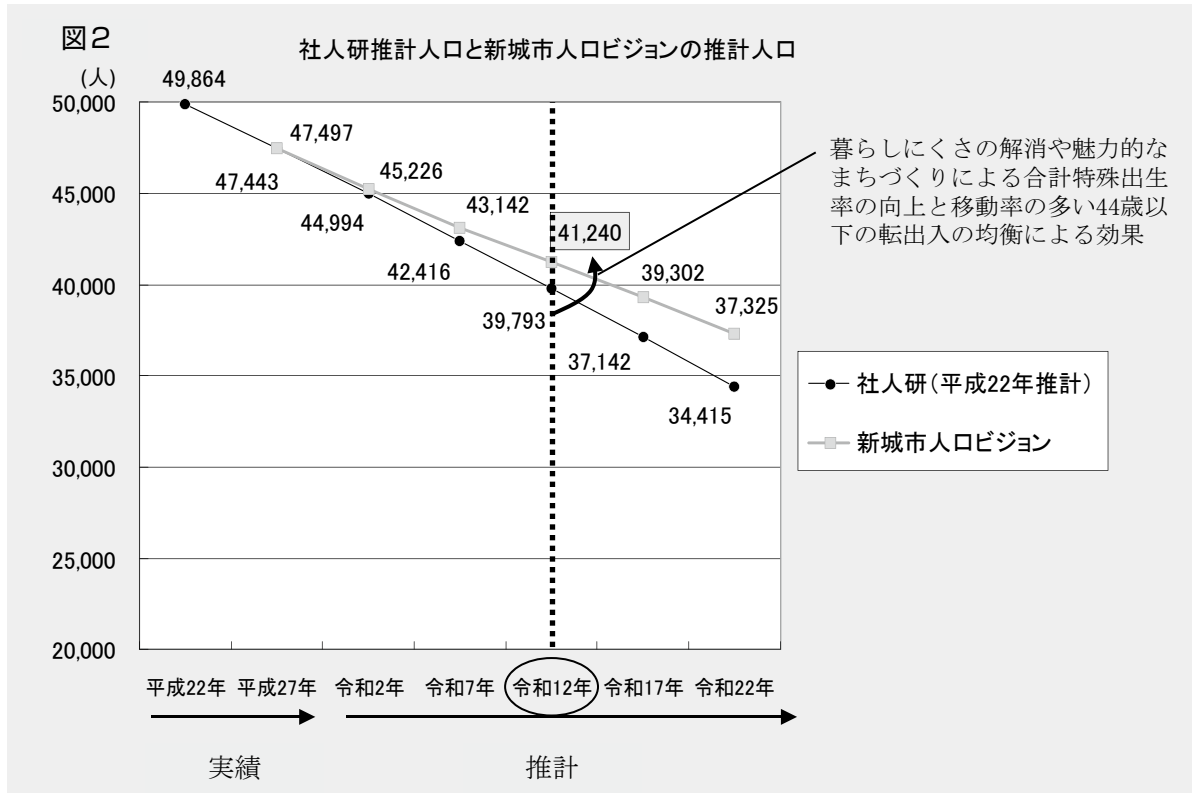
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）は、直近の国勢調査（平成27年）を反映した「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」において、令和12年の新城市の総人口を38,771人と推計しました。

前々回の国勢調査（平成22年）を反映した「日本の地域別将来推計人口（平成26年推計）」では、令和12年の新城市の総人口は39,793人と推計していましたので、5年間で、1,022人減少しています。



イ 新都市人口ビジョンでの人口（図2）

暮らしにくさの解消や交流促進等の施策を実施することにより人口の安定が期待できるバランスのとれた「釣鐘型」の年齢構成への転換を図ることで、2060年の新都市の人口を3万1千人程度を維持することとしている「新都市人口ビジョン及び新都市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年）」では、その中間年にあたる令和12年の推計人口を41,240人と設定しています。



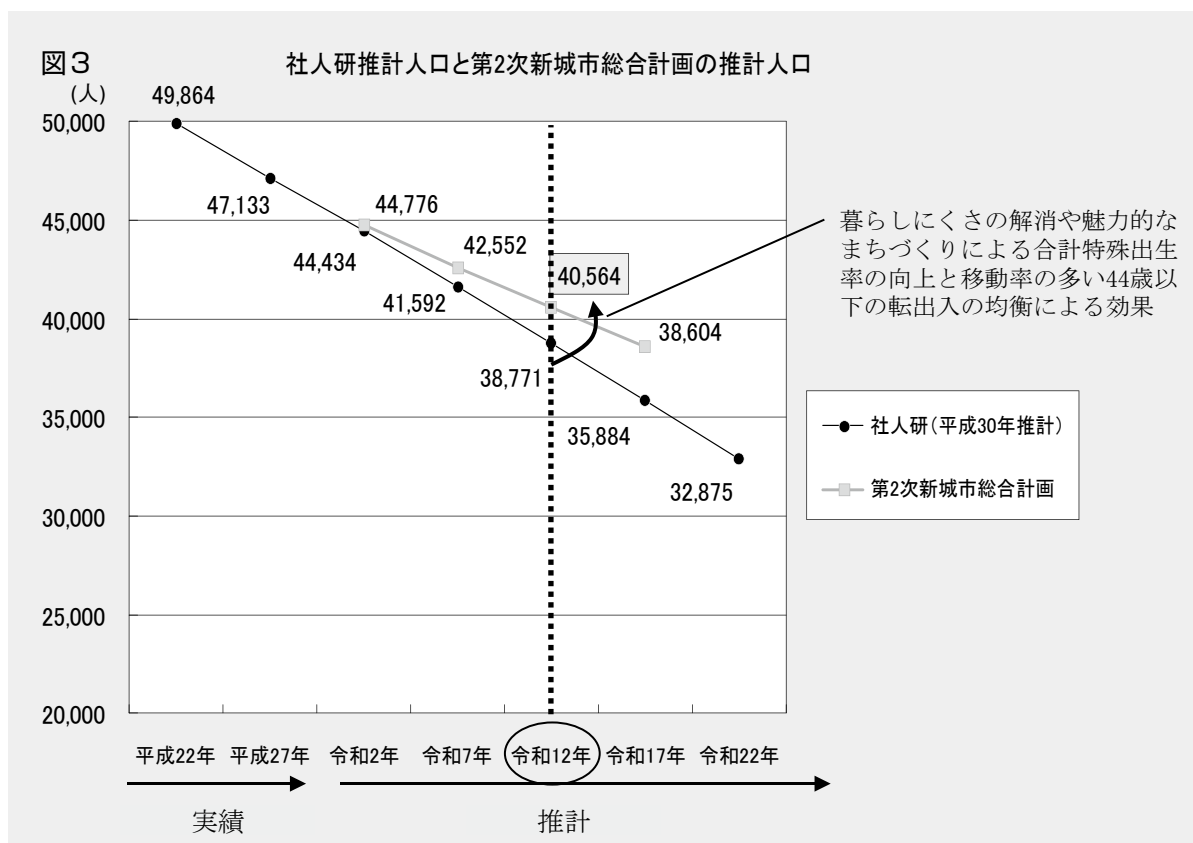
ウ 第2次新都市総合計画での設定人口（図3）

新都市人口ビジョン及び新都市まち・ひと・しごと創生総合戦略での考え方や取組みは、重点的な取組みとして、第2次新都市総合計画に組み込まれますので、様々な施策の効果による推計人口への影響も同様に反映することとしました。

新都市人口ビジョンは、平成22年国勢調査人口を基礎数値として策定しましたので、平成27年国勢調査人口により補正することとしました。

コーホート要因法に使用した計算数値である「合計特殊出生率」「社会増減の移動率」は、新都市人口ビジョンの数値をそのまま使用し、基礎人口のみ平成27年国勢調査人口に置換し再計算しました。

その結果、令和12年の新都市の人口は40,564人となったことから、第2次新都市総合計画における将来想定人口を41,000人とします。



エ まとめ

第2次新城市総合計画では、定住人口の増加はもちろん現状維持でさえ困難であるという現実を受入れ、それに対応できる「ひと」づくり、「ちいき」づくり、「まち」づくりを進めます。

子どもを産み育てやすい環境や安心して子育てできる体制づくりなど社会全体での子ども子育て支援、若者の夢や希望を応援できる条件づくりや生活の不便さの解消、新しい絆による支え合いなどにより、定住人口の減少の速度を緩和させ、ゆっくりと着実に「バランスのとれた年齢構成への転換」を進めます。

なお、この推計値は、平成27年国勢調査の基礎人口のみを反映させたものでありますので、今後公表される合計特殊出生率など他の数値を踏まえた人口推計値（年齢別、男女別、地域別等）は、新城市人口ビジョンの改定（令和元年予定）作業の中で、検討します。

推計人口の比較

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
社人研（平成26年推計）	47,443（推計値）	44,994	42,416	39,793	37,142	34,415
新城市人口ビジョン	47,497（推計値）	45,226	43,142	41,240	39,302	37,325
社人研（平成30年推計）	47,133（実績値）	44,434	41,592	38,771	35,884	32,875
第2次新城市総合計画	47,133（実績値）	44,776	42,552	40,564	38,604	—

【2】はつらつ世代の考え方

ア 高齢化の状況

総人口に占める65歳以上の人口の割合を高齢化率と表し、平成27年国勢調査における国全体の高齢化率は26.6%、国民4人に1人が65歳以上です。

新都市では、平成27年国勢調査での高齢化率は32.6%となり、初めて高齢化率が30%を超え、市民3人に1人が65歳以上になりました。

また、社人研の将来人口推計による新都市の令和12年の高齢化率は、42.3%と推計されています。

イ 高齢者の定義

高齢者の定義は、WHO（世界保健機関）は65歳以上であり、我が国においても医療分野では65歳以上を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者、介護給付も65歳以上からとなっています。

さらに、定年後の雇用継続期間も多くの企業は65歳を上限としていることや老齢年金の支給開始も65歳以上となっているなど、社会保障制度等の設計では、65歳が年齢の区切りとなっています。

65歳以上を一律に高齢者とすることは、平均寿命や健康寿命が延伸し、人生100年時代の到来といわれる現代において、違和感を感じる人もいます。

そうした中、「高齢者」の考え方に対する様々な報告等がされています。

◎日本老年学会・日本老年医学会の提言（平成29年1月）

医療の進歩や生活環境の改善で、10年前に比べ5～10歳は若返っているというデータ等を踏まえ、高齢者の定義を次のとおり見直すように求める提言を発表

	65～74歳	准高齢者
65歳～高齢者	→ 75～89歳	高齢者
	90歳以上	超高齢者

◎高齢社会対策大綱（平成30年2月）

65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、年齢区分で人々のライフステージを画一化することを見直し、年齢や性別にかかわらず個々人の意欲や能力に応じた対応を基本とする必要を提示

◎平成30年9月、長野市、松本市

65歳からは人生の「全盛期」であり、健康寿命を延伸し、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指すこと、75歳以上を「高齢者」と呼ぶことを共同で提言

ウ 健康寿命の延伸と高齢者の意識

平成 30 年 3 月、厚生労働省は、介護を受けたり寝たきりになったりせず、日常の生活を送れる期間を示す「健康寿命」について、平成 28 年は男性 72.14 歳、女性 74.79 歳だったと公表しました。

また、平成 26 年、60 歳以上の男女 6,000 人を対象に実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査（内閣府）」では、「一般的に何歳頃から『高齢者』だと思いますか。」の問いに対して、最も多かったのが、70 歳以上（29.1%）、次いで、75 歳以上（27.9%）、80 歳以上（18.4%）となりました。

高齢者自身の意識の変化や健康状態の向上も進んできています。

エ はつらつ世代の設定

高齢者数の増加は、医療、介護などの社会保障費の負担増加や地域コミュニティ機能の低下等マイナス要因と捉えられがちですが、新城市では、「支える側となりうる人の増加」、「知恵や経験を持つ人の増加」、「趣味や就業を楽しみ輝く人の増加」など長寿社会のメリットを活かしたまちづくりを進めます。

そのためには、65 歳以上で、「健康であり積極的に地域活動や経済活動に参加したい。」という意志を持つ方が、現役世代と同様に支える側として活躍できるよう環境を整えること、社会一般での「65 歳＝高齢者」の画一的な見方を変えることを目的に、『はつらつ世代』を創設します。

総合計画の目標年度である令和 12 年の老年人口割合を、平成 27 年の水準に据え置くこととしたのは、新城市高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月策定）の際に実施した高齢者等実態把握のためのアンケート調査において、常勤・非常勤、自営業等様々な雇用・労働形態であっても今後も就労したいと回答されている方が 34.9%あったことから、令和 12 年の 65 歳から 74 歳までの老年人口のうち、この割合の人口を生産年齢人口に戻すこととして計算しました。

令和 12 年の老年人口…………… 15,831 人
 65 歳から 74 歳の人口…………… 5,635 人
 今後も就労したい人の割合…………… 34.9%
 はつらつ世代 5,635 人 × 0.349 = 1,966 人

	平成27年		令和12年			
			はつらつ世代無		はつらつ世代有	
年少人口（0歳－14歳）	5,537人	11.75%	4,559人	11.12%	4,559人	11.12%
生産年齢人口（15歳－64歳）	26,154人	55.49%	20,610人	50.27%	20,610人	50.27%
はつらつ世代（65歳以上）	—	—	—	—	1,966人	4.80%
老年人口（65歳以上）	15,442人	32.76%	15,831人	38.61%	13,865人	33.81%
合計	47,133人	100%	41,000人	100%	41,000人	100%

生産年齢人口とはつらつ世代との割合が55.07%となる。

支援が必要な人、支え合いが必要な時、助け合う場面では、これまでどおりしっかりと対応していくことには変わりはなく、時代に即した新しい絆の構築も進めていきます。

【3】 つながる^{ひと}市民の考え方

第2次新城市総合計画は、定住人口の増加を目標とするものではありません。

過去においては、人口を増加させること、人口の増加に対応するまちづくりが行政の目的であり、人口の多寡で都市が比較されることがありました。

第1次新城市総合計画においても、人口減少を予測していながら、人口増の目標を掲げていました。少子高齢化が進展し、国全体の人口がピークとなった平成20年以降はほとんどの地方都市で人口減少となり、定住人口の増加を追求することは難しくなっています。

出生数の減少、若者の都市部への流出、高齢者の増加は、都市の活力を減衰させ、地域コミュニティの維持を困難としていきます。人口減少が進む社会においては、交流人口や関係人口を増やすことによって、地域の活力を高め、機能を維持していくことが可能になると考えます。

多くの人が集い、多様な人々が輝くことが、まちの賑わいを創り出すことであるため、「交流人口」「関係人口」等を多く獲得し、その人達がまちづくりの担い手となっていただくことが重要になります。

基本構想では、新城市出身者や協力者、観光やレジャーで訪れる人などを『つながる^{ひと}市民』と位置付けました。

「つながる^{ひと}市民」に、新城市への関心を深めていただく、また、まちづくりのパートナーになっていただく取り組みを進めます。そうした取り組みの中で、信頼できる関係や連帯感、助け合いなどにより、「新城市は居心地がよい」と感じていただくことで、定住につながるものと考えています。

〈つながる^{ひと}市民の例示〉

- 協力者（新城市内に住所を有していない又は市内で活動をしていないけれども、新城市を応援する人や団体。新城市自治基本条例で位置付けられています。）
- 市民の友達や知り合い
- 観光客
- 情報の交流、交換をする人
- 世界各地のニューキャッスルアライアンス加盟都市の市民 など

	平成20年度	平成29年度
観光入込客数	1,929,406	3,240,966
ふるさと納税件数	19	227
ニューキャッスルアライアンス加盟都市	6カ国、8都市	15カ国、17都市
大学との連携数（政策提案等を含む）	—	13大学、16ゼミ (平成30年度)

3 地域経営ビジョン

基本構想の新たな視点の一つである「地域課題をチャンスに変える」は、地域の稼ぎ出す力の創出と地域マネジメントを支援する取組みです。

【1】地域経済循環の創出

本市では、今後も進む少子高齢化や人口減少によって、耕作放棄地や手入れの行き届かない山林の増加による生活環境の悪化や十分ではない公共交通網等から移動手段、時間の制約、地域での商業店舗の廃業により買い物に支障をきたすなどの課題が予測されます。しかし、行政がこれらすべての課題に対処することは非常に困難なことです。

こうした課題に対して、地域自らが地域の課題として対処するとともに、課題への対応を経済活動につなげるコミュニティ・ビジネスに取り組み、地域が稼ぐ力を持つことで、地域に経済循環と賑わいをもたらします。

その結果、新たな雇用を創出、生きがいや居場所を創り出し、安心して暮らせるコミュニティづくりなどにつながります。住み慣れた場所で、いくつになってもいきいきと活躍し、豊富な知識や経験を活かしながら、それぞれのライフステージにあった就労や地域活動を行うことが、豊かなセカンドライフへと繋がるよう、新たな支援体制を構築していきます。

【2】地域マネジメントの導入

「新城市自治基本条例」に則り運営してきた地域自治区制度では、市民感覚と従来の発想にとらわれない運営を目指し、各自治振興事務所長の市民任用、地域活動交付金による市民活動への支援等を進めてきました。

また、地域計画の策定を通じ地域自治区制度を利用した住民主体の計画的な地域づくりを進めています。

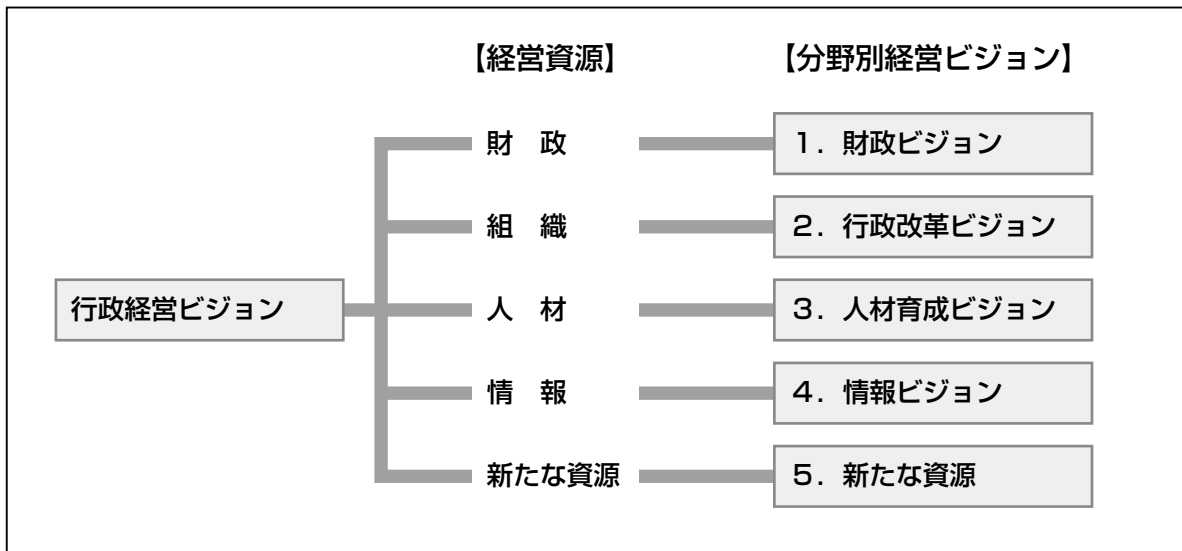
地域自治区を中心とした活動の充実・強化を図るためには、地域自治区ごとに策定する地域計画に掲げられた事業が達成されるようマネジメントサイクルによる進捗管理が必要です。地域住民自らの手で作り上げた計画を地域住民が実施するとともに、評価・検証を行うマネジメントサイクルを導入し、地域計画を推進する体制作りを行います。こうした一連の活動により多くの地域住民に加わっていただくことで、地域自治区の充実・強化につなげていきます。

また、地域計画の実施を中心となってマネジメントするための人材育成を支援し、地域住民自らの手で計画の推進が図られる体制づくりを進めます。



4 行政経営ビジョン

基本構想での行政経営の方針で示した既存の経営資源の磨き上げと新しい資源の発掘、創出に努めるとともに、従来の手法や水準、慣例、関係などにとらわれない議論による見直しを進めるため、経営資源の分野別ビジョンを定めます。



【1】財政ビジョン

目 標： 将来に責任を持つ行財政運営をします

ア 新都市の財政状況

平成19年に制定した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を「健全化判断比率」として定めています。

この指標については、監査委員による審査、議会への報告を経て、毎年度公表されていますので、第1次新都市総合計画期間内における指標の変化を全国市町村平均と類似団体平均とともに示します。

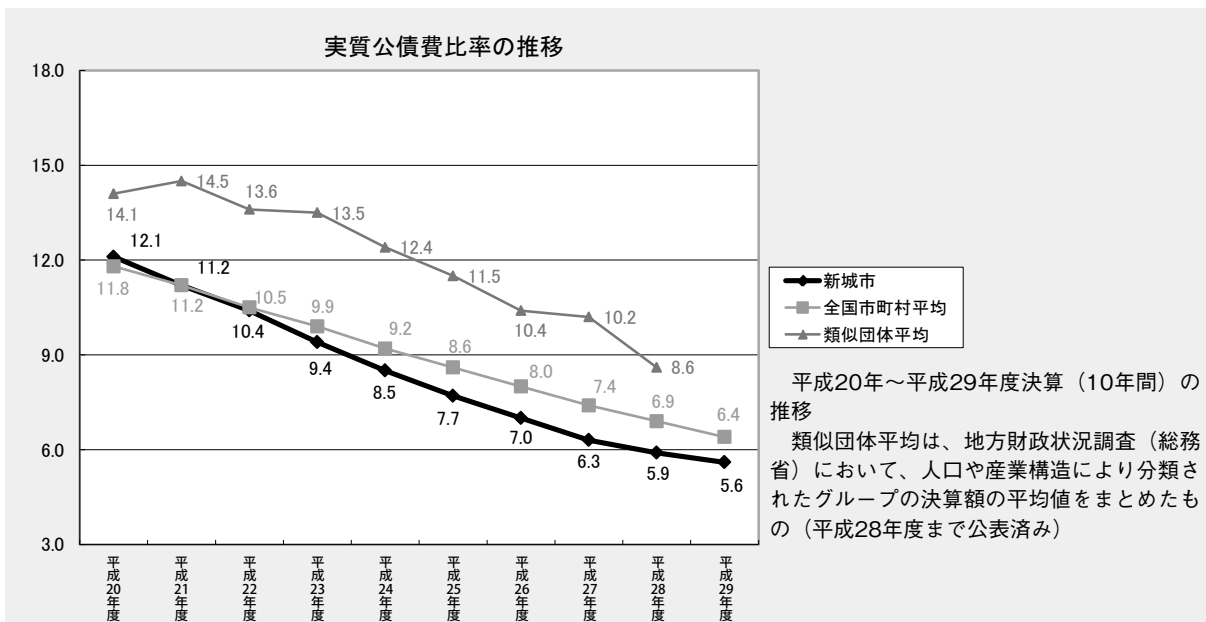
指 標	内 容
(ア) 実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
(イ) 連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
(ウ) 実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
(エ) 将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

(ア) 実質赤字比率

(イ) 連結実質赤字比率

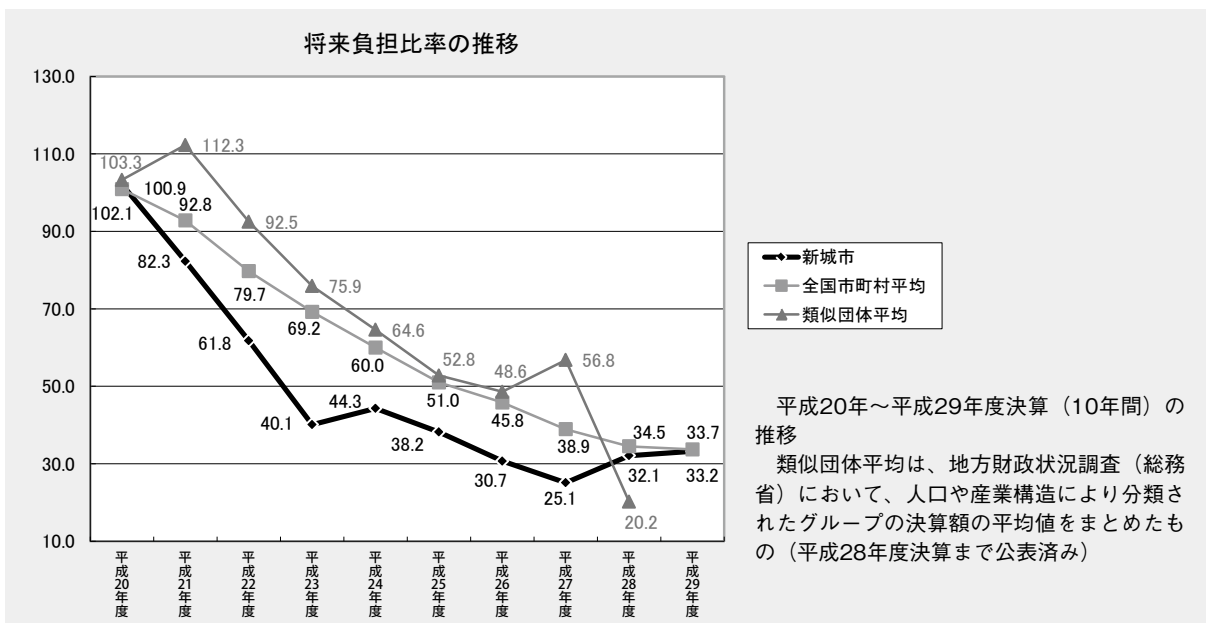
新城市では、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字は生じていません。

(ウ) 実質公債費比率



平成20年度から第1次財政健全化推進本部を立ち上げ、事務事業等の見直しに取り組み借入額を抑制した結果、地方債残高は減少し、実質公債費比率も改善が進み、全国市町村平均を下回っています。

(エ) 将来負担比率

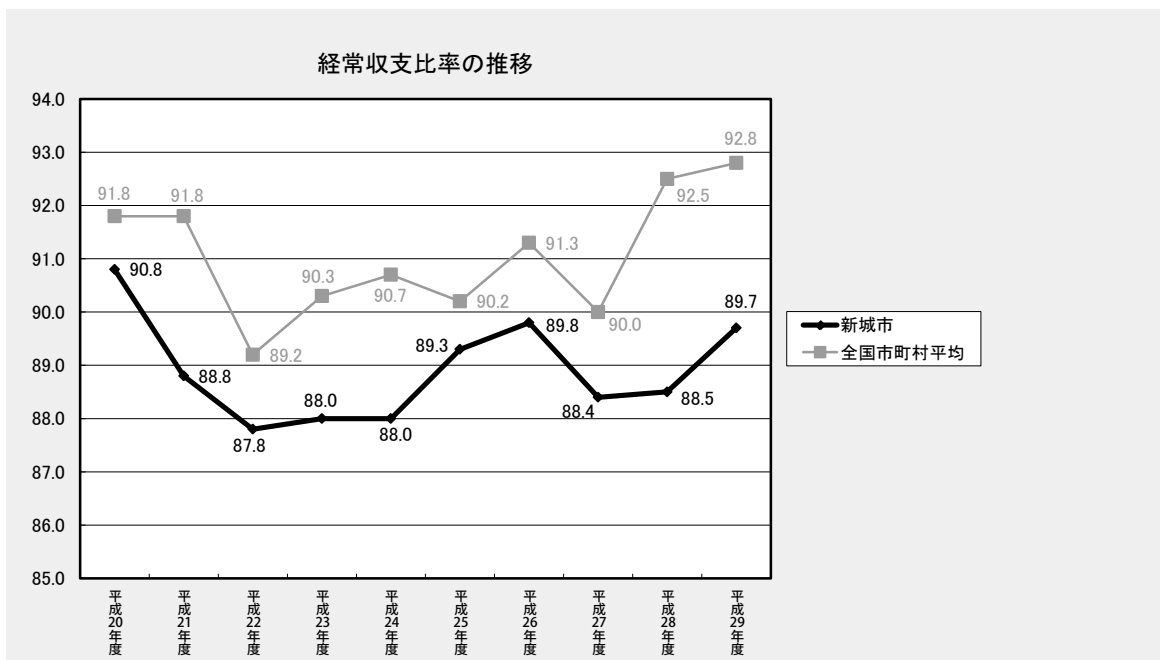


第1次財政健全化推進本部の立ち上げによる事務事業等の見直しにより、地方債現在高の減少、充当可能基金現在高の増加、また、公債費の一定割合を将来、地方交付税として国から交付される有利な地方債の活用により、将来負担比率についても改善が進み、全国市町村平均を下回っています。

また、財政構造の弾力性を判断する指標のひとつに「経常収支比率」があります。

これは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を表したもので、この比率を下げると柔軟な市政運営を行うことができます。

退職者数に対して新規職員の採用数を抑えることによる人件費の抑制など、数値として財政健全化推進本部の成果が現れましたが、物件費や扶助費等の増加が影響し、比率は増加傾向です。



イ 財政健全化に向けた取組み

(ア) 財政上のリスク要因

○税収減

人口減少、特に、生産年齢人口の減少からくる税収減は、自主財源の乏しい新城市にとって、持続可能な財政運営の根幹を揺るがす極めて大きなリスクになります。

○地方交付税の縮減

平成28年度から地方交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減が始まっており、令和2年度末で合併算定替の取扱いが終了し、令和3年度からは一本算定（本来の算定方法）となるため、市税に次いで大きな財源である地方交付税が減少します。

○公共施設の維持管理に係る財政負担の増大

昭和50年代から平成初頭にかけて整備した公共施設が多く存在しており、これらの施設は、近い将来一斉に更新時期を迎えるとともに、老朽化に伴って施設の維持管理に係る経費もますます増加し、財政的に大きな負担となることが予想されます。

(イ) 取り組みの方向性

人口減少と高齢化の進行などを始めとする社会経済環境の変化は、財政構造の硬直化など財政運営を厳しくすると見込まれるため、施策や事務事業を進めるに当たっては、不断の見直しと一層の選択と集中が必要になります。

また、道路、橋梁、水道施設や建築物などの公共施設の維持、老朽化対策により安全安心や快適な暮らしを守ることも重要な課題です。

財政健全化に向けた取り組みを進めるためには、市民から信頼されなければなりません。そのため財政状況などについて見える化し、市民と共有するとともに、財政目標を設定し、目標達成のための取り組みを確実に進めます。

そこで、第2次新城市総合計画に邁進できる財政基盤の構築することを目的に策定した「新城市財政健全化推進プラン（令和元年～令和4年）」に基づき、歳入確保、歳出見直し、公共施設等管理適正化に重点的に取り組んでいくこととしています。



【2】組織ビジョン

目 標：挑戦できる組織にします

ア これまでの取り組み

本市では平成 27 年 3 月に策定した「新城市行政改革推進計画」に沿って、自立・持続可能な自治体経営や市民の政策参加、市民満足度の向上を目指し行政改革に取り組むとともに、取組状況の「見える化」に努めてきました。

この推進計画では、行政改革の基本的な考え方として、「新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）の継承と発展」「自立・持続可能な自治体経営」「市民の政策参加、市民満足度の向上」を定めるとともに、事務の効率化・事務事業の見直しや民間委託の促進、資産、施設の見直しなど 8 つの基本項目に沿って行政改革に取り組んできました。

また、これまでも重点施策の推進や、新しい課題に対応するため新たな組織を立ち上げ、本市独自のこども園制度の確立や自治基本条例の制定などを行ってきました。

さらに、市民や地域、大学、民間企業などとも連携を図り、協働によるまちづくりを進めてきました。

イ 今後の取り組み方針

今後少子化・超高齢社会の進展に伴い労働者人口が減少し、自治体職員の確保について制約されることが考えられる中においても、行政サービスは持続的かつ安定的に提供していかなければなりません。限られた行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、必要な施策を推進するためには、徹底した事務事業の見直しや事務の効率化・適正化など絶え間ない行政改革に取り組む必要があります。

本市では平成 30 年 5 月に新庁舎が完成したことを職員の「働き方」を変える絶好の機会と捉え、建物が集約化されたことによるハード面に限らず、より効率的な行政運営に努めています。また、ICT 等の新しい技術を活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組むとともに、業務改善を進め市民サービスの向上を目指します。

さらに多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するためには、一つの自治体での対応では困難な問題もあることから、広域的な取り組みによって解決方法を探るとともに、行政経営の効率化等が見込まれるものについては、関係団体とのネットワークを活かし共同での事務処理等を進めます。

今後も行政は社会経済状況の変化に的確に対応し、住みやすい環境を確保するとともに、将来にわたって活力ある市民自治社会を継続していく必要があります。そのため、市だけでは解決が困難な課題については、地域や大学、民間企業、各種団体等と連携して取り組むとともに、社会情勢の変化や地域のニーズに応える行政機能を強化します。

ウ 行政改革の基本項目

(ア) 従来の慣習等にとられない見直しの断行

- 徹底した事務事業の見直しを進めます。
- 共通業務など内部管理業務の集約化を図ります。
- 執行体制の確保（内部統制体制の整備）に努めます。
- 効率的・効果的な執行体制を構築します。
- 将来を見据えた公共施設の適正管理を進めます。

(イ) ICTを活用した行政運営の推進

- 業務効率化と市民の利便性向上を図るため、ICTの活用について検討を進めます。
- ビックデータの活用による正確な情報分析を進めます。

(ウ) 働き方改革と人材の確保・育成

- テレワークやフレックスタイム制度など個々の事情に応じた働き方の実現を目指します。
- 仕事と家庭生活の両立、女性活躍の推進を図ります。
- 多様な人材の確保や育成に努めます。

(エ) 民間や広域との連携強化

- 新たな発想に基づく公民連携の取り組みの導入・検討を行います。
- 既存の枠にとられない新たな圏域連携の推進します。

(オ) 市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働

- 市民満足度調査等を継続し、市民ニーズを把握し行政運営に活かします。
- 地域への愛情を育み、積極的な参加と協働によるまちづくりを進めます。

【3】人材ビジョン

目 標：公共私を支える人材となります

ア これまでの取り組み

本市では、平成20年度から始まった第1次新都市総合計画に描いた将来像である「市民がつなぐ山の湊 創造都市」を実現するための事業を強力に推進していくことのできる職員を育成するため、平成23年12月、「新都市人材育成基本方針」を定めました。

この基本方針では、求められる職員像を「市民価値を高めることのできる職員」とし、「地域経営」「市民との協働」「安全・安心」の3つの視点を兼ね備えた職員の育成を目指すとともに、職員の「求められる能力、行動」を明示しています。

この方針に掲げた具体的な取り組みについては、「人材育成基本方針アクションプログラム」において、「人材の確保」「総合的な人事制度の構築と運用」「人材の育成・能力開発」「人材育成のための職場環境づくり」に関わる20の取組みを実施しています。

これらの取り組みについては、成果・効果が得られたものもありますが、今後も継続していく必要があると認識しています。

人材の確保	総合的な人事制度の構築と運営	人材の育成・能力開発	人材育成のための職場環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> 職員募集のPR方法見直し 職員採用試験の実施方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 人事考課制度の構築 昇任基準の明確化 育成型ジョブローテーションの推進 庁内公募制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 職場研修（OJT）の推進 派遣研修の継続・拡充 自主研修の支援及び機会提供 管理・監督職のマネジメント能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職の意識改革推進 組織・職場目標の明確化 健全で働きやすい職場環境づくり 自主活動への支援制度構築

イ 今後の取り組み方針

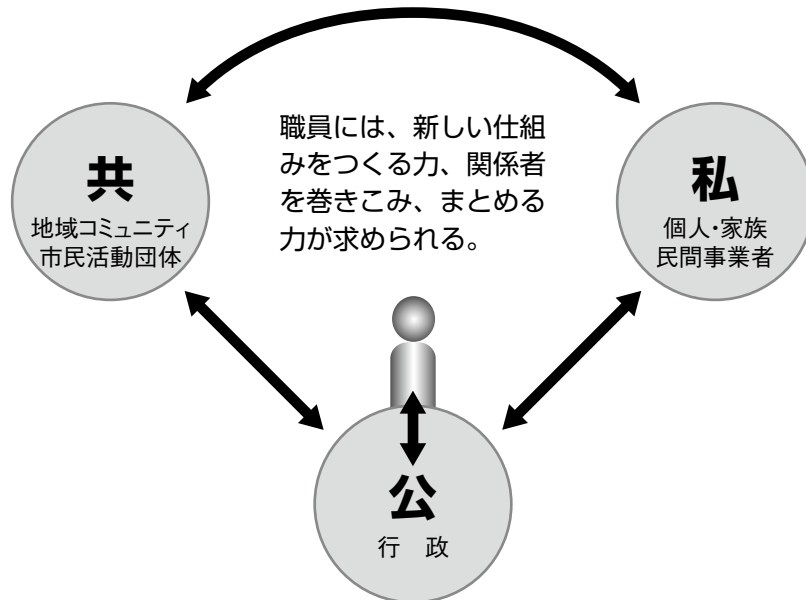
人口減少や少子高齢化の進展、地縁の希薄化、グローバル化などの社会経済環境の変化は、市役所の仕事内容や職員の働き方に大きな変化をもたらします。

また、若年労働力の絶対量が不足し、行政の経営資源が大きく制約されるなかにおいても、市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくためには、既存の制度・業務を大胆に再構築しなければなりません。

前例や固定観念に縛られない発想、行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）の最大限の活用と新しい資源の創出、市民や民間との連携（公民連携）などを推進していくことが必要であると考えます。

職員には、これまで以上に、行政や地域を経営するという意識と、「ひと」「ちいき」「まち」をつなげる能力を備えることが求められます。そのためには、自身の働き方はもちろん、家族を含めた地域での暮らし方、社会とのつながり方など、「生き方」そのものを意識した「公共私を支える人材」の育成に組織を挙げて取り組んでいかなければなりません。

第2次新城市総合計画における人材ビジョンでは、これまでの取組の方向性・内容を継承するとともに、次の視点を組み込んだ人材育成を進めます。



- 前例、固定観念、マニュアル等を理解しつつ、それらに頼らない人材
- 市民等との対話を喜び、それを新しい取組みや新たな対策のヒントに変えられる人材
- 自らを客観的に捉え、得意分野を伸ばし、苦手分野を克服できる人材
- 組織の一員として責任を持ち、新城市の営業マン、広報マンとして行動できる人材
- 自分や家族の将来、生活を大切する人材

ウ 取組みの方向性

(ア) 市民価値を高めることのできる職員の育成

○人材の確保

- インターンシップや職場体験などを通じて市役所で働くことの魅力を発信します。
- SNSを活用した採用情報、民間就職支援サイトが主催する就職説明会への参加など、あらゆる媒体を効果的に活用します。
- 人物評価に重点を置いた採用となるよう試験制度の改革に努めます。

○人材の育成

- 研修制度の充実と自己啓発を推進します。
- コミュニケーション能力や接遇など実践的な能力の向上に努めます。
- 職場内研修の推進や外部の専門研修機関への派遣に加えて、民間企業等への派遣研修も検討します。
- 部下や後輩の意識や能力を伸ばさせることができる人材を育成します。

○職場環境の整備

- 人材育成を管理職の職務と位置付け、管理職がマネジメント能力を発揮し、職員の人材育成を進めることができるよう管理職の意識改革に努めます。
- 健全で働きやすい職場環境を作るために、超過勤務の縮減、メンタルヘルス及びハラスメントの防止に努めます。
- 職員の自主的な能力向上や職員間、職場内での自発的な研究グループへの活動支援などを行います。
- 勤務時間外における地域活動や社会貢献活動などについて柔軟に取り組めるような勤務体制や処遇改善などに取り組みます。

(イ) 能力に応じた適正評価の実施

○能力に対する適正な評価

- 能力や意欲を適正に評価し、昇任や給与に反映する人事評価をします。
- 評価者研修を行うことにより、評価基準や昇任・分限処分基準の公正性・透明性を確保します。
- 知識偏重でない総合的な能力と適性を評価できる制度を検討します。

○適正な職員配置と勤務環境

- 年齢、性別、経験年数を問わず適材適所の人事配置に努めます。
- 人事異動サイクルの検証や専門職の活用方法を検討します。
- 庁内公募制度により、職員自身が能力を開発し、活躍する機会を創ります。
- 年次休暇や子育てに関する休暇、休業の取得を促進するとともに、育児休業等を取得した職員への情報共有と復帰後のキャリア形成を図ります。

【4】情報ビジョン

目 標：情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

本市では、平成25年3月に策定した「第2次新城市地域情報化計画」で本市における情報化推進の方向性を示すとともに、具体的な取り組みも明確にしてきました。合併後、情報通信インフラとして光ファイバケーブルを敷設し、地域情報化を推進してきましたが、市民や行政に関わるICT環境は目まぐるしく進展し、多様なものになっています。

これまでの情報社会（Society 4.0^{*}）に続く国の目指すべき未来社会として、新たに超スマート社会（Society 5.0^{*}）が内閣府から提示され、必要なものやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられることで、年齢、性別、地域といった様々な違いを乗り越えて生き生きと快適に暮らすことのできる社会を目指しています。

ICTなどを活用して教育、防災、医療介護などあらゆる分野での迅速化や効率化を図るとともに、行政手続きの簡素化など効率的な行政運営に努めます。

また、国の進めるオープンデータの活用についても行政の透明性・信頼性の向上に向けた取り組みを加速させつつ、今後さらに効果的・効率的な展開を図るため、利活用の促進に向けた仕組みの構築が必要となります。

こうした情報技術の進展は行政や企業活動、市民生活の向上を図る一方で、インターネットを悪用した犯罪被害や情報漏えい等の危険性も高まることから、人材育成を含む情報セキュリティの強化に努めます。

ア 超スマート社会（Society 5.0）の実現

（ア）公共データの利活用

・オープンデータ

オープンデータとは、民間企業や行政機関等がもつデータを、著作権や特許などの規制を受けずに誰でも自由に利用ができる形で、カタログサイトやホームページ等に公開するものです。

これらのデータを二次利用することにより、市政の透明性・信頼性の向上、市政への市民参加・市民協働の推進、市経済の活性化・行政の効率化を促進することができます。

・公開型／統合型GIS^{*}

ホームページ上で、道路・街区・防災情報・公共施設・バス停等の生活に密着した情報を公開し、行政サービスの向上・市民との相互コミュニケーションを実現させるシステムとして、公開型GISの導入を進めます。

さらには、統合型GISの導入により、地理的情報を全庁で横断的に活用することで新たなサービスの拡大・庁内の業務連携による総合的な行政サービスの実現を目指します。

(イ) ICTによる行政改革

・RPA（ロボティック プロセス オートメーション）

RPAとは、業務を自動化するツールで、業務の流れを見直した上で導入することにより定型作業を自動化し、業務の効率化、業務品質の向上、業務環境の改善やコストの削減を図ることができます。

・AI（人工知能）

AIとは、人間にしかできなかったような高度・知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムによって行い、より精度の高い学習ができるように開発された人工知能です。

RPAとAIを組み合わせることで、より複雑な判断が必要とされる作業にも対応することが可能になりますので、多方面での業務の自動化等により効率的な行政経営を図ります。

(ウ) 自治体共同クラウドの拡大

自治体共同クラウドとは、ハードウェアやアプリケーションを各自治体の庁内で保有・管理する従来の導入型システムに代わり、外部のデータセンターで保有・管理されているシステムをネットワーク経由で利用できるようにする仕組みのことで、複数の自治体でデータを共同保有・共同管理することで導入コストを削減できるなどの利点があります。

東三河の自治体で共同利用している基幹業務や内部事務のほか、さらに情報システムの集約と共同利用を進めることにより、住民サービスの向上を図ります。

イ 情報セキュリティ対策

国が示す自治体における情報セキュリティ対策の強化に向けた方針等に従い、個人情報や機密情報など市民や市政の重要な情報が外部に漏洩したり、ウィルスに感染してデータが搾取・破壊されたり、システムインシデントによりサービスが停止したりしないよう必要な対策を講じて、情報の機密性・完全性・可用性を確保します。

ウ 広報広聴機能の充実

第1次新城市総合計画で取り組んだ市民との情報共有・情報交流の推進を継続・充実します。

情報の内容や受け手の特性などを考慮し、広報誌、ウェブサイト、SNSなど様々な情報提供手段を使い分けることで、必要としている人に効果的・効率的に情報を提供します。

また、市民以外に対しては、本市の持つ魅力的な資源や様々な取り組みなどをあらゆる機会を捉えて発信することで「つながる市民」の増加につなげます。

【5】新たな資源

第2次総合計画では第1次新城市総合計画で取り組んできた「経営資源である財政、組織、人材、情報」の各ビジョンに沿った目標を立て、更なる経営資源を磨き上げていきます。しかし、経営資源にも限りがあることからこれまで活用してこなかった行政以外の「新たな資源」の発見や発掘に努め行政経営に取り込んでいく必要があります。

ア「市民の知恵」

- 先人たちが築き上げてきたこれまでの経験や知恵の活用
- はつらつ世代からの提言
- 市民の世代に捉われない参加の機会の充実

イ「新しい技術」

- AI・RPA・IoT等の導入による事務の効率化
- 民間力による行政運営
- 大学等との共同研究の推進

ウ「外からの視点」

- 国内外のつながる市民との関係の深化
- 地域コミュニティと地域外の団体等との連携



【6】 進行管理

総合計画を効果的かつ効率的に推進させていくためには、施策や事業の目標を設定し、進捗状況を点検し、適切に評価を行い、その結果に基づき改善を行うマネジメントサイクルによって継続的に管理していきます。

今後財源が限られる中、将来にわたって持続的なまちづくりを推進するためには、事業の優先順位を明確化するとともに、各事業の効果を重視し計画の進行管理を実施します。

ア 目標の設定

総合計画の進行管理については、誰もがわかりやすく評価が行えるよう数値目標とKPIを設定し、施策や事業の進捗状況と達成度を検証していきます。

◎成果指標…将来像・目指すべき姿の実現に向けた政策・施策が目標に近づいているかを図るための実績

◎活動指標…施策目標及び事務事業の実施状況を確認するために設定する指標

イ 進行の管理

政策目標については、概ね4年に1度実施する市民満足度調査で成果指標の数値を把握し、進捗状況を確認します。

施策については事務事業評価と連動させ、毎年、活動指標を把握し評価・検証を行います。なお、指標については達成度や進捗状況に合わせて見直しを行います。

ウ 評価・検証

目標や指標の達成状況の確認、事業内容の見直しなどは毎年度実施し、市民や団体など行政以外の視点により評価します。

なお、事業の評価や社会情勢を踏まえ、施策や事業の見直し・廃止についても実施していきます。

エ 推進体制

総合計画の実現に向け、すべての職員が将来像・目指すべき姿の実現に向け常に努力するとともに、創意工夫し協力しながら事業を進めます。

5 政策横断重点戦略

【1】目的

12年後の「ひと」・「ちいき」・「まち」の姿を達成し、新都市の将来像である「つながる力 豊かさ 開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けて、政策目標を横断的に結び付けることにより重点的に実施していくため、重点戦略を設定します。

【2】設定する重点戦略

「人口減少に対応するまちづくり」をキーワードとする次の3つの戦略を設定します。

重点戦略1	バランスのとれた年齢構成への転換を進めます
重点戦略2	支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します
重点戦略3	地域づくりに関わる人々（つながる ^{ひと} 市民）を増やします

【3】戦略の効果

目標とする姿である「ひと」「ちいき」「まち」に紐づく分野別の政策を横断的な視点で捉えることで、政策目標の達成をより強力に推進します。

また、制約される経営資源（財源、人材など）を効果的・効率的に投資、配分することで複数の効果・成果を獲得します。

目指す姿	政策	取組1	取組2	取組3	……
ひと	子育ての安全安心を守ります	○			……
	能力と個性を活かす力を育てます				
	学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります				
	認め合い、支え合う人をつなげます	○	○	○	
ちいき	居心地の良い暮らしをつくります	○			……
	地域資源を最大活用します			○	
	人生100年の安全安心をつくります		○		
まち	経済と生活を支える都市基盤を整えます				……
	緑でゆとりを生み出します			○	
	農林業を成長産業にします			○	
	地域産業の振興で賑わいを創出します			○	

【その他の効果】

- ・ 庁内連携の強化
- ・ 多様な主体との連携
- ・ 新たな発見、新しい気づきの獲得等

【4】重点戦略の推進に向けて

重点戦略とする事務事業などについては、関係部課、企画部門、財政部門により事業化を検討し、効果が認められると判断したものについては、財政見通しとの整合を図った上で、財源や人材等を優先的に配分します。

戦略1

バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

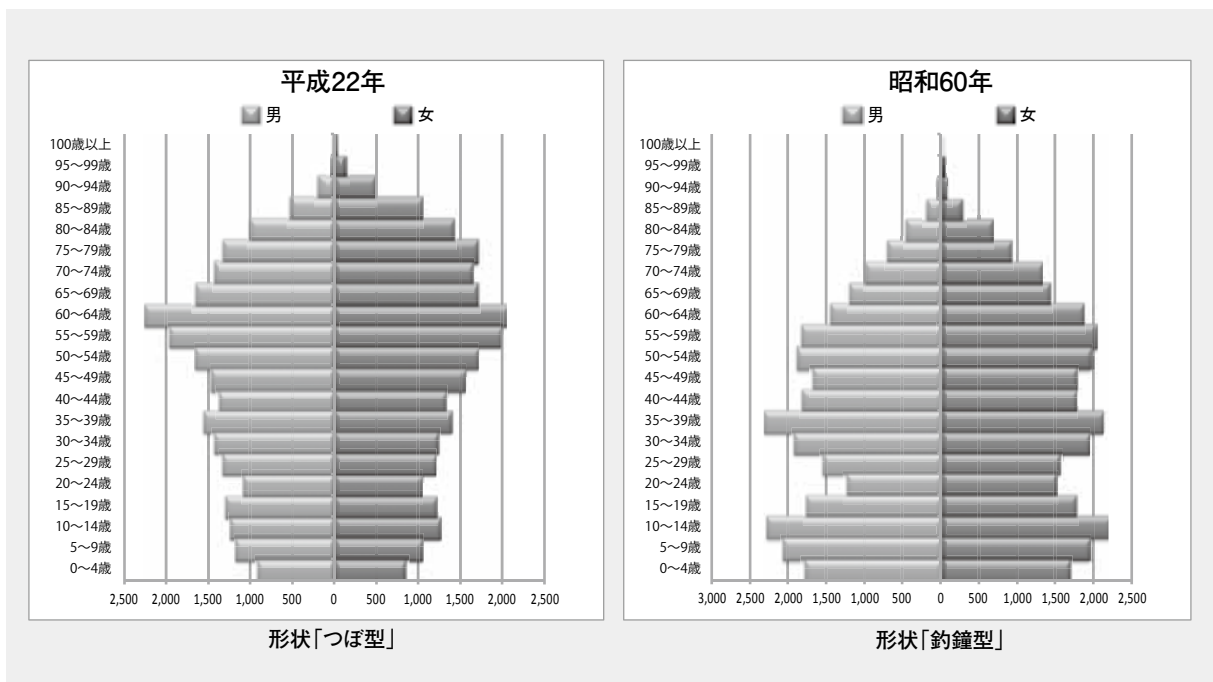
日本全体が人口減少していく中で本市においては定住人口の増加はもちろん維持さえも困難になります。第2次新城市総合計画では人口減少を受け止め、減少の速度を緩やかにすること、人口減少に対応したまちづくりを進めることとしています。

「新城市人口ビジョン」では、住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心し心豊かに暮らすことができるまちをつくること、自ら主体的に考え、学ぶことで地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成することを“しんしろ創生”であると位置付けました。

人や地域が輝き、魅力的になることで、少子高齢の「つぼ型のピラミッド」から、人口の安定が期待できる「釣鐘型のピラミッド」である“バランスのとれた年齢構成への転換”を進めることを目標とします。

そのため、次の効果が見込まれる取り組みを重点的に進めます。

- ・ 若者や女性、高齢者など全ての人が輝き活躍する仕組みや機会の創出
- ・ 住環境の不便さ等を理由とした望まぬ転出の減少
- ・ 転出入のダイナミズムを生み出すことによる人の交流の促進



戦略2

支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

少子化や超高齢社会では、生産年齢人口の減少による労働力不足や生産性の低下など経済活動が縮小していくこと、税収が減少していく中でも、医療や介護、年金など社会保障費負担は増加していくことなど、マイナス面に注目が集まります。

高齢化に伴う社会課題を解消するためには、「出生数」を増やすことですが、それには社会全体で取り組むとともに、長い時間を必要とします。

しかし、個人の意欲や地域の連携により課題を解消できることもあります。それは「長く活動すること。」「健康で元気なこと。」です。

全員参加型社会の実現が求められ、高齢者を支える発想ばかりではなく、意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする社会環境を整えることが必要です。

退職された方、年金を受給されている方、65歳以上の方を機械的に「高齢者」として区別するのではなく、「健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したい。」という意志を持つ方（はつらつ世代）を増やすことで、生産年齢人口の増加と高齢化率の低下を目標に取り組みます。

そのため、次の効果が見込まれる取り組みを重点的に進めます。

- ・ 高齢者や中高年齢者の生涯学習活動や地域活動等への参加促進
- ・ 高齢者や中高年齢者、すべての年代の健康寿命の延伸
- ・ 高齢者の就業、創業、起業
- ・ 高齢者やその家族と地域とのつながりの創出

戦略3

地域づくりに関わる人々(つながる市民)を増やします

定住人口の増加や維持が困難であっても、人や地域が輝き、魅力あふれるまちとなるためには、人口の「数」という視点に並ぶ「人のつながり」を捉えたまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市は、古くから交通の要衝に位置し、人の往来による交流が盛んな地域です。通勤通学のみならず、近年では高速道路の整備や道の駅の開業、新城ラリーの開催などにより、より多くの方が本市を訪れるようになり、まちづくりの力になるものとして期待されています。

第2次新城市総合計画では、この「人のつながり」への視点を重視し、観光客や通勤・通学者等の「交流人口」やそれら以外で地域と多様に関わる人々である「関係人口」を『つながる市民』と位置付け、つながる人との交流促進をまちづくりの力に換えるとともに、結果として、その方々が市民となることを目指します。

つながる市民と新城市民は、どちらか一方がメリットを受けるのではなく、お互いに支え合いながら、交流を通じた心豊かな生活を営みたいと考えています。

今後は、「つながる市民」をさらに創出する仕組みやつながる市民の居場所づくりなどを進めることにより、本市の地域づくりに参加していただける担い手となるつながる市民の増加を目標に取り組みます。

そのため、次の効果が見込まれる取り組みを重点的に進めます。

- ・ イベントへの参画やまちづくりへの参加などができる仕組みづくり
- ・ 移住、定住、二地域居住の促進
- ・ 交流による多様な効果を市内に波及するための仕掛けづくり

6 個別計画

施策一覧

目指すべき姿	政策目標	施策
I 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています	1 子育ての安全安心を守ります	①子どもを産み育てる環境を整えます ②保育ニーズに対応する保育サービスを進めます ③病院・診療所の体制を整えます ④女性の活躍を支援します
	2 能力と個性を活かす力を育てます	①確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます ②安心して居心地の良い学校環境づくりを進めます ③豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます
	3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります	①市民文化活動を応援します ②市民スポーツ活動を応援します ③共育（ともいく）を推進します
	4 認め合い、支え合う人をつなげます	①市民自治によるまちづくりを進めます ②市民活動の活性化を図ります ③若者と女性の活躍領域を広げます ④グローバル人材育成と多文化共生を進めます ⑤障がい者の自立を支援します ⑥生涯を通じた健康づくりを応援します ⑦地域福祉を進めます
II 快適で潤いある「ちいき」に暮らしています	1 居心地の良い暮らしをつくります	①道路網の整備を進めます ②安全できれいな水循環を守ります ③地域の憩いの場をつくります ④理想的な地域公共交通網をつくります ⑤地域活動や交流を促進します ⑥地域づくりの担い手を育てます
	2 地域資源を最大活用します	①歴史・文化財の継承を進めます ②歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます ③共育（ともいく）を推進します【再掲】 ④地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
	3 人生100年の安全安心をつくります	①病院・診療所の体制を整えます【再掲】 ②地域医療の連携を進めます ③障がい者の自立を支援します【再掲】 ④地域福祉を進めます【再掲】 ⑤防災対策を進めます ⑥消防体制を充実します ⑦防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

目指すべき姿	政策目標	施策
Ⅲ 活力にあふれた「まち」になっています	1 経済と生活を支える都市基盤を整えます	①活気がある市街地をつくります ②道路網の整備を進めます【再掲】 ③理想的な地域公共交通網をつくります【再掲】
	2 緑でゆとりを生み出します	①豊かな自然にふれあい学びます【再掲】 ②地球環境の保全に貢献します ③持続可能な自立循環のまちをつくります
	3 農林業を成長産業にします	①持続可能な農業構造を実現します ②森林・林業基盤の整備、保全を進めます ③林業生産活動を応援します
	4 地域産業の振興で賑わいを創出します	①企業誘致を進め、雇用を確保します ②がんばる中小企業を応援します ③地域資源を活かした観光戦略を進めます
	5 交流によるダイナミズムを成長に変えます	①地域産業振興政策を進めます
行政経営の方針	行政経営の目標	施策
Ⅳ 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、施策を達成するための行政経営の方針	1 将来に責任を持つ行政財政運営をします	①将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います ②公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます ③市民にわかりやすい行政評価を進めます ④民間活力、市民の知恵、新しい技術などを積極的に導入します ⑤東三河広域連合などによる共同事務を促進します ⑥市民自治を根づかせます
	2 挑戦できる組織にします	①市民ニーズに即応できる組織づくりを行います
	3 公共私を支える人材となります	①市民価値を高めることのできる職員を育てます ②能力に応じた適正評価等を進めます
	4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます	①市民ニーズを把握します ②対象に応じた情報発信・情報共有に努めます ③すべての職員が広報マンとして活動します

「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」

4年間～12年間の中長期の分野別施策（個別目標）。
社会状況や市民ニーズ、市長マニフェストなどを反映
するため、4年毎の見直し検討

目指すべき姿 I 個性輝く多様なひとが活躍しています

政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

施策 1 子どもを産み育てる環境を整えます

考え方・背景

現状と課題、未来へ向けた取り
組みなどを記載

少子化や核家族の進行、地縁的なつながりの希薄化などにより、子育て経験が乏しく、相談相手のいない保護者が悩みを抱えて孤立化するケースが増えています。

また、子どもの健やかな成長を守るため、いじめや虐待を防止し、家庭の経済状況等により子どもの将来が狭めることのないようにする必要があります。

「考え方・背景」を受けた取り組みの方向性、概要

施策の基本方針

結婚や妊娠・出産、子育てに関する不安や負担の軽減、いじめや虐待の防止などすべての子どもが安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援を拡充します。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を孤立化させないため、学習・生活支援や地域における子どもの居場所づくりなどを進めます。

また、子どものことなら「何でも」「とりあえず」の窓口となる「子育て世代包括支援センター」の機能強化などを推進するとともに、子どもの健康維持など子どもが健やかに育つ環境を整えます。

【取り組み内容】

基本方針を受けた主な取り組み内容を記載。
市民の関心が高い取り組み、新城らしい取り組み、新規の取り組みなどを記載

- ・子どもの医療費の負担を軽減します。
- ・「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を機能として整備し、市独自施策としての若者サポートを含め一体的に運用します。
- ・子どもやひとり親家庭への学習支援、生活支援を行います。
- ・妊娠期から出産、産後、育児、若者等に関する総合的な相談や支援を行います。

施策の進捗状況

「市民満足度」を基調とした成果重視型の行政経営を継続し、4年毎の市民満足度調査を指標のひとつとして設定。

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
子育てを応援するためのサービスの満足度	74.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
合計特殊出生率	1.41 (平成22年)	1.45 (令和2年)
子育て世代包括支援センターの設置	—	設置
子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置

関連する主な計画等

原則として、アウトカム(事業の成果、影響、効果)を設定。困難な場合は、アウトプット(事業そのものの結果)の設定。

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・しんしろ健康づくり21計画

自治基本条例に定める「基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。」に該当する計画などを記載。

令和12年の目標

令和元年～令和3年
又は令和12年までの
目標として設定。

前期基本計画期間
(令和元年～令和3年)
終了時の検証結果
により見直し

令和3年までの
主な取り組み・指標

前期基本計画期間
(令和元年～令和3年)
終了時の検証結果
により見直し

政策目標 1

子育ての安全安心を守ります

施策 1

子どもを産み育てる環境を整えます

考え方・背景

少子化や核家族の進行、地縁的なつながりの希薄化などにより、子育て経験が乏しく、相談相手のいない保護者が悩みを抱えて孤立化するケースが増えています。

また、子どもの健やかな成長を守るため、いじめや虐待を防止し、家庭の経済状況等により子どもの将来が狭めることのないようにする必要があります。

施策の基本方針

結婚や妊娠・出産、子育てに関する不安や負担の軽減、いじめや虐待の防止などすべての子どもが安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援を拡充します。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を孤立化させないため、学習・生活支援や地域における子どもの居場所づくりなどを進めます。

また、子どものことなら「何でも」「とりあえず」の窓口となる「子育て世代包括支援センター」の機能強化などを推進するとともに、子どもの健康維持など子どもが健やかに育つ環境を整えます。

【取組み内容】

- ・子どもの医療費の負担を軽減します。
- ・「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を機能として整備し、市独自施策としての若者サポートを含め一体的に運用します。
- ・子どもやひとり親家庭への学習支援、生活支援を行います。
- ・妊娠期から出産、産後、育児、若者等に関する総合的な相談や支援を行います。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
子育てを応援するためのサービスの満足度	74.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
合計特殊出生率	1.41 (平成22年)	1.45 (令和2年)
子育て世代包括支援センターの設置	—	設置
子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置

関連する主な計画等

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・しんしろ健康づくり21計画

政策目標 1

子育ての安全安心を守ります

施策 2

保育ニーズに対応する保育サービスを進めます

考え方・背景

近年、急速な少子化が進行する中、核家族化の進化や地域のつながりの希薄化、就労環境の多様化などにより、子どもと子育てをめぐる環境は大きく変化しています。特に、女性の社会進出に伴う共働き家族やひとり親家庭が増加していることを主な要因として、3歳未満児保育や学童保育の需要は増加傾向にあります。

施策の基本方針

共働き家庭の増加など家庭や就労の形態変化による多様な保育ニーズに対応し、“すべての子どもが健やかに育ち、育てられる”環境の充実を図ります。

また、こども園の適正配置など、市内のどこに住んでいても、すべての子どもが等しく良質な保育・幼児教育を享受できる環境整備を進めます。

【取組み内容】

- ・ 保育料の負担を軽減します。
- ・ 一時保育の実施などきめ細かな保育サービスの充実を図ります。
- ・ こども園及び放課後児童クラブの待機児童ゼロを維持します。
- ・ 支援や配慮が必要な子どもに合理的配慮がなされる環境を整えます。
- ・ こども園の適正な配置と計画的な施設設備の更新などを行います。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
子育てを応援するためのサービスの満足度	74.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
こども園の待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
療育環境の整ったこども園の整備	1園	2園

関連する主な計画等

- ・ 新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 新城市こどもの未来応援事業計画

政策目標 1

子育ての安全安心を守ります

施策 3

病院・診療所の体制を整えます

考え方・背景

国の医療費抑制策に伴う医療制度改革、深刻化する医師の偏在と医師不足により、特に、山間へき地地域を抱える地方の公立病院では経営の悪化や診療体制の縮小など医療機能の低下が生じています。

こうしたなか、市は愛知県、近隣の病院、大学病院の援助および市民の協力により医師確保等に努めています。

施策の基本方針

地域の基幹病院である新城市民病院および作手診療所における、医師をはじめとした医療従事者の確保に取り組みます。また、研修医・専攻医の受け入れにより、地域医療を理解し将来地域医療に興味を持つ医師の育成に努めます。

診療体制の充実や医療機関等との連携等による経営健全化と、医療の質の向上に取り組み、安定的な地域医療の提供を目指します。

休日・夜間における初期医療の運営支援、市民病院を基軸とした地域医療の再構築・維持を図ります。

【取組み内容】

- ・ 医師招へいや研修医の受け入れなどにより医師の確保・育成に努めます。
- ・ 教育機関との連携により、医療従事者を確保します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
地域医療等の充実への満足度	38.8%	40.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
研修医受け入れ人数	29人	32人

政策目標 1

子育ての安全安心を守ります

施策 4

女性の活躍を支援します

考え方・背景

急速な少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を構築するため、女性の社会進出支援や就業の継続、就労しやすい環境づくりの推進が必要です。また、活力ある地域づくりのためには、女性がやりがいをもって市民活動や地域活動へ参加し、地域の担い手として活躍することが必要です。

施策の基本方針

性差に関わらず誰もが自由な意思によりあらゆる活動等に参画できるよう市民意識の醸成を図り、男女の役割等固定概念の解消に努めます。

女性ライフスタイルやライフステージの変化に応じてキャリアを形成できるように、生き方や働き方を支援します。

【取組み内容】

- ・男女共同参画の定着に向けた継続的な啓発を進めます。
- ・ワークライフバランスの実現に向けた企業等の取り組みを支援します。
- ・起業、創業、就業などへ取り組みを支援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
女性の起業者数	1人/年	3人/年
女性の審議会への登用率	25.0%	28.0%

関連する主な計画等

- ・新城市男女共同参画プラン

政策目標 2

能力と個性を活かす力を育てます

施策 1

確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます

考え方・背景

未来を担うすべての子どもたちが、豊かな感性と人間性を育み、確かな学力を備え、たくましく健やかに成長するため、様々な体験カリキュラムの実施や教育環境の充実を図ることが必要です。

不登校の子どもなど、様々な事情を抱える子どものための居場所づくりの拡充が必要です。

これまで以上に地域に開かれた学校づくりを行うことで、地域が持つ力を学校教育に活かしていくことが必要です。

施策の基本方針

国際化や情報通信技術の進展などによる教育環境の変化に対応しつつ、確かな学力を育む教育を推進します。

学校教育の状況や情報を地域に積極的に発信し、地域学習や体験学習、キャリア教育など地域愛を育む新城教育を推進します。

いじめや不登校、差別等に悩み苦しむ子どもを守ります。また、学校教育カリキュラムの充実と教職員の資質向上に努めます。

【取組み内容】

- ・ 授業づくりの充実を図り、「深い学び」の実現を目指します。
- ・ 英語教育、プログラミング教育等の充実を図ります。
- ・ 保護者、教職員が連携し、適応指導教室（あすなる教室）の充実等、いじめ対策や不登校児童生徒対策に努めます。
- ・ 家庭、地域、学校、企業とが連携した教育を進めます。
- ・ 豊かな自然、多彩な人材、伝統ある文化、歴史遺産などを活かした体験活動などを実施します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
児童・生徒の教育環境対策の満足度	63.6%	65.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
不登校出現率（小中学校）	1.82%	1.65%

関連する主な計画等

- ・ 新城市共育推進計画

政策目標 2

能力と個性を活かす力を育てます

施策 2

.....
 安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます

考え方・背景

学校施設の老朽化対策のための修繕や維持管理コストの縮減のための施設改修、情報教育の充実を図るための校内LANやICT機器の整備など、教育環境を整え、施設に必要な機能・性能を確保します。

また、施設・設備のみならず、おいしく栄養のある給食や安全な登下校の確保など、児童・生徒が安全安心で快適に生活できる環境が求められています。

施策の基本方針

学校施設の改修・整備により安心で居心地のよい学校環境の創出に努めます。また、教育環境を充実し、適切な学校運営を推進します。

児童・生徒に安全でおいしい給食を提供するため、給食施設の整備等を進めます。

【取組み内容】

- ・ 情報技術の活用など教育環境を整えます。
- ・ 地元食材を利用した学校給食の提供に努めます。
- ・ 計画的な更新や改修により学校施設、設備等の充実を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
学校教育施設の整備への満足度	57.6%	58.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
普通教室への空調設備設置や校内LANの整備割合	0%	100%

関連する主な計画等

- ・ 学校施設長寿命化計画
- ・ 公共施設等総合管理計画

政策目標 2

能力と個性を活かす力を育てます

施策 3

豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます

考え方・背景

本市は歴史や文化、伝統行事、自然景観など他地域にはない地域資源を有しています。こうした地域資源は市民の誇りとして、世代を超えたりレーの中で守り続けられたものであり、私たちには未来へと継承していく責任があります。

未来へ継承するためには、守り続けるだけでなく、市民の財産として産業や観光資源として活用し、訪れる人にも魅力を伝えていくこと、伝えることができる人材が必要です。

施策の基本方針

歴史文化や自然環境を未来へと継承するための担い手を育成していきます。

子どもから高齢者までが本市の貴重な自然や歴史・文化を楽しみながら理解することができる各種講座や企画展を開催します。

自然景観や伝統行事、文化財的建造物や街並みなど実見するといった現地学習会などを充実させることによって多種多様な学習機会を創出します。

【取組み内容】

- ・ 多様な学習機会を充実させ、健やかな心や体を育む教育を充実します。
- ・ 講座や企画展などを開催します。
- ・ 社会教育施設を計画的に整備し、施設の充実を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
歴史遺産、文化財の保護・活用の満足度	69.7%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
ジオツアーへの市外参加者数の割合	69.6%	75.0%
観光ボランティアガイドの育成	30人	40人

関連する主な計画等

- ・ 新都市共育推進計画

政策目標 3

学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

施策 1

市民文化活動を応援します

考え方・背景

文化活動や創作活動は、生活を豊かにし、個性を育てる助けとなるものですが、地方においては優れた芸術文化に気軽に接する機会が都市部に比べて少なくなっています。

大人から子どもまで、誰でも気軽に文化活動を行うことのできる環境を整え、世代間・地域間の交流を図り、にぎわいの創出につなげることが必要です。

施策の基本方針

いつでも誰でも文化芸術に触れること、楽しめる機会をつくります。

文化イベント等の支援や文化活動に対する市民参加と市民理解の促進に努めることで、身近で地域に定着した郷土の文化・芸能の伝承を進めるとともに市民の文化的意識の向上のため、市民文化講座等を開催します。

文化施設の良好な維持管理に努め、利用者の利便性を確保します。

【取組み内容】

- ・文化芸術活動を行う団体等の活動を支援します。
- ・文化講座や文化事業などを開催します。
- ・文化施設を計画的に整備します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
文化施設の整備充実の満足度	63.2%	64.5%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市文化事業観客者数	4,804人/年	5,050人/年
市民文化講座観客数	1,799人/年	1,890人/年

関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

政策目標 3
施策 2

学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

.....
市民スポーツ活動を応援します

考え方・背景

スポーツをすることにより、体力の向上や健康保持の増進に繋がります。また、スポーツを通じて、地域や仲間の輪を広げ、健やかな心と体を育む健康な「ひと」づくりを目指します。

令和2年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されスポーツに対する関心も高まり、スポーツ人口の増加が考えられます。

また、新都市の特色を生かし「いつでも」「どこでも」「誰とでも」生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境を整える必要があります。

施策の基本方針

市民ニーズに基づくスポーツイベント・大会の開催やスポーツ活動への支援、施設等の整備を進め、市民の健康・体力向上と交流を図ります。また、市内の自然を活かしたアウトドアスポーツのイベント開催などにより、地域の活性化を進めます。

【取組み内容】

- ・スポーツ活動を行う団体等の活動を支援します。
- ・スポーツ教室やイベントなどを開催します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックやアジア競技大会等の国際的な大会や関連イベント等の誘致に取り組みます。
- ・計画的なスポーツ施設の充実を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
スポーツに親しむ環境づくりの満足度	58.1%	60.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
スポレク祭等参加者数	2,208人/年	2,300人/年

関連する主な計画等

- ・新都市共育推進計画
- ・新都市生涯スポーツ振興計画

政策目標 3

学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

施策 3

共育（ともいく）を推進します

考え方・背景

『人生100年時代』といわれる現在、学校と社会が連携・協働して世代を越えた交流の場が必要です。生きがいを見つけ、心豊かに暮らしていくため、いくつになっても学ぶことができ、いつでも新しい活動にチャレンジできる環境づくりが必要です。

施策の基本方針

従来の子ども・現役・退職後世代といったライフステージで考えるだけでなく、すべての世代が互いにつながりを持ち、今までの「生涯学習」の概念を一步進め、これからの社会に求められる「生涯学習」の形として、学校・家庭・地域が力を合わせて、共に過ごし、共に学び、共に育つ『共育』活動に取り組みます。

市民の自己実現や自発的な学習、文化・スポーツ活動への支援、活動を支える人材の育成などを進めます。また、地域の社会教育団体が行う生涯学習活動を支援します。

【取組み内容】

- ・地域の人材が活躍できる機会を増やします。
- ・地域全体で子供たちの成長を支援します。
- ・学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・誰もが楽しく学ぶことのできる幅広い分野の講座などを開催します。
- ・住民や地域と連携し生涯学習としての『共育』活動を展開します。
- ・社会教育施設を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・図書館（ふるさと情報館）の多様な利用を検討します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
共育推進の満足度	63.8%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
共育の日参加者数	5,384人/年	5,700人/年
コミュニティスクール導入校数	2校	10校
公民館まつり参加者数	16,228人/年	17,000人/年

関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 1

市民自治によるまちづくりを進めます

考え方・背景

市民が主役のまちづくりを推進するために、「市民主役」「参加協働」「情報共有」をまちづくりの基本原則として、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進める必要があります。

市民まちづくり集会や地域協議会、若者議会など様々なステージで設けられている市政に関心を持つ機会を通じ、市民、議会、行政が積極的に参加し協働してまちづくりを進めることが求められています。

施策の基本方針

自治基本条例に基づく様々なまちづくり活動の場で市民参加と協働体制を市民の視点で進めます。

【取組み内容】

- ・ 地域経営を担う人材の確保、育成を支援します。
- ・ 地域の課題解決や活性化のために市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。
- ・ 地域の課題や意見を市の施策に反映します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市民自治の活性化の満足度	65.5%	67.0%
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
地域自治区と大学との連携数	4事業	↗

関連する主な計画等

- ・ 新城市若者総合政策
- ・ 新城市男女共同参画プラン

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 2

市民活動の活性化を図ります

考え方・背景

社会・経済情勢の大きな変化により、市民ニーズが多様化し様々な主体による独自または、連携した取り組みに期待が寄せられています。

また、地域が抱える課題等に対し市民が自主的・自発的に実施する活動を支援する仕組みが必要です。

施策の基本方針

市民活動団体の自立を促し、活動を支援します。

活動団体の成果発表の機会や交流の場を設けます。

【取組み内容】

- ・市民や地域活動団体などのネットワークを構築します。
- ・顔の見える場、知り合いが増える交流の場などを提供します。
- ・地域活動を応援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市民自治の活性化の満足度	65.5%	67.0%
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
地域づくり講演会等への参加者数	60人/年	65人/年

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 3

若者と女性の活躍領域を広げます

考え方・背景

「市民が主役のまちづくり」を推進するためには、人口減少が進む状況の中で、若者や女性が学校や家庭に限らず、地域や市政などあらゆる場面でその能力を発揮して活躍することができる環境を整えるとともに、魅力あるまちをつくり上げるための仕組みが必要です。

施策の基本方針

若者総合政策や男女共同参画社会を推進するとともに、多様な生き方や価値観を持った人々を尊重・許容し、自分らしく生きられる社会づくりを進めます。

【取組み内容】

- ・若者の力を活かしたまちづくりを進めます。
- ・男女共同参画の定着に向けた継続的な啓発を進めます。
- ・学生や企業の若手社員等との協働体制を整えます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
若者議会への参加者数	20人/年	20人/年
女性の審議会への登用率	25.0%	28.0%
若者の審議会への登用率	1.96%	3.0%
女性の起業者数	1人/年	3人/年
若者の起業者数	—	1人/年

関連する主な計画等

- ・新城市若者総合政策
- ・新城市男女共同参画プラン

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 4

グローバル人材育成と多文化共生を進めます

考え方・背景

人口減少や高齢化、地域間格差の拡大、企業活動のグローバル化が進む中で、海外活力の取り込みや国際交流などを通じて、地域と各国をつなぐための国際的な感覚と広い視野に富んだ人材を養成する必要があります。

年齢、性別、障がい、国籍などを超えて全ての人それぞれの多様な価値観や生き方を尊重し、許容しながらも、自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く人材となります。そのためには、新たな価値観を創造し、豊かな地域社会を形成することが必要です。

施策の基本方針

本市独自のネットワークであるニューキャッスル・アライアンスを活用することにより様々な国際交流の機会を創出します。世界を舞台に活躍することができる人材を育めます。

在留外国人も地域の担い手として、共に生活できる多文化共生社会の実現を目指します。

【取組み内容】

- ・ 英語教育の充実を図ります。
- ・ 市民が英語に慣れ親しむプロジェクトを推進します。
- ・ ニューキャッスル・アライアンス加盟都市間の観光、文化、経済、教育の分野での交流を促進します。
- ・ 日本語教室の開催やボランティア通訳者の育成など、外国人の地域生活を支援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
国際交流への取り組みの満足度	67.4%	68.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
ニューキャッスル加盟都市を含めた交流人口 (教育・文化・ビジネス・観光等の分野)	512人/年 (外国人宿泊者数)	1,500人/年

関連する主な計画等

- ・ ニューキャッスル・アライアンス会議 2018 共同声明

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 5

障がいのある方の自立を支援します

考え方・背景

障がいのある方が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが必要です。

施策の基本方針

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して育ち、自らの意思により暮らしていくことができるよう、支援体制を充実します。障がいのある方やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援に繋げる体制の強化を図ります。

個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。

【取組み内容】

- ・障がいのある方が自立した生活を送ることのできる取り組みを行います。
- ・地域生活支援拠点等の整備などにより障がいのある方の地域生活を支援します。
- ・医療費の負担を軽減します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
障がいのある方の自立支援や福祉対策の満足度	66.1%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
新城市が暮らしやすいまちだと思える割合	52.4%	58.0%
障害者相談支援事業支援延べ件数	9,530件	10,300件

関連する主な計画等

- ・新城市障害者計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 6

生涯を通じた健康づくりを応援します

考え方・背景

生活習慣病の増加や特定健康診査、がん検診受診が伸び悩むなど、健康に対する意識の更なる醸成が必要な中、高齢化の進行等により、健康維持への関心も高まっています。

人生100年時代を楽しみ、豊かで健康な生活を送ることのできる健康長寿社会を実現するためには、働き盛りの年代から自らの健康に注意し、病気の発症を予防していくことが必要です。

病気や障がいを抱えたとしても、自らの生命を大切にその人らしい生活を自らの選択のもとに送ることができるようにすることが必要です。

施策の基本方針

市民の健康づくりを推進するため、健康講座の開催や啓発活動、各種健診と適切な保健指導・健康相談などを実施します。

健康寿命の延伸に向け、子どもの頃からの運動習慣づくりや食育を進めるとともに、成人期の生活習慣病の予防、高齢期の介護予防を進めます。

また、困難を抱えた方が自殺することのないよう相談支援の充実を図り、支える人を育てます。

【取組み内容】

- ・生活習慣病予防及び介護予防、認知症予防等の講座を開催します。
- ・医療機関等との連携により、病気の早期発見や重症化予防のための健診や保健指導を実施します。
- ・自殺予防のため、地域のネットワークの強化を図り、見守るなどの人材を育成します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
健康づくり支援の充実の満足度	72.0%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
生活習慣病予防の講座の参加人数	343人/年	420人/年
介護予防教室等参加人数	1,145人/年	1,300人/年
ゲートキーパー [*] 研修受講者延べ人数	—	250人

関連する主な計画等

- ・しんしろ健康づくり21計画
- ・新城市国民健康保険第2期データヘルス計画第3期特定健康診査等実施計画
- ・新城市自殺対策計画
- ・新城市高齢者福祉計画

政策目標 4

認め合い、支え合う人をつなげます

施策 7

地域福祉を進めます

考え方・背景

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域における支え合う力が失われつつあります。また、孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しています。

すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域のあらゆるつながりを大切にし、誰ひとり取り残されることなく互いに支え合う関係や、仕組みづくりを行う「地域福祉」の推進が必要とされています。

施策の基本方針

高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の各福祉分野の課題のほか、生活困窮など分野を横断する課題に対し、福祉分野と福祉分野以外の多様な人・機関の参加と協働によって課題解決に取り組む地域づくりを目指します。

支援を必要とする人を地域で見守り、互いに理解し支え合うことができる仕組みづくりと人材を育成します。

また、すべての人が地域で尊厳をもって自立した生活ができるよう公的サービスや支援体制の充実を図ります。

【取組み内容】

- ・社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上と地域社会全体での人材育成を推進します。
- ・地域福祉活動の協働事業、連携体制を充実強化します。
- ・世代を超えた交流ができる場所をつくります。
- ・虐待、貧困などのほか、地域生活での孤立などを防ぐため相談支援体制を充実します。
- ・高齢者、障害のある方、児童などに対する支援体制を充実します。
- ・認知症高齢者等や障がいのある方などの権利擁護体制を拡充します。
- ・障がいのある方などの地域生活を支援するサービス基盤を整備します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
子育てを応援するためのサービスの満足度	74.3%	↗
高齢者の自立支援や福祉対策の満足度	65.5%	70.0%
障がいのある方の自立支援や福祉対策の満足度	66.1%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
児童発達支援センターの設置	検討	設置
権利擁護支援のための相談窓口、専門職との連携等を図る場の設置	検討	設置
事業所への福祉介護ロボットの導入支援	検討	2事業所
高齢者の生活支援体制の整備	検討	実施

関連する主な計画等

- ・ 新城市地域福祉計画
- ・ 新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 新城市こどもの未来応援事業計画
- ・ 新城市障害者計画
- ・ 新城市障害児福祉計画
- ・ 新城市高齢者福祉計画
- ・ 新城市障害福祉計画

政策目標 1

居心地の良い暮らしをつくります

施策 1

道路網の整備を進めます

考え方・背景

歩道を含めた生活道路の整備、渋滞対策のための道路の整備、狭あい道路の拡幅など安全で快適に通行でき、利便性の向上が図られる道路を整備していくことが大切です。

道路施設には高度成長期に整備されたものが多く、近い将来大規模な修繕・更新が予想されるなか、限られた財源で、定期的な点検実施をし、計画的な修繕や適切な維持管理を行い、長寿命化を図る必要があります。

施策の基本方針

歩行者や自転車の安全を確保し、子どもや高齢者などが安心して通行することができる道路を整備します。誰もが安全で快適に利用することができるよう、効率的・効果的な道路整備、維持管理に努めるとともに、道路のバリアフリー化や狭あい道路の拡幅を進めます。

【取組み内容】

- ・道路施設の整備を進めます。
- ・交通安全施設の整備を進めます。
- ・橋梁、トンネル、道路施設等の適正な維持管理を行います。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
快適な生活道路の整備の満足度	50.9%	52.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
橋梁延点検数	—	556橋
橋梁延修繕数	18橋	53橋
舗装修繕総延長	—	3.4km

関連する主な計画等

- ・地域再生計画 [山の湊] しんしろ活性化計画
- ・社会資本総合整備計画
- ・新城市橋梁個別施設計画
- ・新城市横断歩道橋個別施設計画
- ・新城市トンネル個別施設計画
- ・新城市舗装個別施設計画
- ・通学路交通安全プログラム

政策目標 1
施策 2

居心地の良い暮らしをつくります

安全できれいな水循環を守ります

考え方・背景

快適な暮らしを維持するため、計画的な下水道の整備や老朽化が進む水道施設の更新など水環境の整備が必要になります。使用料収入の確保や運営コストの削減などにより経営基盤の強化を図ることで、上下水道施設の計画的、効率的な新設・更新を進めます。

市民から高い満足度を得ている「安全な水の供給」を今後も継続していくため、水道施設の適正な維持管理のみならず、河川環境などの監視や衛生的な下水処理を行います。

施策の基本方針

地域の住民に「安全な水を安定的に供給する」という目標を目指し、水道施設の整備を進めます。

生活環境の保全のため、「快適な暮らしを未来につなげる下水道」という目標を目指し、下水道整備や未接続者への周知を進めます。

身近な生活環境の保全のため、河川の水質検査などを実施し、引き続き水質の監視に努めます。

【取組み内容】

- ・ 水道管や施設の計画的な改修・更新を進めます。
- ・ 下水道への接続や浄化槽の設置を支援します。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理をします。
- ・ 埋立処分場の適正な管理を続けます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
安全な水の供給の満足度	84.3%	↗
環境対策への取り組みの満足度	63.6%	65.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
水道施設の耐震化率	65.8%	87.3%
水道管路の耐震化率	21.9%	25.4%
汚水処理人口普及率	67.1%	69.9%

関連する主な計画等

- ・ 新都市水道事業基本計画
- ・ 新都市污水適正処理構想
- ・ 新都市環境基本計画
- ・ 新都市環境行動計画 しんしろアジェンタ 21
- ・ 新都市生活排水処理基本計画
- ・ 新都市廃棄物処理施設長寿命化計画

政策目標 1

居心地の良い暮らしをつくります

施策 3

地域の憩いの場をつくります

考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことのできる住環境を実現するため、憩いの場となる広場や公園、気軽に集まることができるスペースが求められています。

また、地域の資源を活かした新たな憩いの場の検討が必要です。

施策の基本方針

地域の住民がくつろぐことのできる憩いの場を確保するため、市民のニーズを鑑みて、誰もが気軽に利用できる公園や緑地などの整備を検討します。

【取組み内容】

- ・安全安心で緑豊かな広場や公園等を維持します。
- ・空き家や空き地などの利活用による交流の場の創出を検討します。
- ・しんしろ斎苑の維持管理、整備に取り組みます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
憩い空間の充実（身近な公園の整備・管理、水辺環境の整備など）の満足度	46.2%	50.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
桜淵公園再整備	—	整備終了

関連する主な計画等

- ・新都市住生活基本計画
- ・新都市空家等対策計画
- ・桜淵公園再整備基本計画
- ・しんしろ斎苑長寿命化計画

政策目標 1
施策 4

居心地の良い暮らしをつくります

理想的な地域公共交通網をつくります

考え方・背景

子どもの減少により、こども園や小中学校の統廃合が進み、通学するために公共交通機関の利用が必要となった地域、人口減少に伴う商店や病院等の減少により、徒歩や自転車での買い物や通院が困難となった地域など、地域における日常生活の舞台は徐々に広域化しています。

特に、車を持たない、運転できない人にとっては、地域で暮らし続けることができるようにするための利便性の高い地域公共交通網の整備が求められています。

今後、地域における高齢化の進展により、地域公共交通の重要性はさらに高まります。地域の特性に合わせた公共交通へと再構築を図るとともに、公共交通を地域で支え、守り育てる体制づくりが必要です。

施策の基本方針

人口減少や少子高齢化の状況、公共交通の現状を地域で共有し、生活圏など地域特性に合わせた公共交通網を地域、行政、交通事業者で構築します。

【取組み内容】

- ・公共交通の利用を促す積極的な情報発信を行います。
- ・地域やまちの拠点を結ぶネットワーク機能を充実します。
- ・鉄道事業者と連携して駅のバリアフリー化や駅周辺整備などを進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実の満足度	35.5%	37.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
Sバス1便あたりの利用者数 (小中学生のスクールバス利用は除く)	3.1人	3.3人

関連する主な計画等

- ・新都市地域公共交通網形成計画

政策目標 1

居心地の良い暮らしをつくります

施策 5

地域活動や交流を促進します

考え方・背景

市民や地域団体による地域づくり活動や市民交流を促進するためには拠点となる場が必要になります。また、それらは、災害時などには安全安心の場としても活用することができる地域の大切な資源です。

地域の公民館やコミュニティセンターなどは、人口減少や高齢化の進展、施設設備の老朽化が進行していく中においても、市民共有の資源として、誰でも活用できるよう適切に維持管理していく必要があります。

施策の基本方針

市民が主体となって行う活動の場、人と人、人と地域がつながる交流の場としての公民館等の利用促進を図ります。

市民、地域、行政などの連携強化と地域資源の効果的な活用により、地域活動の充実を図ります。

【取組み内容】

- ・多くの市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・顔の見える場、知り合いが増える交流の場などを提供します。
- ・市民ニーズや地域状況等を踏まえて活動や交流の場づくりを検討します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市民自治の活性化の満足度	65.5%	67.0%
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
地域活動拠点や交流拠点の整備	検討	検討・着手

政策目標 1
施策 6

居心地の良い暮らしをつくります

.....
地域づくりの担い手を育てます

考え方・背景

本市においては、自治基本条例を制定し、市民一人ひとりが主役となってまちづくりを推進していくための仕組みづくりや環境整備を進めています。

市民一人ひとりが地域社会を支える一員として、地域づくりをするための義務と責任を自覚し果たしていく必要があります。

若者、女性、高齢者、障害のある方など、誰もが地域づくりに参加することができるように多くの参加の機会を設けるとともに、次の世代へも引き継いでいくこと、リレーができる担い手が求められています。

施策の基本方針

地域活動に参加することがなかった様々な人々にも参加しやすいように、身近な地域課題の解決への参加など、「きっかけ」づくりをします。

元気な高齢者が支える側として地域づくりに参加し続けることができる仕組みをつくります。

【取組み内容】

- ・ 世代を越えた出会いの場を創出します。
- ・ 『つながる市民』の声や意見を地域づくりにつなげます。
- ・ 人・モノ・想いの交流を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市民まちづくり集会の参加者数	150人/年	150人/年
若者議会への市外委員の参加者数	5人/年	5人/年
女性の審議会への登用率	25.0%	28.0%
若者の審議会への登用率	1.96%	3.0%

関連する主な計画等

- ・ 新城市若者総合政策

政策目標 2

地域資源を最大活用します

施策 1

歴史・文化財の継承を進めます

考え方・背景

少子高齢化や過疎化の影響などによる担い手不足や地域コミュニティ機能の低下等により、地域の歴史・文化の伝承が困難になることが考えられます。

日々の暮らしの中で、歴史・文化に触れながら、学習・体験する仕組みを構築することによって、地域の歴史・文化を身近なものとして捉え、地域が主体となって、歴史や伝統文化の継承を進める必要があります。

施策の基本方針

国・県・市による指定文化財をはじめ、芸能・行事等の伝承文化の継承、また湿原など特異な自然環境・景観の保護・保全を図る必要があります。このため、伝統芸能や環境保全団体の後継者及び保存・継承団体の育成を支援するとともに、記録保存を行うための調査・研究活動を進めます。

【取組み内容】

- ・ 伝統文化の継承を支援します。
- ・ 指定文化財の維持管理を支援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
文化、芸能等の振興、保存の満足度	67.3%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
新たな指定文化財等の件数	1件/年	1件/年

関連する主な計画等

- ・ 新都市共育推進計画
- ・ 史跡長篠城跡保存活用計画

政策目標 2

地域資源を最大活用します

施策 2

歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます

考え方・背景

本市には歴史や文化、伝統行事、自然景観などの豊かな地域資源を有しています。こうした地域資源は本市独自のものであり、市民の誇りとなりうるものです。

既に広く知られている地域資源のほかに、これまであまり知られてこなかった地域資源を掘り起こし、広く周知し、さらに活用することによって、魅力あふれる「ちいき」の創出を図ることが必要です。

施策の基本方針

市内の貴重な歴史・文化・自然を紹介する博物館や資料館において、子どもから高齢者まで楽しめる分かりやすい展示構成の充実や特別展等の開催などを通じて、市民だけでなく来訪者の学習・交流の場として有効活用を進めます。

また、ボランティアガイドなど市民とともに事業運営の展開などを考える機会の拡大に努めます。

【取組み内容】

- ・博物館や資料館を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・資料収集や展示・保存など未来への継承を支援します。
- ・ボランティアガイドの養成など地域と連携した取組みを進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
歴史遺産、文化財の保護・活用の満足度	69.7%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館入館者数	77,141人	↗
ジオパーク認定	検討	検討・認定
観光ボランティアガイドの育成	30人	40人

関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

政策目標 2

地域資源を最大活用します

施策 3

共育（ともいく）を推進します【再掲】

考え方・背景

『人生100年時代』といわれる現在、学校と社会が連携・協働して世代を越えた交流の場が必要です。生きがいを見つけ、心豊かに暮らしていくため、いくつになっても学ぶことができ、いつでも新しい活動にチャレンジできる環境づくりが必要です。

施策の基本方針

従来子ども・現役・退職後世代といったライフステージで考えるだけでなく、すべての世代が互いにつながりを持って今までの「生涯学習」の概念を一步進め、これからの社会に求められる「生涯学習」の形として、学校・家庭・地域が力を合わせて、共に過ごし、共に学び、共に育つ『共育』活動に取り組みます。

【取組み内容】

- ・ 共育活動施設の適切な管理運営を行います。
- ・ 家庭、地域、学校の連携を強化します。
- ・ 地域で活躍する人材や講座のデータベースを構築します。
- ・ 親子のふれあいや子供の体験機会を充実する『共育』講座を開催します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
「共育」活動に対する満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
共育の日参加者数	5,384人/年	5,700人/年
コミュニティスクール導入校数	2校	10校

関連する主な計画等

- ・ 新城市共育推進計画

政策目標 2

地域資源を最大活用します

施策 4

地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます

考え方・背景

スマートフォンや SNS の利用が進み、人と人との交流のあり方が変化してきています。地域の子どもと大人が、共に過ごし共に学び共に育つ『共育』の活動を通して、地域全体で青少年の健全育成を進めることができます。

学校・家庭・地域と行政がそれぞれの役割を担い、お互いに連携することで教育環境の一層の充実を図ります。

施策の基本方針

『共育』の要素である「家庭教育」「学校教育」「社会教育」の3つの枠組みが社会的に相互に連携して総ぐるみの取り組みにより、青少年が将来への夢や希望を語り合い、ともに影響しあいながら成長できる地域社会の形成をめざします。

ひきこもり等の困難を抱える青少年に気づき、支える取組みを推進します。

【取組み内容】

- ・ 青少年が地域活動に参加する機会をつくります。
- ・ 子ども・青少年の健全育成に向けて体験活動の機会や居場所の提供などを充実します。
- ・ 小中学校・高校と連携したスクールソーシャルワークを行います。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
青少年の健全育成の満足度	61.5%	63.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
成人式参加率	86.1%	90.0%

関連する主な計画等

- ・ 新城市共育推進計画

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 1

病院・診療所の体制を整えます【再掲】

考え方・背景

国の医療費抑制策に伴う医療制度改革、深刻化する医師の偏在と医師不足により、特に、山間へき地地域を抱える地方の公立病院では経営の悪化や診療体制が縮小されています。

医療機能の低下など厳しい状況のなか、市民全員が安心して暮らすことができる医療体制の確保が必要です。

施策の基本方針

地域の基幹病院である新城市民病院および作手診療所における医師確保や医療の提供などに取り組むとともに、経営健全化と医療の質の向上に取り組み、安定的な地域医療の提供を目指します。

休日・夜間における初期医療の運営支援、市民病院を基軸とした地域医療の再構築・維持を図ります。

【取り組み内容】

- ・ 休日・夜間における第1次救急医療体制の確保に努めます。
- ・ 医療機器などの充実を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
地域医療等の充実の満足度	38.8%	40.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
休日診療所の診療実施率	100%	100%
夜間診療所の診療実施率	100%	100%

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 2

地域医療の連携を進めます

考え方・背景

医師不足等により地域内での医療提供体制の維持は厳しく、近隣市の医療機関への救急搬送をはじめとして受け入れ可能な医療機関への移動時間が長くなっていることから、地域内で医療を受けられることが求められています。

施策の基本方針

市内開業医や地域の保健・医療・福祉関係施設との情報交換を行い、それぞれの現状や連携における課題を把握するなど、地域の医療機関の連携を強化し、地域医療サービスの向上を図ります。

【取組み内容】

- ・ 医療機関相互の紹介率の向上に努めます。
- ・ AI や IoT などの新しい技術を活用した在宅医療を模索します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
地域医療等の充実の満足度	38.8%	40.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
紹介率（市民病院の初診患者のうち、他の診療所から紹介状があった割合）	42.1%	50.0%

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 3

障がいのある方の自立を支援します【再掲】

考え方・背景

障がいのある方が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが必要です。

施策の基本方針

障がいのある方や家族に対しては、多様な主体による連携体制を構築し、支援を充実させます。

障がいに関する理解促進を図るほか、様々な支援を通じて解決できなかった地域課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。

【取組み内容】

- ・ 地域住民、事業所、行政など地域全体で障がいのある方の生活を支援します。
- ・ 障がいに関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・ 障がいのある方が暮らしやすい地域環境を整備します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
障がい者の自立支援や福祉対策の満足度	66.1%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
新城市が暮らしやすいまちだと思う割合	52.4%	58.0%
障害者相談支援事業支援延べ件数	9,530件	10,300件

関連する主な計画等

- ・ 新城市障害者計画
- ・ 新城市障害福祉計画
- ・ 新城市障害児福祉計画

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 4

地域福祉を進めます【再掲】

考え方・背景

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域における支え合う力が失われつつあります。また、孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しています。

すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域のあらゆるつながりを大切にし、誰ひとり取り残されることなく互いに支え合う関係や、仕組みづくりを行う「地域福祉」の推進が必要とされています。

施策の基本方針

高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の各福祉分野の課題のほか、生活困窮など分野を横断する課題に対し、福祉分野と福祉分野以外の多様な人・機関の参加と協働によって課題解決に取り組む地域づくりを目指します。

支援を必要とする人を地域で見守り、互いに理解し支え合うことができる仕組みづくりと人材を育成します。

また、すべての人が地域で尊厳をもって自立した生活ができるよう公的サービスや支援体制の充実を図ります。

【取組み内容】

- ・住民、地域、行政など関係者が一体となった包括的な支援体制を整備します。
- ・社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上と地域社会全体での人材育成を推進します。
- ・地域福祉活動の協働事業、連携体制を充実強化します。
- ・世代を超えた交流ができる場所をつくります。
- ・虐待、貧困などのほか、地域生活での孤立などを防ぐため相談支援体制を充実します。
- ・高齢者、障害のある方、児童などに対する支援体制を充実します。
- ・認知症高齢者等や障がいのある方などの権利擁護体制を拡充します。
- ・障がいのある方などの地域生活を支援するサービス基盤を整備します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
子育てを応援するためのサービスの満足度	74.3%	↗
高齢者の自立支援や福祉対策の満足度	65.5%	70.0%
障がい者の自立支援や福祉対策の満足度	66.1%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
児童発達支援センターの設置	検討	設置
権利擁護支援のための相談窓口、専門職との連携等を図る場の設置	検討	設置
高齢者の生活支援体制の整備	検討	実施

関連する主な計画等

- ・新城市地域福祉計画
- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・新城市障害者計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画
- ・新城市高齢者福祉計画

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 5

防災対策を進めます

考え方・背景

南海トラフ地震や地球温暖化に伴う気象状況の激化により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設や行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぐことはできません。また、地域の高齢化など防災行政を取り巻く状況はますます厳しくなる中、防災対策を今後も維持・向上していくためには、住民主体の防災対策に転換していく必要があります。

このため、住民自身が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組による防災意識の高い社会を構築する必要があります。

施策の基本方針

南海トラフ地震に対する備えをはじめ近年の台風、大雨等による災害に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう自助、共助の取組みを強化します。

応急対策に必要な資機材の整備や防災行政無線等による情報伝達手段の確保、河川改修等を進めます。

【取組み内容】

- ・ 近隣自治体や関係機関、企業などとの連携や協定を推進します。
- ・ I o T の活用など新しい技術による防災対策に取り組みます。
- ・ 地域の防災訓練、避難行動に関する取組みを支援します。
- ・ 高齢者、障がい者、要介護者など災害時要援護者の登録と情報共有を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
大地震対策への取り組みの満足度	51.7%	53.0%
地域の防災組織の充実の満足度	65.5%	68.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
災害時要援護者名簿登録者のうち登録情報を行政区等に提供することに同意がある者の割合	48.0%	50.0%
自主防災組織防災訓練実施数	97.0%	100.0%
災害情報メール登録者数	2,400人	7,200人

関連する主な計画等

- ・ 新城市地域防災計画

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 6

消防体制を充実します

考え方・背景

高齢化社会が進む中、高齢者独居世帯が増加し、災害時要援護者の数が増加していくことから、住宅火災等の被害発生時に高齢者が犠牲となる割合が増加することが考えられます。

救急業務については、高齢者、特に後期高齢者になるほど救急搬送率が高くなることから、救急搬送数は2035年まで増加することが予想されています。

また、人口減少に伴い若年層の減少も進むことから、地域防災力の中心となる消防団の担い手確保に課題が生じます。

施策の基本方針

安定した高度な消防業務を行うため、消防署の体制を充実強化します。

地域防災力の強化を図り災害に強いまちづくりを進めるため、消防団をはじめ、防火協力団体の充実を図り、市民の安全安心を確保します。

【取組み内容】

- ・ 高齢者世帯を中心に住宅防火対策を推進します。
- ・ 住民による応急手当実施率を上げ救命率の向上を図ります。
- ・ 傷病者搬送の円滑化を図るため、医療機関との連携を行います。
- ・ 消防施設及び設備を整備します。
- ・ 各種研修への参加や県等関係機関への派遣により救急救命士の養成など人材育成に取り組めます。
- ・ 消防団活動の見直しを行い、団員の負担軽減を図り加入を促します。
- ・ 防火協力団体の充実を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
消防・救急体制の充実の満足度	66.9%	68.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
救命講習会受講延べ人員	2,255人	3,000人
住民による応急手当(心肺蘇生)実施率	58%	60%
住宅用火災警報器設置率	67%	70%

関連する主な計画等

- ・ 消防水利重点整備計画
- ・ 消防車両整備計画

政策目標 3

人生 100 年の安全安心をつくります

施策 7

防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

考え方・背景

市内では住宅を対象とした侵入盗、自動車盗などの刑法犯が依然として発生しています。近年ではオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺が多発するなど、市民の安全・安心を脅かす犯罪が身近で発生しています。

多発する犯罪から子どもや女性、高齢者といった社会的弱者が被害者とならないよう、市民の安全・安心を脅かす犯罪に対して、地域が一体となり「犯罪にあわない」「犯罪をおこさせない」「犯罪を見逃さない」ための施策を展開していくことが重要です。

交通事故については、毎年多くの人身事故が発生し、尊い命が失われることもあります。交通事故防止、交通安全の確保は安全・安心な地域社会の実現のための最重要課題として捉えなければなりません。地域から悲惨な交通事故をなくすため、市民、事業所、関係機関等の理解と協力のもとに協働して交通事故抑止のための諸施策を的確に行う必要があります。

施策の基本方針

地域における自主的な防犯活動等への支援、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」の推進などを通じ、市民等と協働による安全・安心で快適なまちづくりに取り組みます。

市民や各種団体等の自主的な交通安全活動の支援や啓発などを通じ、市民や事業所との協働による交通安全対策に取り組みます。

【取組み内容】

- ・ 地域による防犯カメラなどの設置を支援します。
- ・ 警察、学校、交通安全推進活動団体、地域住民と連携した交通安全対策を進めます。
- ・ SNSを利用した犯罪や特殊詐欺などから市民を守ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
交通安全対策の推進の満足度	60.7%	62.0%
防犯対策への取り組みの満足度	64.6%	65.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
交通死亡事故者数	3人	0人

関連する主な計画等

- ・ しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画

政策目標 1

経済と生活を支える都市基盤を整えます

施策 1

活気がある市街地をつくります

考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことのできる住環境を実現するためには、生活の基盤となる医療機関、福祉施設、商業施設等の誘導と計画的な都市基盤の整備が欠かせません。そのため、土地利用の実態に即した用途地域の見直しや地区計画の決定、駅周辺や街路等の整備を進めることが必要です。

施策の基本方針

市街地の住環境を整え、暮らしやすさの利便性向上を図り、魅力あるまちづくりを推進することで、地域の活力とにぎわいを取り戻し、住み続けられるまちの発展を目指します。

【取組み内容】

- ・土地利用の見直しを進めます。
- ・新城駅及びその周辺の整備を進め利便性の向上を図ります。
- ・市街化区域内の狭あい道路の整備を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
便利な市街地・中心街の整備（市街地・中心街の整備、区画整理事業の推進、駅周辺整備など）の満足度	30.8%	40.0%
円滑な道路網の整備の満足度	62.0%	63.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市街化区域内の人口	15,364人 (平成27年度)	15,400人 (令和7年度)
狭あい道路の整備率（石田・平井地区）	12.4%	20.0%

関連する主な計画等

- ・新城市都市計画マスタープラン
- ・新城市住生活基本計画

政策目標 1

経済と生活を支える都市基盤を整えます

施策 2

道路網の整備を進めます【再掲】

考え方・背景

高齢化や生産年齢人口の減少が加速するなか、道路交通の利便性向上と地域経済の発展を支え、持続可能なまちづくりを目指すためには、既存の道路を有効に使い、真に必要な道路を整備していくことが大切です。

また、自然災害や交通事故から市民を守るための安全・安心な道路整備を行っていく必要があります。

施策の基本方針

道路利用者が、安心して快適な道路環境を確保できるよう効率的・効果的な道路整備に努めます。

利便性の高い道路環境の創出による定住人口の確保、活発な産業・経済活動の展開及び地域間交流・連携の促進をするため、市内及び広域を結ぶ道路の整備・保全を進めます。

【取組み内容】

- ・広域的な交通ネットワーク構築のための道路整備を進めます。
- ・安全安心な道路整備を進めます。
- ・スマートインターチェンジの整備を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
快適な生活道路の整備の満足度	50.9%	52.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市道の改良総延長	3.8km/年	3.9km/年
スマートインターチェンジの整備	—	実施

関連する主な計画等

- ・地域再生計画「山の湊」しんしろ活性化計画
- ・社会資本総合整備計画

政策目標 1
施策 3

経済と生活を支える都市基盤を整えます

理想的な地域公共交通網をつくります【再掲】

考え方・背景

本市と近隣市町村をつなぐJR飯田線やバス路線の新豊線・田口新城線、新城地区と作手地区をつなぐSバス作手線は、市の公共交通ネットワークの主要路線に位置付けています。

主要路線は、市民の日常生活のみならず、市内外との交流人口の拡大に対応するための重要な公共交通網であり、主要路線網と地域路線網をスムーズに接続させることができれば、まち全体の活性化にもつながります。

主要路線の利用促進のためには、市内の主要乗継拠点での乗り継ぎ利便性の確保や市内各所への交通アクセスの向上を図ることが必要です。

施策の基本方針

鉄道駅や公共施設などへのアクセスできる公共交通ネットワークの構築等により、利便性を確保します。

【取組み内容】

- ・ 拠点と拠点をとを結ぶ交通網を整備し、利用向上を図ります。
- ・ 二次交通の在り方の検討を進めます。
- ・ 鉄道事業者や沿線自治体等と連携してJR飯田線の魅力向上を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実の満足度	35.5%	37.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
JR飯田線乗車人員（新城駅）	244,951人	維持
田口新城線1日当たり輸送量	22.9人	15人以上
高速乗合バス名古屋中心部への乗り入れ	検討	検討

関連する主な計画等

- ・ 新都市地域公共交通網形成計画
- ・ 新都市観光基本計画

政策目標 2

緑でゆとりを生み出します

施策 1

豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます【再掲】

考え方・背景

本市には歴史や文化、伝統行事、自然景観など他地域にはない地域資源を有しています。こうした地域資源は市民の誇りであり、世代を超えたりレーの中で守り続けられたものであり、私たちには未来へと継承していく責任があります。

未来へ継承するためには、守り続けるだけでなく、市民の財産として産業や観光資源として活用し、訪れる人にも魅力を伝えていく必要があります。

施策の基本方針

子どもから高齢者までが本市の貴重な自然や歴史・文化を楽しみながら理解することができる各種講座や企画展を開催します。

自然景観や伝統行事、文化財的建造物や街並みなど実見するといった現地学習会などを充実させることによって多種多様な学習機会を創出します。

【取組み内容】

- ・多様な学習機会を充実させ、健やかな心や体を育む教育を充実します。
- ・本市の貴重な地域資源を体験できる機会を設けます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
歴史遺産、文化財の保護・活用の満足度	69.7%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
ジオツアー実施数	3回/年	3回/年
自然観察会開催数	9回/年	9回/年
自然科学博物館企画展開催数	4回/年	3回/年

関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

政策目標 2

緑でゆとりを生み出します

施策 2

地球環境の保全に貢献します

考え方・背景

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（平成25年）では、1880年から2012年までに世界平均気温は0.85度上昇し、その原因は温室効果ガスの排出等による人間活動の影響の可能性が極めて高いと公表しました。

平成27年12月には産業革命以前（1900年）からの気温の上昇を2度以下とする全体目標を定めたパリ協定を世界中の全ての国と地域が採択し、日本でもパリ協定の目標達成に向けて、平成25年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を定めました。

一方、近年は集中豪雨による災害や極端な気温上昇など地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象が見受けられるようになってきています。

このようなわたしたちの生活に多大に影響する課題に対して具体的な行動を促す「きっかけ」となる取り組みが、持続可能な地域社会を維持していくためには求められています。環境教育や啓発を通じて、市、市民、地域、事業者が協働し、豊かな自然環境や地域資源を、将来世代に引き継ぐための方策を推進していくことが必要です。

施策の基本方針

地域の豊かな自然との共生を確保すると共に、持続可能でレジリエントな地域社会をめざし、地球にやさしい「環境負荷の少ない自立循環のまち」を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

【取組み内容】

- ・環境に配慮したライフスタイルへの見直しを提案します。
- ・公共施設等への自然エネルギーの導入を進めます。
- ・環境に関する情報発信を定期的に行い活動の促進を図ります。
- ・豊かな自然環境を学ぶ機会を創出します。
- ・市民、団体、事業所、行政が協働して環境行動に取り組みます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
環境対策への取り組みの満足度	63.6%	65.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
小学生を対象とした環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	2,335人	4,330人
環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	820人	1,570人

関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画 しんしろアジェンタ 21
- ・新城市温暖化対策実行計画
- ・新城市エネルギービジョン

政策目標 2

緑でゆとりを生み出します

施策 3

持続可能な自立循環のまちをつくります

考え方・背景

現代社会では大量生産、大量消費が行われるようになったことで、物を大事に長く使うことから使い捨てへという生活スタイルへ変化し、ごみが減りにくい状況を生み出しています。

このため、市民・事業所・行政は協働でごみの減量につながる取り組みや、資源再利用に関する意識の高揚を図り、持続可能な自立循環のまちを目指していくことが必要です。

施策の基本方針

3R（①リデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位を踏まえ、ごみ分別を徹底し、廃棄物の排出を抑制します。

また、ごみを資源として再生利用し、持続可能な社会への仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

- ・市民・事業所・行政が協働でごみの減量や資源としての再生利用に努めます。
- ・ごみ減量等に係る意識の醸成を図ります。
- ・ごみの適正処理や施設の計画的な維持管理を行い、ごみ処理施設の延命化を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
環境対策への取り組みの満足度	63.6%	65.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市民1人1日当りの家庭系ごみ排出量	544g/日	510g/日
再生利用率	18.9%	19.7%

関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画 しんしろアジェンタ 21
- ・新城市ごみ処理基本計画
- ・新城市廃棄物処理施設長寿命化計画

政策目標 3

農林業を成長産業にします

施策 1

持続可能な農業構造を実現します

考え方・背景

都心部には無い田畑や森林等の豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源は、後世に渡り最大限に活用していくことが重要です。

過疎化や高齢化の進展により集落機能の低下や農村の活力低下が危惧されるとともに鳥獣被害により農業活動の継続が困難な状況になる中、新たな担い手の確保・育成と同時に、労働力の確保や農作業の省力・軽労化を図ることで、これまでよりも効率的で経済的な農業活動が求められています。

また、これまで独自に家族間等で継承されてきた農業技術を、後継者が不在の中でいかに新規就農者等へ継承するかという課題も表れています。

施策の基本方針

農業の新たな担い手となる新規就農者や多様な人材の確保・育成及び農業経営の法人化や経営継承を促すとともに、農作業の効率化・省力化に向けた農業用機械・施設や農業生産基盤の整備など、持続的・自立的な農業経営に向けた支援をします。

また、高齢化や人手不足を補うため、農作業のロボット化・自動化（ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用）などの「スマート農業」を目指します。

【取組み内容】

- ・ 農地の次世代への継承に努めます。
- ・ 農業経営の安定化や生産活動の推進を図り、多様な人材の参入を図ります。
- ・ 農業関係機関との連携による農産物のブランド化、販路拡大を進めます。
- ・ 農作業の効率化を進める新技術の導入を検討します。
- ・ 鳥獣害対策を通して、農業の活性化とジビエの普及・振興を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
第1次産業（農林水産業）の振興の満足度	54.8%	55.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
新規就農者数延べ人数	36人	52人
新品種による酒米の生産拡大	0.5ha	5.0ha
農業へのICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の導入検討	—	検討・実証実験

関連する主な計画等

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 新城市農業基本計画
- ・ 新城市担い手確保育成総合支援計画
- ・ 新城・北設広域鳥獣被害防止計画

政策目標 3

農林業を成長産業にします

施策 2

森林・林業基盤の整備、保全を進めます

考え方・背景

木材需要が国産材から外国産材へと変化してきたことや、建築材などにおける木材の利用低下により木材価格の低迷が林業の採算性を悪化し、管理不足や放置されたままの森林が増加してきています。こうした荒廃した山林が土砂災害の発生や鳥獣害の被害拡大などの要因となっています。

また、こうしたことを背景に生産意欲が低下し、森林作業に携わる林業従事者が高齢化するとともに、後継者不足等も大きな課題となっています。

施策の基本方針

令和元年度から運用開始となる「森林経営管理法」に基づく市内の私有林の適正な管理を進め、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるような各種施策を推進します。

【取組み内容】

- ・適切な森林管理を進めるため、計画的に間伐を進めます。
- ・森林作業に必要な林道等の整備を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
第1次産業（農林水産業）の振興の満足度	54.8%	55.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
間伐実施面積	959ha/年	1,570ha/年

関連する主な計画等

- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

政策目標 3

農林業を成長産業にします

施策 3

林業生産活動を応援します

考え方・背景

木材生産を集約化し事業規模の拡大を図ることで木材生産コストを下げ、競争力を高めていくことが求められています。

市内における認定林業事業体等の人材育成を促すことで体質強化を図り、林業従事者の養成に取り組む必要があります。

また、森林学習等を通じた森林の多面的な役割、木材利用への理解・関心を深め、新たな木材資源の利活用の生産活動に取り組むことにより、新たな雇用の創出や産業の発展に繋がります。

施策の基本方針

林業を専門とする担い手の育成や、地域材の利活用を積極的に行い、林業を業とした産業に成立させるための支援をします。

【取組み内容】

- ・ 森林体験学習を実施し、森林を身近なものと感じてもらいます。
- ・ 森林技術取得者を育成し新たな人材の確保に努めます。
- ・ 地域材の有効活用を進め、地域の活性化につなげます。
- ・ 林業だけでなく森林の持つ多面的な機能を活かす手法を検討します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
第1次産業（農林水産業）の振興の満足度	54.8%	55.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
木材の生産量	48,090m ³ /年	44,000m ³ /年
森林を活かした起業・創業数	0件	5件

関連する主な計画等

- ・ 新城市森づくり基本計画
- ・ 新城市森林整備計画

政策目標 4

地域産業の振興で賑わいを創出します

施策 1

企業誘致を進め、雇用を確保します

考え方・背景

新東名高速道路開通による優位性やスマートインターチェンジ建設を見越した企業立地の促進に取り組む必要があります。

若者を対象とした魅力ある居住環境を備えた雇用の場を創るため、市民と事業者、事業者相互が連携していくことを支援し新たな視点から地域産業を振興させるとともに、地域経済の活性化を図り賑わいを生み出す必要があります。

施策の基本方針

新東名高速道路新城インターチェンジを「山の湊」しんしろの新たな玄関口と位置付け、優れた立地条件を生かし、新たな産業育成、企業立地に取り組み、地域経済の活性化と就業の場の確保、雇用の創出、税収の増加を図ります。

また、立地企業の再投資を支援し、市内企業の流出防止及び雇用の拡大を図ります。

【取組み内容】

- ・ 企業立地、誘致に取り組みます。
- ・ 雇用を創り出し、定住人口の増加に努めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度実績	令和3年度目標
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興の満足度	49.2%	52.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度実績	令和4年度目標
市内事業所数(工業)	149事業所	150事業所

政策目標 4

地域産業の振興で賑わいを創出します

施策 2

がんばる中小企業を応援します

考え方・背景

中小企業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う労働力人口の減少、昨今の景気動向による労働需要の増加等を要因とした雇用人材不足が問題となっています。

また、中小企業経営者の高齢化、後継者不足による事業承継の問題などが顕著となっています。さらに中小企業者は経営基盤や技術競争力、販路など大企業と比較すると様々な面で劣後しており、今後、地域産業の継続とそれをいかに支えていくかが重要な課題となっています。

このような経済社会環境の著しい変化に迅速に対応する必要があることから、市民、事業者、商工団体、金融機関及び市がそれぞれ主体的に協力・連携し、地域の産業活動の理解を深めることが必要です。

施策の基本方針

行政、商工団体、中小企業（商工業者）、市民（消費者）、金融機関が連携し商工業の活性化を支援する仕組みを構築し、円滑な事業承継を図ることができるよう努めます。

また、企業展、就職面接会、企業見学会などを開催して人材確保を支援し、既存産業の経営基盤の強化を図るとともに新たな起業・創業に向けた支援制度の充実を図ります。

【取組み内容】

- ・ 中小企業の生産性向上が図れるよう支援します。
- ・ 小中学生、高校生に市内企業の魅力を伝えます。
- ・ 起業・創業を支援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興の満足度	49.2%	52.0%
第3次産業（サービス業）の振興の満足度	34.6%	38.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市内事業所数	2,046事業所	2,050事業所

政策目標 4

地域産業の振興で賑わいを創出します

施策 3

地域資源を活かした観光戦略を進めます

考え方・背景

農地や森林を活用した農業・林業体験の推進やアウトドアスポーツを中心としたスポーツツーリズムの推進等、この地域に豊富に存在する地域資源を地域観光資源と捉え、資源を活かした観光戦略の推進により、交流人口の増加を図りまちを活性化していくことで、やがては住みたくなる魅力あるまちとしての賑わいを生み出していく必要があります。

施策の基本方針

豊富な自然・民俗・歴史等の地域観光資源を有効に活用した農林業体験やスポーツツーリズム推進事業、地域が自ら地域の魅力を発信し企画する着地型観光を推進することにより、「つながる市民」の増加を図り、地域の賑わいや活力を増進させ、来訪者の滞在性や回遊性を高める観光戦略を推進するとともに、地域に稼ぐ仕組みを構築します。

地域観光資源を集客・交流・発着の拠点として有効に活用するため、施設等の充実と適正な維持管理に努め、来訪者の利便性の向上に努めます。

【取組み内容】

- ・スポーツや体験型観光、豊富な自然環境を活かした観光戦略に取り組みます。
- ・本市の魅力を広くPRし来訪者を増やすとともに、地域経済の活性化につなげます。
- ・鉄道駅や観光施設などを結ぶ二次交通について検討を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
にぎわいの創出と交流人口対策の満足度	45.8%	48.0%
市の宣伝・情報提供の充実の満足度	42.0%	44.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
観光入り込み客数	3,240千人	3,060千人

政策目標 5

交流によるダイナミズムを成長に変えます

施策 1

地域産業振興政策を進めます

考え方・背景

消費者ニーズは多様化し、消費者行動も広域化する中、地域を支える産業においては少子高齢化による担い手不足や後継者問題が表れてきています。

こうした社会構造の変化による影響を受ける中、地域産業を自律的、また持続的に生み出していく環境を作ることが求められています。

施策の基本方針

市の自然的・社会的・経済的諸条件を活用しながら、市民・事業所と協働し、地域産業のあり方や、その振興を図るための施策推進、雇用創出、地域活性化に向けた体制の整備など、地域産業の振興を推進します。

地域資源の現状を把握・分析し、この地域に相応しい新城らしさを活かした地域商社のあり方を検討します。

【取組み内容】

- ・市民、事業者等の意見を反映しながら、地域産業の振興施策を推進します。
- ・新城製品の新たな販路と市場を開拓します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
第1次産業（農林水産業）の振興の満足度	54.8%	55.0%
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興の満足度	49.2%	52.0%
第3次産業（サービス業）の振興の満足度	34.6%	38.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
アンテナショップ山portしんしろ出展事業者数	8者 (平成30年度)	↗
事業創業者数	3者/年	3者/年

政策目標 1

将来に責任を持つ行財政運営をします

施策 1

将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います

考え方・背景

市民が安全安心な生活と真に豊かさを感じられる地域社会を実現するためには、将来にわたって安定した財政基盤を確立することが必要です。

このため、無駄や非効率を徹底的に排除するとともに、積極的に自主財源の確保に努め、今後とも健全で持続可能な財政運営を行います。

施策の基本方針

人口減少による税収減、地方交付税の段階的縮減、老朽化した公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大などのリスク要因が存在することから、それらを自律的にコントロールし、健全で持続可能な行財政運営を行うため、「新城市財政健全化推進プラン」などに基づく取り組みを積極的に進めます。

【取組み内容】

- ・ふるさと納税のPRや市税等の徴収率向上により、歳入の確保に努めます。
- ・新たな資金調達方法の導入を検討します。
- ・窓口業務等のアウトソーシング、施設管理業務の効率化など歳出削減の検討を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
行財政運営への満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
経常収支比率	89.7%	90%以下
将来負担比率	33.2%	25.1%以下

関連する主な計画等

- ・新城市財政健全化推進プラン
- ・新城市公共施設等総合管理計画

政策目標 1
施策 2

将来に責任を持つ行財政運営をします

公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます

考え方・背景

合併前の旧市町村では経済成長とともに多種多様な公共施設を整備してきましたが、近い将来、これら公共施設は一齐に大規模改修や建て替えの時期を迎えることとなります。

しかし、これに合わせるように生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加等により、市の財政状況は厳しくなります。

新城市公共施設等総合管理計画では、現在ある公共施設をそのまま保有する場合の維持更新費用は、この先 30 年間で 1 年度当たり約 58.1 億円かかると推計されていますが、財政状況が厳しくなる中、それだけの費用を確保することはできません。

公共施設の適正な配置と更新費用等を考慮すると、今後 30 年間で建築物系施設の延床面積の 30% 程度、公共施設全体の維持更新費用の 30% 程度縮減が必要となってきます。

施策の基本方針

「公共施設の安全・安心を確保すること」「市民に必要なサービスを適正かつ持続可能な形で提供すること」を目指すべき姿とし、既存ストックの縮減、長寿命化、有効活用を進めます。

【取組み内容】

- ・ 公共施設の再編による総量圧縮と機能の向上に努めます。
- ・ 公共施設に係るコストの縮減を図ります。
- ・ 公共施設の有効活用に努めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
公共施設の適正配置への満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
建築物系施設延床面積の縮減率	—	10%

関連する主な計画等

- ・ 新城市財政健全化推進プラン
- ・ 新城市公共施設等総合管理計画

政策目標 1

将来に責任を持つ行財政運営をします

施策 3

市民にわかりやすい行政評価を進めます

考え方・背景

経営資源が限られていく中、将来にわたって行政サービスを提供するためには、事業の優先順位を明確にするとともに、各事業の成果を重視し、進行管理を進める必要があります。

そのような成果重視型の行政経営を進めるためには、事務事業をP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルでマネジメントするとともに、その過程に市民の視点を反映することが必要です。

施策の基本方針

全ての事務事業を体系化し、評価の基準となる成果目標や成果指標の設定と公表を行うとともに、これまでの「数・量」に捉われない新たな評価手法について検討を進めます。また、新たな視点での評価についても導入していきます。

【取組み内容】

- ・市民参加による行政評価に取り組みます。
- ・「人のつながり」や「新たな交流」などを評価に導入します。
- ・施策や事業の見直し・廃止にも取り組みます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
行財政運営への満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
新たな事務事業評価の実施	—	実施

政策目標 1

将来に責任を持つ行財政運営をします

施策 4

民間活力、市民の知恵、新しい技術などを積極的に導入します

考え方・背景

今後、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されることが予想されます。自治体は、この環境変化に対応して、住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、市民の知恵や民間の先進的な技術や知識を活用するとともに、AI（人工知能）やロボティクスによって処理することができる事務作業などを活用することが求められています。

施策の基本方針

民間委託や指定管理制度の導入等にあたっては、施設の安全管理、選定過程の透明性に努めます。

また、AI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などを活用した業務の効率化について研究・検討を進めます。

【取組み内容】

- ・アウトソーシングや指定管理者制度を活用し、民間活力の導入を図ります。
- ・高齢者の知恵や経験、女性のネットワークなど「市民の力」を活用します。
- ・新たな技術を取り入れ業務の効率化を図ります。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
行財政運営への満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
アウトソーシングや指定管理者制度導入事業数	29事業	30事業

政策目標 1

将来に責任を持つ行財政運営をします

施策 5

東三河広域連合などによる共同事務を促進します

考え方・背景

これまで各市町村が単独で行っていた事務や、国や県からの権限委譲などにより新たに行うこととなった事務が広域で取り組まれています。

また、自治体間にとどまらず新たな連携先として、大学や企業等との連携も進められています。

行政の持つ経営資源が利活用されている中、これまで単独の市町村で実施してきた行政サービスや公共施設の整備、インフラの更新などについても広域的な観点での取り組みが求められます。

施策の基本方針

単独の市町村では実施が困難であった事務を連携事業に取り組むとともに、地域全体の振興に資するよう、新たな広域行政に取り組めます。

また、今後の労働力不足を互いに補完するとともに地域の活性化のため民間企業や大学との連携、共同事務を進めます。

【取組み内容】

- ・介護保険や滞納整理など広域による行政運営を推進します。
- ・広域的な取り組みにより効率化が図られる事業の検討を進めます。
- ・包括協定による大学や民間企業等との共同事務を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
広域連携への取り組みの満足度	62.3%	64.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
広域事業数	5件	7件
大学や企業との包括協定数	10件	↗

政策目標 1

将来に責任を持つ行財政運営をします

施策 6

市民自治を根づかせます

考え方・背景

自治基本条例に規定する、「市民主役」・「参加協働」・「情報共有」をまちづくりの基本原則とし、世代のリレーができるまちを協働して築くため、様々な参加の機会を設けるとともに、老若男女みんなが当事者となってまちづくりに取り組むため、若者や女性の活躍の機会が求められています。

施策の基本方針

市民自治社会の実現に向け、身近な地域課題を地域自ら考え、地域の創意を結集して課題に取り組みます。

【取組み内容】

- ・市民が主役のまちづくりを一層進めます。
- ・地域のつながりを強化し様々な住民の参加の機会を用意します。
- ・地域組織の自立を支援します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市民参加への取り組みの満足度	72.3%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
地域計画の策定・見直し	3	10
女性の審議会への登用率	25.0%	28.0%
若者の審議会への登用率	1.96%	3.0%

政策目標 2

挑戦できる組織にします

施策 1

市民ニーズに即応できる組織づくりを行います

考え方・背景

少子高齢化を要因に、社会福祉をはじめとする行政サービスは大幅に改革が必要となるとともに、行政に従事する労働力の確保も難しくなると思われます。

こうした社会情勢を考慮し、行政の効率化を図るためのアウトソーシングやICTを活用した取り組みを進めるとともに、市民が安心して生活を送ることのできる組織・体制づくりを行っていく必要があります。

施策の基本方針

市民ニーズを常にリサーチし、早急に対処できる組織運営を目指します。

また、人口減少や少子高齢化、社会保障不安、大災害リスクなど、本市が今後対応すべき課題に早急に対応できるような組織づくりを実施するとともに、職員自らが考える業務改善に取り組みます。

【取組み内容】

- ・市民に身近な行政となるよう様々な方法で市民ニーズを図ります。
- ・市民意見、相談、提案などを組織全体で共有する仕組みをつくります。
- ・必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを結成します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
行財政運営への満足度	—	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
職員による業務改善提案数	5事業/年	7事業/年

政策目標 3

公共私を支える人材となります

施策 1

市民価値を高めることのできる職員を育てます

考え方・背景

市職員は、市民の安全・安心のために働いていることを意識しなければなりません。そのため、常に問題意識を持って仕事に取り組める人材・組織を作り上げることが必要です。

また、職員がモチベーションを高く維持できるための働き方改革や、職員が積極的に研修に参加し広い見識や高い能力を身につける人材育成を進める必要があります。

施策の基本方針

人材確保・育成においては、資質の優れた職員を確保できるような試験制度を確立させるとともに、『市民価値を高めることのできる職員*』を育成するための研修制度を充実させます。また、職員のやる気や能力が活かされる職場環境を作るとともに、様々な休暇制度を利用し心身ともに健全で勤務ができる環境を作ります。

コミュニケーション能力の向上、プロ意識・コスト意識・当事者意識の向上、長期的な広い視野で物事を判断する能力の向上、市民が求めるものを行政サービスに反映していく能力の向上を図ります。

【取組み内容】

- ・個性や意欲を重視した職員採用を進め、優秀な人材を確保します。
- ・各種の職員研修を開催し、自ら考えることのできる職員を育てます。
- ・地域や住民とのつながりを持てる職員を育てます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
窓口サービスの対応の満足度	78.1%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市職員の対応の満足度	74.4%	90.0%
職員採用計画の達成度	100%	100%

関連する主な計画等

- ・新城市人材育成基本方針
- ・定員適正化計画
- ・職員採用計画

政策目標 3

公共私を支える人材となります

施策 2

能力に応じた適正評価等を進めます

考え方・背景

最善な市民サービスを提供するためには、職員の能力を適正に評価し、高いモチベーションを維持する必要があります。

また、厳しい財政運営も考慮しながら適正な定員管理に努めるとともに、時代や市民ニーズに合った組織の見直し、職員配置を進められます。

施策の基本方針

成果を出した所属や頑張った職員が適正に評価される人事評価制度を確立し、昇任等に適正に反映させていきます。

職員の能力開発にとって職場環境は大変重要な要素であることから、人材を育成する職場風土を作るための管理職の意識改革に努めるとともに、組織目標の明確化や職員提案制度の充実、また、健康管理や勤務体制の弾力化等にも取り組みます。

【取組み内容】

- ・人事評価制度を築き上げ、昇任や給与制度との連動を図ります。
- ・働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ・時代や市民ニーズに合った職員配置を進めます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
窓口サービスの対応の満足度	78.1%	↗

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
人事評価結果の勤勉手当等への反映	50%	100%
定員適正化計画の達成度	100%	100%
年次有給休暇の平均取得日数	9.2日	10日

関連する主な計画等

- ・定員適正化計画

政策目標 4

情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

施策 1

市民ニーズを把握します

考え方・背景

社会情勢の変化や市民の価値観の多様化により、市民ニーズは日々複雑化しています。異なる背景や事情を抱えた市民が何に困っているのか、何を求めているか等を的確に把握し、施策や事務事業に反映させていく必要があります。

施策の基本方針

年齢や環境に関わらず、定期的に市民の意識変化をとらえ、市民が必要とする情報を的確に把握します。また、その情報を市民にフィードバックする仕組みづくりと提供した情報の浸透度や効果を検証します。

【取組み内容】

- ・ 市政モニターによりアンケートを実施します。
- ・ 市民との意見交換会等を開催します。
- ・ 地域別・年代別等の市民ニーズを把握します。
- ・ 情報を市民にフィードバックする仕組みづくりを整備します。
- ・ 日々の業務や地域活動の中から市民ニーズを捉える能力を育てます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市の広報・広聴の充実の満足度	69.3%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
市民満足度調査の有効回収率	34.1%	50.0%
地域意見交換会参加者数	324人	400人

政策目標 4

情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

施策 2

対象に応じた情報発信・情報共有に努めます

考え方・背景

行政は、外国人や高齢者を含む多様なニーズに合った情報を必要とする人の目線に立って発信する必要があります。

また、メディアの多様化と情報技術の発展は、今後ますます加速し、新たな「デジタル難民」が生まれることが考えられることから、情報伝達手段について検討しなければなりません。

常に「いつ・どこで・誰が・どのような」情報を求めているかを想定し、的確な情報発信方法を検討する必要があります。

施策の基本方針

広報紙、ケーブルテレビ（自主放送番組）、ホームページ、新聞報道等を通じ、迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、開かれた市政をめざします。行政がお知らせしたい情報や市民が知りたい情報を把握し、広報広聴活動をマネジメントし情報発信することで市民と行政の信頼を確保します。

【取組み内容】

- ・多言語で閲覧でき、障がい者に優しいユニバーサルデザインを基にしたホームページを作成します。
- ・新聞報道機関を通じ、新鮮な情報を発信します。
- ・デジタル難民をゼロにします。
- ・市民ナビゲーターや市民編集委員など市民目線による情報発信に努めます。
- ・情報技術を活用し市民と行政との双方向による情報伝達に取り組みます。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市の広報・広聴の充実の満足度	69.3%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
Wi-Fiアクセスポイント数（公共施設）	9箇所	12箇所
市民編集委員による広報紙の特集記事	3回/年	4回/年

政策目標 4

情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

施策 3

すべての職員が広報マンとして活動します

考え方・背景

効果的に広報活動を行うためには、組織内で活発な情報交換をすることが必要です。そのため、庁内に向けた情報発信の方法についても情報共有が図られるよう、情報にあった周知の方法を検討する必要があります。

施策の基本方針

職員はチームしんしろの一員として職員間の情報共有に努めます。また、情報発信方法も検討します。

【取組み内容】

- ・ 職員間の情報共有が図られ、共通認識をもって行政運営を進めます。
- ・ 迅速な情報発信が可能となるよう研修を開催します。

施策の進捗状況

市民満足度

項目	平成29年度 実績	令和3年度 目標
市の広報・広聴の充実の満足度	69.3%	70.0%

成果（活動）指標

項目	平成29年度 実績	令和4年度 目標
オープンデータ数	未実施	実施

資料編



新企 3・1・1
平成29年4月25日

新城市総合計画審議会
会長 鈴木 誠 様

新城市長 穂 積 亮 次

新城市総合計画審議会条例第2条に基づく第2次総合計画基本構想の策定について（諮問）

このことについて、新城市総合計画審議会条例第2条の規定によって、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項
第2次総合計画の基本構想に関する事項について
2. 回答期限
平成30年3月末まで

担当 企画部企画政策課企画政策係（篠宮）
電話 0536-23-7621（ダイヤルイン）

新企 3 ・ 1 ・ 1
平成30年 6月26日

新城市総合計画審議会
会長 鈴木 誠 様

新城市長 穂 積 亮 次

新城市総合計画審議会条例第2条に基づく第2次総合計画基本構想について（諮問）

このことについて、新城市総合計画審議会条例第2条の規定によって、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項
第2次総合計画の基本構想に関する事項について
2. 回答期限
平成31年3月末まで

担当 企画部企画政策課企画政策係（山本）
電話 0536-23-7620（ダイヤルイン）

平成30年3月30日

新城市長 穂積亮次 様

新城市総合計画審議会
会長 鈴木 誠

答 申 書

平成29年4月25日付け新企3・1・1で諮問のありました第2次総合計画の基本構想に関する事項について、当審議会において審議した結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1. 基本構想の要素となる市民の願い・思い・声について、
原案をベースにしつつ、以下の点に留意されたい。
 - (1) 郷愁の念や若かりし日の追想は、まちづくりの原動力となる市民の大切な思いであるが、一方では、未来への展望、未来志向の視点といった市民の思いもあるため、それらをしっかりと基本構想の要素として反映されたい。
 - (2) 土地利用構想についても、名古屋圏と直結し、新城市に新たな人とモノの流れをもたらす新東名高速道路の活用を前提としたまちづくりなど、現状からの改革・変革を目指す市民の意気込みも反映されたい。

- 2 基本構想の項目及び内容について
原案をベースにしつつ、以下の点に留意されたい。
 - (1) これまでの新城市の先進的な取り組みを積極的に評価した上で、「こうしたい未来」、「こうなっていく未来」も描かれたい。
 - (2) 基本構想策定の進捗に応じ、新たに必要となった項目の追加や構成上の都合による項目の統廃合などについては、原案の趣旨を逸脱しない範囲内で柔軟に対応されたい。

平成31年3月7日

新城市長 穂積亮次 様

新城市総合計画審議会
会長 鈴木 誠

第2次新城市総合計画「基本構想」について（答申）

平成30年6月26日付新企3・1・1で諮問のありました「第2次総合計画の基本構想に関する事項」について、当審議会において慎重に審議し、別添の第2次新城市総合計画（案）のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、本市の将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けて、本計画の推進にあたり留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

1. 少子高齢、人口減少社会への突入を「ひと」「ちいき」「まち」の成長のチャンスと捉え、誰もが新しい豊かさを追求することができる社会、新しい豊かさを切り拓いていくことができる機会をつくることのできるまちづくりに努められたい。
- 2 若い世代の定住やU・I・Jターンを促進するため、魅力的な住環境や働く場の確保など生活基盤の整備に地域とともに取り組まれたい。
- 3 人類の英知の結果である長寿社会、人生100年時代の到来の喜びを市民全員で享受できるよう健康寿命の更なる延伸や地域での支え合いづくり、活躍する場づくりに努められたい。
- 4 市民、議会及び行政のつながりを力に変える環境づくりを進めるとともに、交流人口や関係人口とのつながりなど、これまで以上に人と人とのつながりを大切にしまちづくりを進められたい。
- 5 各施策の成果指標や目標の進捗状況の的確な把握と定期的な公表を行うとともに、社会環境や住民ニーズの変化を新たな視点でとらえ、施策の見直しや改善に努められたい。

新城市総合計画審議会委員名簿（平成29年度）

機 関 名		役 職	氏 名
市教育委員会 の委員	新城市教育委員会	教育委員	原田 純一
市内各種団体 の代表者	新城市社会教育審議会	会長	新美 良典
	新城市商工会	事務局長	山本 政義
	新城労務対策協議会	事務局	請井 祐二
	新城市観光協会	事務局長	小長井 直樹
	新城金融協会	協会代表	石川 裕
	新城市社会福祉協議会	係長	織田 誠二
	愛知東農業協働組合	部長	原 重信
	(株) CBCクリエーション	営業企画部副部長	出口 幸宏
	市民自治会議	委員代表	浅井 架那子
	新城市産業自治振興協議会	委員	加藤 弘依
学識経験を 有する者	国立大学法人豊橋技術科学大学	教授	浅野 純一郎
	愛知大学	教授	鈴木 誠
	豊橋創造大学	准教授	花岡 幹明

※産業自治推進協議会及び地域協議会連絡会議の委員代表は第3回審議会から委嘱・出席。

新城市総合計画審議会委員名簿（平成30年度）

機 関 名		役 職	氏 名
市教育委員会 の委員	新城市教育委員会	教育委員 教育長職務代理	原田 純一
市内各種団体 の代表者	新城市社会教育審議会	会長	新美 良典
	新城市商工会	事務局長	山本 政義
	新城労務対策協議会	事務局	請井 祐二
	新城市観光協会	事務局長	小長井 直樹
	新城金融協会	会長	石川 裕
	新城市社会福祉協議会	係長	織田 誠二
	愛知東農業協働組合	部長	原 重信
	(株) CBC クリエーション	営業部部長	出口 幸宏
	市民自治会議	会長	鈴木 誠
	新城市産業自治振興協議会	委員	加藤 弘依
学識経験を 有する者	国立大学法人豊橋技術科学大学	教授	浅野 純一郎
	愛知大学	教授	鈴木 誠
	豊橋創造大学	准教授	花岡 幹明
市内に住所を 有する者			浅井 架那子

※市内に住所を有する者については、市民自治会議及び若者議会を経験したものに依頼

新城市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項及び進捗について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市教育委員会の委員

(2) 市農業委員会の委員

(3) 市内の各種団体の代表者

(4) 学識経験を有する者

(5) 市内に住所を有する者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、審議会の推薦により市長が委嘱する。

3 顧問は、審議会に出席し意見を述べることができる。

4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(幹事及び調査員)

第8条 審議会に調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができる。

2 幹事及び調査員は、市の職員その他適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱された者に係る任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年3月31日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2次新城市総合計画策定本部委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
本部長	副 市 長	広 瀬 安 信	
副 本 長	企 画 部 長	三 浦 彰	
委 員	教 育 長	和 田 守 功	
//	総 務 部 長	古 田 孝 志	
//	総 務 部 理 事	片 瀬 雅 好	
//	市 民 環 境 部 長	山 本 光 昭	
//	健 康 福 祉 部 長	滝 川 昭 彦	
//	産 業 振 興 部 長	河 合 教 正	
//	建 設 部 長	星 野 隆 彦	
//	上 下 水 道 部 長	夏 目 昌 宏	
//	市 民 病 院 経 営 管 理 部 長	天 野 雅 之	
//	消 防 長	成 田 保 嗣	
//	教 育 部 長	林 治 雄	
//	議 会 事 務 局 長	西 尾 泰 昭	
//	監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 勇 人	

第2次新城市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第2次新城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、第2次新城市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の原案の調整及び決定
- (2) 総合計画策定に関する重要事項の決定

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は副市長、副本部長は企画部長、委員は市長が命じた職員とする。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

2 本部会は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(専門部会の設置)

第6条 本部会の補助機関として、専門部会を設置する。

2 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想、基本計画等の原案作成
- (2) 総合計画策定に関する必要事項の調査及び検討
- (3) 第1次総合計画の評価検証

3 専門部会は、市長が命じた職員で、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

(専門部会の会議)

第7条 専門部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第2次新城市総合計画 庁内PT名簿

◎：部会長
○：副部会長

【専門部会参画職員】・・・原案作成等

部	課室名	氏名	
①福祉健康分野			
健康福祉部	福祉介護課（地域包括ケア推進含む）	副課長	◎ 生田 智之
	保険医療課	主査	酒井 陽子
	こども未来課	副課長	浅井 直樹
	健康課	副課長	○ 武川 裕江
	地域医療支援室	主査	梅田 輝実
経営管理部	総務企画課	係長	野澤 尚史
②教育・文化・生涯学習分野			
教育部	教育総務課	副課長	○ 井口 幸俊
	学校教育課	主査	夏目 佳子
	生涯共育課	副課長	◎ 湯浅 大司
産業振興部	スポーツツーリズム推進課	主査	牧野 幹予
企画部	まちづくり推進課	係長	永田 美紀
③生活・環境分野			
総務部	行政課	係長	本田 貴久
市民環境部	生活環境課	副課長	藤原 一宏
建設部	土木課	係長	梅岡 芳尚
	都市計画課	係長	河合 敏子
鳳来総合支所	地域課	係長	請井 志一
作手総合支所	地域課	係長	河村 英樹
上下水道部	経営課	副課長	○ 中尾 嘉伸
	整備課	副課長	◎ 安形 暢洋
④安全・安心分野			
総務部	防災安全課	副課長	○ 長坂 茂英
消防本部	消防総務課	係長	加藤 広樹
	予防課	係長	鈴木 雄一
企画部	まちづくり推進課	副課長	◎ 白井 薫
⑤産業・経済・都市基盤分野			
産業振興部	商工政策課	副課長	山口 貴司
	農業課	副課長	○ 安藤 映臣
	森林課	副課長	◎ 山本 淳
	観光課	副課長	中村 讓
	スポーツツーリズム推進課	係長	岡田 尚久
建設部	土木課	副課長	佐々木 昌介
	都市計画課	係長	杉下 成利
	用地開発課	副課長	権田 晃明
市民環境部	環境政策課	係長	萩野 晃典
⑥地域活動分野			
企画部	まちづくり推進課	係長	和田 直人
	自治振興課	主査	杉山 陽治
	企画政策課	係長	菅野 裕也
産業振興部	商工政策課	係長	○ 大蔵 功幸
市民環境部	環境政策課	係長	◎ 中尾 昌達
⑦行政経営分野			
総務部	行政課	係長	清水 教好
	税務課	副課長	原田 恵稔
	財政課	副課長	◎ 佐藤 浩章
	契約検査課	係長	○ 篠宮 彰里
	情報システム課	係長	白井 正浩
企画部	企画政策課	係長	山本 浩志
	秘書人事課	係長	塩澤 宏樹
市民環境部	市民課	係長	小林 利章
議会事務局	議事調査課	副課長	松井 哲也
監査委員事務局	監査委員事務局	副参事	夏目 陽子
	会計課	係長	前田 圭子

○ 総合計画策定経緯 【平成 29 年度～平成 30 年度】

● 市 議 会

総合政策調査特別委員会	平成 30 年 6 月 19 日 (火)	基本構想案の説明
総合政策調査特別委員会	平成 30 年 8 月 27 日 (月)	基本構想案の説明
総合政策調査特別委員会	平成 31 年 1 月 24 日 (月)	基本構想案の説明
総合政策調査特別委員会	平成 31 年 2 月 8 日 (金)	基本構想案の説明
総合政策調査特別委員会	平成 31 年 2 月 18 日 (月)	基本構想案の説明
議案説明会	平成 31 年 3 月 13 日 (水)	基本構想案の説明
総合政策調査特別委員会	平成 31 年 3 月 19 日 (火)	基本構想案の審議
議決	平成 31 年 3 月 22 日 (金)	基本構想議決

● 審 議 会

第 1 回	平成 29 年 3 月 1 日 (水)	委員委嘱、策定方針説明、会長・副会長選任
第 2 回	平成 29 年 4 月 25 日 (火)	地域創生事業の効果検証
第 3 回	平成 29 年 6 月 28 日 (水)	市民満足度調査アンケート集計結果
第 4 回	平成 30 年 3 月 30 日 (金)	基本構想の項目及び内容審議
第 1 回	平成 30 年 6 月 26 日 (火)	委員委嘱、会長・副会長選任、基本構想案審議
第 2 回	平成 30 年 7 月 24 日 (火)	基本構想案審議
第 3 回	平成 30 年 8 月 30 日 (木)	基本構想案審議
第 4 回	平成 30 年 12 月 27 日 (木)	基本構想案審議
第 5 回	平成 31 年 3 月 7 日 (木)	総合計画全体審議、基本構想答申

● 策定本部会議

第 1 回	平成 30 年 8 月 24 日 (水)	基本構想案審議
第 2 回	平成 31 年 1 月 9 日 (水)	基本構想案審議
第 3 回	平成 31 年 1 月 22 日 (火)	基本構想案審議
第 4 回	平成 31 年 3 月 7 日 (木)	総合計画全体審議

第2次新城市総合計画パブリックコメント実施結果

- ・ 期 間：平成31年1月30日（水）～2月28日（木）
- ・ 意見数：5人（直接持込 1人、郵送 1人、FAX 1人、メール 2人）
- ・ 意見及び市回答の内容は以下のとおり

○意見①

	提出された意見の集約	市の考え方
1	P4 成果指標について 第1次総合計画期間における財政運営の状況や財政見通しの記述が必要ではないか。	第1次新城市総合計画中の財政運営についてのご提案です。 第1次新城市総合計画期間中の財政運営については、P50～52の基本計画に記載してありますが、全国平均値なども併記して分かりやすくしました。法律で定められた財政状況を示す指標は、合併後いずれも改善が進み、全国平均よりも良い状況になっています。 人口減少等により市民税等の減収が見込まれますが、市民の皆様の安全安心を守ること、人を育てること、地域の暮らしを守ること、そしてまちの発展に関することなど、施策や事業についての不断の見直しと一層の選択と集中を進めることで財政健全化に向けた取り組みを進めます。 財政の見通しの記述については、予想される経済成長率やここ数年の歳出分析等により、定量的な財政見通しを算出することは可能ですが、国の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や米国の金融機関の破綻に端を発する世界的金融危機（リーマンショック）など、地方財政に大きな影響を及ぼす突発的な事象を定性的な分析により予測するのは困難でありますので、長期的な財政見通しについては記載しないこととしました。
2	P10 第2次総合計画に向けて 第1次新城市総合計画の評価・検証における施策の達成状況について、「達成」「達成できなかった」の根拠が不明ではないか。	第1次新城市総合計画の評価・検証についてのご質問です。 施策の達成状況については、P4～6に記載してあります。市民満足度については目標の90%以上で、成果指標については目標の70%以上で概ね達成としています。 第1次新城市総合計画では、市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換を図るため、すべての施策に「市民満足度」と「成果（活動）指標」を設定し、年度毎又は概ね4年毎の達成状況を確認しております。 第2次新城市総合計画においても市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営を引き継ぐとともに、数値のみではない評価手法などについても検討してまいります。
3	市の中心核や地域中心核についての記述がされているが、中心核から離れた地域の記述が少ないのではないか。	土地利用構想（P32）についてのご意見です。 土地利用構想では、「住みやすい・働きやすい・子育てしやすい暮らし環境を整え、安心し心豊かに暮らすことができるまちの形成」に向けた取り組みを進めることとしています。また、その際には、公共の福祉の優先、自然環境との調和、安全安心の確保及び地域特性や地域計画に配慮することを記載しており、これらは、市の中心核や地域中心核の含めた新城市全域に当てはまるものです。 また、重点的な取り組みとして、「地域コミュニティの維持」を記載しております。日々の生活を営む「暮らしの場」についても適切な土地利用を進めてまいります。
4	合併特例債の特例措置である合併算定替による普通交付税の件について、何らかの説明が必要ではないか。	地方交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減についてのご提案です。 合併特例期間（平成17年度から平成27年度）の終了に伴い、合併算定替による増加額が平成28年度から段階的に縮減しており、令和3年度からは本来の算定額となります。本市の財政運営上のリスク要因のひとつですので、他のリスク要因（人口減少による税収減・公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大）と合わせ、基本計画の財政ビジョン（P52）に追記します。
5	個別計画の「公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます」について、公共施設等総合管理計画に基づく各部局所管の建物、インフラの個別施設計画が必要であると思う。 公共施設等総合管理計画は、総合計画とは別に考えているのか。公共施設等総合管理計画に限らず様々な分野の個別計画があると思うが、それらについても総合計画の中で記載すべきではないのか。	公共施設の適正配置についてのご提案です。 公共施設等総合管理計画を始めとした様々な分野の個別計画については、第2次新城市総合計画の目指す方向性や考え方と整合を図ります。 新城市公共施設等総合管理計画については、「行政経営 公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます」に記載しています。また、公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大は、本市の財政上のリスク要因になりますので、基本計画の財政ビジョン（P52）に改めて追記します。 なお、建物、インフラの個別施設に係る方針については、新城市公共施設等総合管理計画に委ねることとなります。

○意見②

	提出された意見の集約	市の考え方
1	p 1 第一次新城市総合計画における政策の評価を総括し、明らかにすべきである。	第1次新城市総合計画の評価・検証についてのご質問です。 施策の達成状況については、P4～6に記載してあります。施策には、計画どおり進められなかったものや目標が達成できなかったものもあります。その逆に、計画以上に進捗したものや大きな成果を得られたものもあります。 計画どおり進められなかった施策等については、その原因や課題の分析を行うことで、第2次新城市総合計画に反映するとともに、計画どおり進められた施策についても事業の進め方や目標設定の見直しなどを検討することで、更なる成果の積み上げを図ります。
2	p 6 「市民ニーズを把握します」の目標が「達成」とされているが、現在の「市の広報・広報の充実、住民参加への取り組み」では市民ニーズを把握できていない部分もあるのではないのか。	市民ニーズを把握するための指標についてのご意見です。 施策には、市民満足度と成果（活動）指標の2つの指標（目標）を設定しております。「市民ニーズを把握する」が達成したとしているのは、市民満足度の指標になります。 しかしながら、成果（活動）指標である「市政報告会参加者数」については、目標を達成することができませんでした。第2次新城市総合計画においても、多様な市民ニーズを的確に把握することで、施策や事務事業に反映するように努めます。
3	p 7 第1次新城市総合計画において、「平成30年の目標人口を50,000人と設定」したのは、見通しが甘かったと思う。とうてい達成できるはずのなかった数字ではないのか。	第1次新城市総合計画の目標人口についてのご意見です。 P7～9に目標人口50,000人についての記載があります。 第2次新城市総合計画では、本市の定住人口の増加はもとより維持さえも困難であることを受け止め、人口の「数」ではなく「質・つながり」こそが新城市のまちづくりに必要なことであるとしています。 人口減少の速度を緩和させ、それに対応したまちづくりに取り組んで参ります。
4	p 7 厚生省は平成29年の合計特殊出生率1.43を公表しているにも関わらず、なぜ図3では、平成24年までのデータしか載せていないのか。 また、図2新城市の自然増減の推移は、なぜ平成27年までしか載せていないのか。	合計特殊出生率についてのご質問です。 厚生労働省は、年度毎の都道府県別合計特殊出生率を発表していますが、市町村単位のもの、国勢調査結果を基にした5年期単位のものしかありませんので、それを新城市数値として記載しています。 国を平成24年、新城市を平成22年までの記載としたのは、平成27年国勢調査による新城市の合計特殊出生率が未発表であるため、近傍年までを記載したためです。
5	p 10 「このように新城市では、市民の関わり（協働）を重んじているため必然的に独自の制度が誕生し自治が深化・拡充しています。」という記載があるが、「市からの押し付けで強制的に参加している」「形骸化・マンネリ化している」と感じている市民もいるのではないのか。	市民自治の取組みについてのご意見です。 自治基本条例の制定や地域自治区制度の開始に始まり、若者議会や女性議会など、市民、地域、行政などが話し合う仕組みの整備や機会の増加、協働のまちづくりを「深化・拡充」の一面と捉えて記載しています。 ご指摘のような「押し付けで強制的」、「形骸化・マンネリ化」と感じられることのないよう、今後、市民自治活動の趣旨や意義をしっかりと説明、共有していきたいと思っております。
6	p 24 「市のカイゼンについて」は「市のカイゼンについて」に修正。「に」が抜けている。	ご指摘のとおり誤記です。「市のカイゼンについて」と訂正させていただきます。
7	p 27 「地域の取り組みへのマネジメントサイクルの導入やマネジメントする人材の育成など地域経営基盤の充実・強化を図ります。」とあるが、この人材育成の対象者は誰を想定し、どのように育成するのか。 その役割を担う方の負担増につながるのではないのか。 また、地域経営の基盤やコミュニティビジネスの具体的な取り組みはあるのか。	今後の地域課題に対する取組みについてのご質問です。 地域自治区制度の導入からほぼ6年が経過し、各地域自治区では地域自治区制度を资金的に後押しする地域活動交付金や地域自治区予算などの協議がなされ、また、自分たちの目指すべき地域の将来像を話し合い、その目的達成のため「地域計画」の策定に取り組んできました。その結果、今年度末にはほぼ全地区で完成する状況となりました。次の動きとして大切なことは、目指すべき地域の将来像を実現するため、実際どのように取り組んでいくかということです。 そこで、市では、地域計画に掲載された事業を確実に進めていくために、目標の管理や事業を行う人たちへの助言や指導、関係機関・団体との調整など、経営管理を行う人材を育成していきたいと考えています。この人材は、地域の資源であったり、課題であったり、各種団体であったり、人を知っていることは勿論、資金調達の知識や、運用方法、マネジメント、コーディネートなどの力量も併せ持っていることが理想と考え、今後、取り組みの具体化について検討していきます。

8	<p>p 29</p> <p>「一人ひとりが地域社会を構成する大切なメンバーであることを認識し、自らの力と特性、役割を再確認し、主体的に活動します。夢や将来について明確な目標を掲げ、その達成に向けてたゆまぬ努力をすることにより、豊かな知識と独創的な発想、失敗を恐れない強い心を身につけます。」とあるが、これは誰が誰に対して求めているのか。</p>	<p>個性輝く多様な「ひと」の将来の姿についてのご質問です。</p> <p>「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、「ひと」「ちいき」「まち」が三位一体となったまちづくりを進めていく必要があると考えています。</p> <p>誰が誰にというものではなく、それぞれを目指すべき姿のイメージとしたものです。100人いれば100通りの個性があるように、ここに記載されただけの姿ではありません。この姿にとらわれない様々な姿を追い求めます。</p>
9	<p>p 30</p> <p>「国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計では、令和12年の人口は、38,771人と推計」されながら、市は「令和12年の定住人口を41,000人と想定します。」とある。</p> <p>社人研の推計より2,229人も多くなるとする根拠を明確にしてもらいたい。</p>	<p>将来人口についてのご質問です。</p> <p>令和12年の将来人口推計38,771人を41,000人としたのは、平成28年に策定した「新城市人口ビジョン」及び「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」での取り組み効果を反映したものです。</p> <p>ただし、平成28年の新城市人口ビジョン等の策定の際には、将来人口推定の基となる人口は、平成22年国勢調査人口までしかありませんでした。そこで、今回は、平成27年国勢調査人口を用いて再度算出し直したものです。</p> <p>本市の人口に関する個別計画である「新城市人口ビジョン」「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、暮らしにくさの解消や魅力的なまちづくりによる合計特殊出生率の向上と移動率の多い44歳以下の転出入の均衡などに取り組んで参ります。</p>
10	<p>p 30</p> <p>「はつらつ世代」は、「65歳以上の高齢者のうち、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという意思を持たれる方を総称する新城市の造語」とあるが、こういう造語が必要であろうかと思う。</p> <p>65歳以上というならば、仮に90歳で活動したい人がいたら、それも含めてはつらつ世代ではないか。</p>	<p>「はつらつ世代」についてのご意見をいただきました。</p> <p>65歳以上を高齢者として機械的に区別することなく、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという方を増やしていきたい、支援したいという思いから「はつらつ世代」という言葉を創作しました。また、「つながる市民」も同様に、交流人口、関係人口と「人口」として数で捉えてしまうのではなく、本市のまちづくりの理解者、協力者そして当事者となっていただきたいという思いを込めたものであります。また、年齢に係わらず頑張りたいという市民を応援、支援する姿勢に変わりはありません。</p> <p>ご指摘のとおり造語が目的となることなく、考え方や取り組み内容をしっかりとする市民の皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。</p>
11	<p>p 37</p> <p>「中心市街地等における賑わいの創出や魅力向上に取り組めます。」とあるが、中心市街地は空き家に空き店舗が増え、日中でも人通りがまばらになるなど、寂しい状況である。</p> <p>そのような状況の中、第2次総合計画ではどのような対策を講じていくことになるのか。</p>	<p>政策目標「地域産業の振興で賑わいを創出します」についてのご質問をいただきました。</p> <p>第1次新城市総合計画では、駅前整備や商業活性化等事業を進めてまいりました。国道151号沿線における商業施設や医療機関等の立地が増加し、大型宿泊施設も開業しました。新城駅の利便性向上や駅前道路整備にも着手しております。商店街の皆様が中心となり取り組んでみえる軽トラ市は全国にその名をとどろかせるイベントになっています。</p> <p>第2次新城市総合計画では、起業・創業の促進、空家対策、中小企業支援などの一層の推進、市民、地域、企業、行政などに加え、交流人口や関係人口などの「つながる市民」との連携強化などにより更なる賑わい創出に努めてまいります。</p> <p>また、まちのにぎわいの基盤のひとつである土地利用についても、これまでの枠組みを超えた議論を進めることで、まちづくりの可能性を広げ、土地利用の選択肢を増やすことができるよう、見直しを進めます。</p>
12	<p>p 38</p> <p>「平成22年新城市の合計特殊出生率1.41 新城市人口ビジョンでは令和22年の目標2.07」とあるが、この根拠は何か。</p>	<p>新城市の合計特殊出生率についてのご質問です。</p> <p>新城市人口ビジョンでは、本市の合計特殊出生率は、平成22年時点で1.41となっていますが、希望出生率は1.91と算出され、全国平均である国民希望出生率の1.83を0.08ポイント上回る結果となりました。そのため、国と愛知県との目標と合わせ、令和22年の人口置換水準である2.07を目標として設定しました。</p> <p>第2次新城市総合計画では、子どもを産み育てやすい環境や安心して子育てできる体制づくりなど社会全体での子ども子育て支援、若者の夢や希望を応援できる条件づくりや生活の不便さの解消などにより、定住人口の減少の速度を緩和させ、ゆっくりと着実にバランスのとれた年齢構成への転換を進めて参ります。</p>

13	<p>p 40</p> <p>「ICTの積極的な活用により、行政手続の簡素化や利便性の向上、行政事務の効率化を図るとともに、組織が持つノウハウや市民の知恵などを効率的に共有します。」について、市民の知恵とは何か、また、どのように共有するのか。</p>	<p>行政経営の目標「情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます」についてのご質問です。</p> <p>行政の持つ経営資源（財源、人材等）は、人口減少等により制約されていくこととなりますが、個人の価値観やライフスタイルの多様化などに伴い新しい課題や市民ニーズへの対応が必要になってきます。限られた経営資源の中での対応には限界がありますので、ICT等の新しい技術の積極的な活用や行政以外の資源である「高齢者の経験」「女性のネットワーク」「若者のアイデア」など、“市民の知恵”を活かしたまちづくりを進めて行きたいと考えます。</p> <p>市民の知恵を共有、活用する仕組みについては、第2次新城市総合計画を進めながら、市民の皆様と構築していきたいと考えます。</p>
14	<p>p 67</p> <p>「ハートフルスタッフ」が何を意味するのかわからない。</p> <p>市のホームページには、ツーハートという肩書もあったが、和製英語や造語は控えるべきと思う。</p>	<p>施策「確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます」についてのご意見をいただきました。</p> <p>ハートフルスタッフは、学校生活における子どもへの学習補助や生活支援等を職務としています。学校では特別な支援を必要とする子どもが増えており、担任教諭だけでは目が届きにくい状況にありますので、ハートフルスタッフによる学習面や生活面のサポートにより、支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができ、担当教諭の負担の軽減等にもつながっています。</p> <p>和製英語や造語につきましては、「わかりやすさ」「親しみやすさ」の観点など総合的に判断して適切に使用してまいります。</p> <p>なお、取組み内容をさらに明確にするため、「保護者、教職員及びハートフルスタッフの情報共有を図ります。」から「保護者、教職員が連携し、適応指導教室（あすなる教室）の充実等、いじめ対策や不登校対策に努めます。」に修正します。</p> <p>また、適応指導教室（あすなる教室）には注釈を付します。</p>
15	<p>p 77</p> <p>「ニューキャッスル加盟都市を含めたインバウンド観光」につき、客、経済交流、文化交流人口の平成29年度実績が空欄であるが、基準となる何らかの実績を記載すべきではないか。</p>	<p>施策「グローバル人材育成と多文化共生を進めます」についてのご意見をいただきました。</p> <p>平成30年に本市で開催した「ニューキャッスル・アライアンス会議2018」では、13カ国15都市が参加し、文化・教育・観光・経済における交流と連携の一層の推進を共同声明として取りまとめ、具体的なプロジェクトを進めていくこととしています。</p> <p>成果（活動）指標の基準を平成29年としていること、またインバウンド観光旅行者数の把握方法が未定であったことから「－」としましたが、ご指摘のとおり、インバウンド観光については、平成29年の「外国人宿泊者数」の統計がありますので、追記させていただくとともに、成果指標の項目について「ニューキャッスル加盟都市を含めた交流人口（教育・文化・ビジネス・観光等の分野）」と修正させていただきます。</p> <p>これまで構築してきたニューキャッスル・アライアンス加盟都市との交流を活かし、本市を始めとした東三河地域全体のにぎわい創出や人材育成などに取り組んで参ります。</p>
16	<p>p 123</p> <p>「市民価値を高めることのできる職員」とはどういう意味か。「市民価値」という曖昧な言葉を市民が理解できるように説明すべきである。</p>	<p>施策「市民価値を高めることのできる職員を育てます」についてのご提案をいただきました。</p> <p>第1次新城市総合計画の将来像である「市民がつなく山の湊創造都市」を実現するためには、職員が様々な能力や意識を身に付け、直面する問題解決に積極果敢に取り組んでいく必要があることから、求められる職員像を「市民価値を高めることのできる職員」としております。</p> <p>市民価値とは、「市民満足度の向上、市民からの高い評価であり、その結果により生じる市民の福祉向上や地域社会の発展」であります。そして、それを得るために最適な市民サービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を「市民価値を高めることのできる職員」としています。</p> <p>この考え方は、第2次新城市総合計画においても継続して行きたいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘いただきましたとおり、「市民価値を高めることのできる職員」の注釈を追記します。</p>

17	市民を「ひと」としていること、山の湊を継続して使用することについての考え方を教えて欲しい。	<p>市民を「ひと」とすること、「山の湊」についてのご質問です。</p> <p>第1次新城市総合計画の将来像である「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の市民（ひと）を継承しています。</p> <p>「山の湊」も同様に第1次新城市総合計画を継承するものです。信州方面からの陸運と豊橋方面への舟運の交通結節点として賑わいをみせた本市の様子を表した「山湊馬浪（さんそうばろう）」に由来し、3市町村合併に際して、鳳来と作手の山々の姿も重ねて「山の湊」としたものです。</p> <p>市民の皆様はもちろん、市民以外にも新城市のイメージとして認識していただけるようにイベントでの使用、刊行物等への掲載など、あらゆる機会を通じて紹介していきたいと考えています。</p>
18	平成31年4月から開始される第2次新城市総合計画のパブリックコメントを、この時期（平成31年1月30日から2月28日）に実施しても、市民意見は反映されないのではないか。	<p>パブリックコメント制度についてのご意見をいただきました。</p> <p>本制度は、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することで、市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的としています。</p> <p>総合計画案の内容をより良いものにするために、市民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものです。従いまして、いただきました関係意見等は関係機関において議論しています。</p> <p>今後も市政の重要な計画におけるパブリックコメント制度の活用や計画策定段階からの市民参加の保障など、新城市自治基本条例に定める「市民主役」「参加協働」「情報共有」の原則を元にまちづくりを進めます。</p>

○意見③

	提出された意見の集約	市の考え方
1	<p>■ 26 ページ 25 行目～ 26 行目</p> <p>「様々な評価基準や異なる角度からの評価」とは、すでにあるものなのか、今後、考案していくものなのかを具体的に示してほしい。</p>	<p>新たな視点「数・量」以外の評価についてのご質問です。</p> <p>様々な評価基準や異なる角度からの評価は、今後、市民の皆様とともに探求、創出していきたくと考えております。</p>
2	<p>■ 27 ページ 5 行目～ 6 行目</p> <p>①「包摂的な社会」の意味を 3 行目～ 5 行目で示していますが、一般的な意味を注意書きで記述してほしい。</p> <p>②「新しい絆」との記載は「今はない」という意味と受け取れるが、新城市にない「絆」を具体的に示してほしい。</p>	<p>「新しい絆」でまちづくりを進めますについてのご質問です。</p> <p>①「包摂的な社会」については、記載が無くても文章の意味を変えるものではないこと、分かりやすい文章とすることから削除します。</p> <p>②新しい絆についても、今後、市民の皆様とともに探求、創出していきたくと考えております。</p>
3	<p>■ 29 ページ全部</p> <p>「ひと、ちいき、まちの姿」の概念について</p> <p>①「ひと」の姿</p> <p>「人」には、パーソンとヒューマンの概念があると思いますが、ここでは、ヒューマンの概念が記載されていると思う。しかし、5 行目の「『ひと』の姿」だけは文章表現がパーソンになっていますので、すべての項目の語尾に、「している人がいます。」「つけた人がいます。」を付け、ヒューマンの概念となるよう統一するべきであると思います。</p> <p>②「ちいき」の姿</p> <p>「地域」は、どこを示しているのか。次の「まち」の概念と混同していると思われる。さらに、新城市に実在する「新城地区」「鳳来地区」「作手地区」を示すのか、または、「地域自治区」の「地域」を示すのか、「行政区」を示すのかが分からなくなっています。</p> <p>地域自治区や行政区単位の表現であれば、1 段落目は、「新城市内各地域の自然、歴史、文化等を受け継ぎ～中略～魅力を創造する地域となっています。」</p> <p>2 段落目は、「地域の住民が、他地域、行政等の各主体の連携や世代間の交流を促進することにより、地域の「意思をつくる場」としての機能を発展・強化します。</p> <p>また、この「意思をつくる場」とはどのような意味かわかりません。</p> <p>3 段落目は、「地域経済循環の仕組みを確立し、地域で生み出された収益を地域住民に還元することで～中略～維持され、強化されます。」</p> <p>③「まち」の姿</p> <p>「まち」は、市域全体のことでよいか。</p> <p>また、3 段落目の「ひと（個性ある人材）」とちいき（豊かな資源）」とありますが、（ ）書きの概念が、上記の概念と整合していないため、＝（ ）書きを削除したらどうか。</p>	<p>「ひと、ちいき、まちの姿」についてのご質問です。</p> <p>第 2 次新城市総合計画では、「ひと」「ちいき」「まち」の「つながる力」が「まちづくりの原動力」と考えています。そこで、目指すべき 2030 年の将来の姿を「個性輝く多様な“ひと”が活躍しています」「快適で潤いのある“ちいき”に暮らしています」「活力にあふれた“まち”になっています」としています。</p> <p>この「ひと」「ちいき」「まち」の実現のために、分野別の政策と施策を設定しています。また、施策の体系図で目指すべき姿を達成するための取り組みを次のとおりとしています。</p> <p>「ひと」…人材育成と確保、活躍促進に向けた取り組み 「ちいき」…暮らしの場をつくる取り組み 「まち」…都市機能の整備と産業振興の強化に向けた取り組み</p> <p>①「ひと」についてはご指摘のとおりヒューマンとしての「ひと」として考えております。</p> <p>②「ちいき」については、生活をする中でつながりが生まれてくる範囲を想定しており、ご指摘の行政区や地域自治区など暮らしの場と考えております。</p> <p>「意思をつくる場」については、地域協議会や行政区の会合にとどまらず、地域の寄り合いなど、地域のつながりなどを通して意思決定などをする場と考えております。</p> <p>③「まち」については、ご指摘のとおり市域全体を指しています。</p> <p>また、「ひと（個性ある人材）」とちいき（豊かな資源）」については、ご指摘のとおり（ ）書きを削除します。</p>
4	<p>■ 39 ページ 16 行目</p> <p>「クラウドファンディングなど新たな資金調達」の前に「既存のふるさと納税に加え」と加筆したらどうか。</p>	<p>行政経営の目標「将来に責任を持つ行政運営をします」についてのご提案をいただきました。</p> <p>これまで新城市が実施していないクラウドファンディングを新たな例示として記載しました。</p> <p>なお、ご指摘のふるさと納税についてもしっかりと活用してまいります。</p>

5	<p>■ 39 ページ 25 ～ 26 行目</p> <p>「自らが創業・起業の精神を持ってまちづくりに取り組む人材を確保、育成します。」は、行政経営方針ですので職員を指すと思いますが、職員は創業・起業できません。今後兼業を認めるのですか。</p> <p>また、その「創業・起業の精神」とは何ですか。</p>	<p>行政経営の目標「公共私を支える人材となります」についてのご質問です。</p> <p>「起業・創業の精神」とは、新しい事業を創造するためには、フロンティア・スピリットをもって取り組まなければならないということです。変化の激しい社会においては、多様な住民ニーズを常にリサーチし、コスト意識等を持ってまちづくりに取り組むことが今後重要であると考えています。</p>
6	<p>■ 39 ページ 29 行目</p> <p>「心地良いお節介」をやくことができる」という表現は、雰囲気的な表現であり、こうした行政計画の文言としてふさわしくないとします。代替例として「声掛けができる」といったような表現の方が良いのではないかと。</p>	<p>行政経営の目標「公共私を支える人材となります」についてのご提案をいただきました。</p> <p>ご指摘のとおり、構想や計画の表現では違和感を感じるかもしれません。しかし、「消防団や祭りを通じた地元付き合い」「地域のコミュニケーションが強く顔の見える環境にある」など、新都市の人付き合いの“雰囲気”を表す表現として使用したいと思っております。</p>
7	<p>■ 49 ページ</p> <p>12 行目の後に「また、地域のエネルギーを創出し循環させることで、エネルギー自治を確立し、地域経済の循環に寄与します。」を加え、15 行目は、「地域で活躍する仕組みを進めることで地域人材の循環が図られることで、地域の社会関係資本の維持が図られます。」としてほしい。</p>	<p>地域経済循環の創出についてのご提案をいただきました。</p> <p>本市の地域特性を活かした取り組みであり、前向きな提案をいただきました。地域人材の循環を図ることも強力に進めるべき取り組みです。</p> <p>地域経済循環の創出の仕組みについては、市民の皆様との合意形成をしっかりとしていく中で、様々な形を模索していきたいと考えています。</p>
8	<p>■ 63 ページ以降</p> <p>(1) 全体的に、</p> <p>① 成果指標と個別計画</p> <p>成果指標が果たしてこれでよいのか。成果指標が各個別計画の整合しているのですか。</p> <p><例> 104 ページ</p> <p>施策 2-③ 地球環境問題に貢献します。</p> <p>「再生可能エネルギー塾への参加者延べ人数」とありますが、開催回数によって変動する人数を指標としています。これは、指標としてふさわしくないとします。</p> <p>この場合、成果指標は、エネルギービジョンにある令和 12 年目標数値「エネルギー消費量を 19%削減」「消費電力量のうち 30%を再エネで発電」「省エネで 8 億円節約＝稼ぎ」「再エネで 8 億円の稼ぎ」など整合のある目標値を設定すべきだと思います。</p> <p>全ての計画の目標値を調べていないので、詳細を述べられませんが、この例のごとく各個別計画整合性（計画年度も含め）と設定の適正化について再度検証してほしいと思っております。</p> <p>② 様々な評価基準</p> <p>26 ページで示されている「様々な評価基準」はどこにあるのでしょうか。</p>	<p>施策の成果指標等についてのご質問です。</p> <p>① 成果指標については、それぞれの課が作成している個別計画等に沿った目標を掲げています。</p> <p>今後、基本計画に沿った事務事業を実施していきますので、個別事業の目標についてはその際に改めて設定していきます。</p> <p>② 様々な評価基準については、今後、市民の皆様とともに探求、創出していきたいと考えております。</p>
9	<p>■ 66 ページ</p> <p>成果指標「男性の家事参加率」は、令和 4 年に「実施」となっていますが、どのように率を把握するのでしょうか。</p>	<p>施策「女性の活躍を支援します」についてのご質問です。</p> <p>「男性の家事参加率」は、事業所へのアンケート調査やヒアリングなどで把握する予定でしたが、事業所などの負担を考え、市役所で把握できる「女性の起業者数」「女性の審議会への登用率」に変更します。</p>
10	<p>■ 84 ページ「取組み内容」</p> <p>交通系 IC カード利用の新城駅延伸や、1 時間 1 本の長篠駅までのダイヤを湯谷温泉駅（三河川合）までの延伸を要望するなど、「JR 飯田線の利便性向上」についての記述がほしい。</p>	<p>施策「理想的な地域公共交通網をつくります」についてのご提案をいただきました。</p> <p>市街地の住環境を整え、暮らしやすさの利便性向上を図り、魅力あるまちづくりを推進するため、新城駅及びその周辺整備に取り組みます。</p> <p>また、鉄道事業者や沿線自治体等と連携して JR 飯田線の魅力向上を図る取組みについて「まち」の施策の中に追記しました。</p> <p>なお、IC カードの延伸等については引き続き JR に機会をとらえ要望をしていきます。</p>

意見④

	提出された意見の集約	市の考え方
1	<p>行政組織の肥大化が進む中、小さな組織、部課長制度の改革を行う必要があると思う。そして人件費の抑制にも取り組んでいただきたい。</p>	<p>行政経営の方針についてのご意見をいただきました。</p> <p>新城市では、定員適正化計画に沿った職員採用や配置を進めており、組織機構についても市民ニーズに沿った体制づくりを実施しています。</p> <p>今後、組織・体制づくりを行う上で、組織上の効率化を進めることはもちろんですが、将来的には、行政サービスを行う上の労働力の確保も課題となってきます。これらを踏まえ、市民サービスの維持・向上を最優先に考慮しつつ、簡素で効率的な組織機構を構築するとともに、特定の課題には集中的に取り組めるよう組織横断型のプロジェクトチームなどの編成についても取り組んで参ります。</p> <p>人件費の抑制については、人事院勧告に沿った給与体系、計画的な職員採用を進めるとともに、アウトソーシングなど民間活力の導入などについても検討して参ります。</p>
2	<p>市の税金を生み出す農工商の予算を検討され歳入確保を図る必要があります。そのため農村の活性化、商業、工業（中小企業）含め市が求めている姿をしっかりと伝えてほしい。</p> <p>また、担い手となる中心的人材が不足しています。将来にわたって農・工・商を含む担い手不足対策をしっかりとっていただきたい。その為には担い手に対する資金や税の減免（当分の間）を検討する必要があります。</p> <p>農業法人が増えることが重要だと思います。農家の戸別経営ではなく、法人化によって共同経営体となり、農地・人材・肥料・農機・出荷など様々なものが集約され、担い手不足や戸別負担が緩和されると思います。</p>	<p>政策目標「農林業を成長産業にします」「地域産業の振興で賑わいを創出します」についてのご意見をいただきました。</p> <p>人口減少などを要因として、工業、商業、農業分野における後継者不足、担い手不足は大きな課題であることから、施策として高校生を中心に企業説明会、企業展、企業見学会などを開催したり、企業立地奨励金などを交付し人材確保を支援しています。今後とも行政、商工団体、中小企業（商工業者）、市民（消費者）、金融機関が連携し、円滑な事業承継や担い手確保など支援して参ります。</p> <p>本市のような中山間地域では、農業を活性化するための方策の一つである農地等の集約化を行うことは容易ではありませんが、持続可能な農業構造を構築するには、集約化を進め農業の法人化は必要不可欠であると認識しています。また、農業の担い手に対する資金については、新規就農者を応援する無利子資金や、ある一定期間無利子となる有利な農業制度資金があります。</p> <p>こうした国や県の制度を活用しつつ、さらに担い手不足対策に繋がる施策を関係部局と連携し、検討していきます。</p>

○意見⑤

	提出された意見の集約	市の考え方
1	<p>新城市には自然や歴史といった観光資源がたくさん存在し、市外からたくさんの観光客が来訪している。</p> <p>①行ってみたい②また行きたい③住んでみたいの3段階で考え、観光客と定住人口を増やすことを一体として考えることが必要ではないか。</p>	<p>新城市の観光資源についてのご意見をいただきました。</p> <p>今回の総合計画においても観光は非常に重要な施策と位置付けています。観光などを通じて生まれる「人のつながり」を捉えたまちづくりを推進し、観光客や新城市の出身者の方などを新たに『つながる市民』とP31で位置づけ、まちづくりのパートナーとなる仕組みづくりや活躍の場づくりを進めていきます。</p>
2	<p>農地の売買や貸借に関して厳しい面があるため、その面の規制緩和の必要性もある。農地や工業地の地目・用途変更という高い壁があるが規制緩和などして実現していただきたい。</p>	<p>土地利用構想についてのご意見をいただきました。</p> <p>今後のまちづくりを進めていくためには、土地利用の観点からも長期的に考えていく必要があります。そのため、ご指摘いただいた農地等の地目変更や用途変更などの土地利用に関する様々な制限などについても、P32に記載してありますが土地利用の選択肢を増やしまちづくりの可能性が広がられるよう検討を進めていきます。</p>
3	<p>市民の減少というのが一番大きな問題だと思います。なんとか人口の維持、さらには増えるようにしなければなりません。無駄な経費は削減し、有効なところへ投資してほしい。</p> <p>全国でも稀な若者議会があることは非常によいことだと思うため、若者の力が市民全体の利益となるような政策をもっと打ち出してほしいです。その前提として市民全体で考え、知恵やお金を出し合って協力しながら実行していく新城市であるとよいと思います。</p>	<p>これからのまちづくりについてのご意見をいただきました。</p> <p>日本は、少子高齢化・人口減少が進行する時代となっています。第2次新城市総合計画では、現実を直視し、人口減少を受け入れる形で人口推計を作成していきます。</p> <p>魅力ある市を目指して、若者議会をはじめ中学生議会や女性議会など様々な世代から幅広く意見をいただく機会を今後も設けるとともに、これからのまちづくりに「新しい知恵」や「新しい技術」などの行政分野以外の新しい資源の発見や発掘に努めていきます。また、地域の課題を地域自らが対処するとともに課題への対応を経済活動につなげるコミュニティ・ビジネスに取り組むなど、誰もが活躍でき、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。</p>

西暦・和暦早見表

西 暦	和 暦	
2005年	平成17年	新・新城市誕生
2006年	平成18年	
2007年	平成19年	
2008年	平成20年	第1次新城市総合計画スタート
2009年	平成21年	
2010年	平成22年	
2011年	平成23年	
2012年	平成24年	
2013年	平成25年	
2014年	平成26年	
2015年	平成27年	
2016年	平成28年	
2017年	平成29年	
2018年	平成30年	
2019年	平成31年・令和元年	第2次新城市総合計画スタート
2020年	令和2年	
2021年	令和3年	
2022年	令和4年	
2023年	令和5年	
2024年	令和6年	
2025年	令和7年	
2026年	令和8年	
2027年	令和9年	
2028年	令和10年	
2029年	令和11年	
2030年	令和12年	
2031年	令和13年	
2032年	令和14年	
2033年	令和15年	
2034年	令和16年	
2035年	令和17年	
2036年	令和18年	
2037年	令和19年	
2038年	令和20年	
2039年	令和21年	
2040年	令和22年	

注 釈 一 覧

用 語	説 明
あ行	
IoT	Internet of Things の略。モノのインターネット。「身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる」仕組み。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
RPA	業務を自動化するツールで、業務の流れを見直した上で導入することにより定型作業を自動化し、業務の効率化、業務品質の向上、業務環境の改善やコストの削減を図ることが可能となる。
インターンシップ	学生に就業体験の機会を提供する制度。実際に企業等に赴かせ、一定期間職場体験をさせる。
インバウンド	外国人が旅行で日本を訪れること。
AI	人間にしかできなかったような高度・知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムによって行い、より精度の高い学習ができるように開発された人工知能のこと。
SNS	Social Networking Service の略でインターネットを介して社会的つながりを提供するサービスで、情報の発信・共有・拡散といった機能に重きを置かれている。
LGBT	Lesbian(女性同性愛者)、Gay(男性同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(性別越境者)の頭文字をとった単語で性的少数者の総称。
オープンデータ	民間企業や行政機関等がもつデータを、著作権や特許などの規制を受けずに誰でも自由に利用ができる形で、カタログサイトやホームページ等に公開するもの。
か行	
クラウドファンディング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行う。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
KPI	Key Performance Indicator の略。日本語では重要経営指標、重要業績指標などと訳される。
公開型 GIS	ネットワーク上で Web ブラウザを通じて、福祉・医療情報(福祉施設・病院等)、公共施設(学校・コミュニティセンター・市役所等)、バス停の場所など生活に密着した情報を地理情報システムにより公開し、利用可能にする仕組み。
公共私	公的機関による「公助」、地域コミュニティや市民活動団体などによる助け合いの「共助」、自分の事は自身で対応する「自助」。
合計特殊出生率	平成 22 年新城市の合計特殊出生率 1.41 人口ビジョンでは令和 22 年の目標 2.07。
校内 LAN	学校内のコンピューターをネットワークで接続したシステム。学校の中で教員が教材を共有したり、子どもたちの学習成果を保存・発表をしたり、パソコン画面で授業を提示したりする。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の相談等をワンストップで行う窓口。
子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センターなどの機能に加え、子どもとその家庭へのより専門的な相談や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などの具体的な支援までを行う拠点。
コミュニティスクール	学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進めている学校で、コミュニティスクールの指定は教育委員会が行う。
コミュニティ・ビジネス	地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組み。地域の課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機械・就業機会を拡大する効果が期待される。
さ行	
ジオツアー	自然でできた地形や景観を観光するツアー。
システムインシデント	導入しているシステムに事故などの危機が発生する恐れのある事態。
市の中心核	新城地区の国道 151 号と都市計画道路の場線沿いの市街地形成地域を市の中心核として位置づけ、道路網等の社会基盤整備を積極的に推進し、商業施設の誘致、医療・福祉サービスの提供など、経済機能、医療・福祉機能、行政機能の一体的整備を進めます。
新城市人口ビジョン	平成 28 年 2 月策定。新城市人口ビジョンでは、バランスのとれた年齢構成への転換を進めることで、2060 年に 3 万 1 千人程度の人口を維持することができるとしています。
新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 28 年 2 月策定。新城市人口ビジョンの目標人口を達成するために具体的な取り組みを定めた計画。平成 27 年から平成 31(令和元)年を目標年度としたため、次期戦略(令和2年から令和6年)は今後検討します。

スマートインターチェンジ	高速道路の本線上またはサービスエリアやパーキングエリアなどに設置されているETC専用のインターチェンジ。
セカンドライフ	第2の人生。特に定年退職後の人生。
Society 4.0	IoTをはじめとしたテクノロジー技術を活用することで経済発展を目指す社会。
Society 5.0	Society 4.0において課題であったサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の間における連携不足の部分を、IoT、AIなどの最新テクノロジーやビッグデータを活用することによって人とモノがより簡単につながることを目指す社会。
た行	
ダイナミズム	そのものもつ力強さ。迫力。
第4次産業革命	18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、AI、IoT、ビッグデータなどの技術革新が引き起こす社会構造や産業構造の変革。
地域中心核	鳳来総合支所及び作手総合支所周辺地域を地域中心核として位置づけ、地域における生活拠点としての社会基盤の充実を図り、人口の集積を進めます。
つながる市民	観光客などの「交流人口」、住民ではないがつながりの深い「関係人口」について、単なる「人口」ではなく、市民としてのつながりを深める思いを込めた新都市の造語。
釣鐘型の年齢構成	人口ピラミッドの形で、14歳以下の人口の割合が低い状態。
適応指導教室（あすなる教室）	学校生活への復帰に向けてのエネルギーを蓄え、集団生活への適応と自立を促す場。
デジタル難民	コンピューターなどの情報機器を持たない人や高齢者等。
テレワーク	勤労形態の一種で情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。
統合型GIS	組織内の部門において、使用する地図情報（道路、街区、建物、河川など）を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にする仕組み。
な行	
二地域居住	都会に暮らす人が、週末や一定期間を農山漁村で暮らすこと。
ニューキャッスル・アライアンス加盟都市	
は行	
はつらつ世代	65歳以上の高齢者のうち、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという意思を持たれる方を総称する新都市の造語。
ハラスメント	人をこもらせること。いやがらせ。
ビックデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語。
深い学び	習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査した考えや、考えを基に創造したりすることに向かう。
フレックスタイム制度	労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配慮（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。
ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力。
や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
ら行	
療育環境	一人ひとりの特性に応じた配慮をし、できることを増やしていけるよう支援する保育や環境
レジリエント	もともとは復元力、回復力という意味から、様々な環境へ対応できる力として使われている。
6次産業化	第1次産業である農林水産業が農林水産物の生産だけにとどまらず、それらを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園などを運営し地域資源を活かしたサービスなど第2次・第3次産業まで実施すること。
わ行	
ワークシェア	ワークシェアリング。労働者同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短によるのが典型的な方法。
ワークライフバランス	仕事と生活の調和。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

※市民満足度調査、まちづくり市民検討会及び各種団体等ヒアリングについては、市HPで公開しています。

第2次新城市総合計画

平成31年 4月

○発行 新城市

○編集 企画部 企画政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL : 0536 - 23 - 1111 (代表)

FAX : 0536 - 23 - 2002

URL : www.city.shinshiro.lg.jp

